

日支交渉二千年譜

始



特 210
990



日
支交涉二千年譜

秀文閣書房編輯部編



緒言

皇紀四百四十三年から日本と支那との間に交渉が始まつて以來、今次支那事變の勃發まで二千百五十五年に亘る兩國の關係を年譜として通覽することは甚だ興味深く、且つ有益なるべきを信じ、茲に本書を上梓した次第である。

昭和十五年一月八日

編者 しろす

日支交涉二千年譜

△孝靈天皇七十二年 (皇紀四四三年)

五月中、秦人徐福、男女三千人を率ゐて來朝す。

△崇神天皇六十五年 (六二八年)

七月中、任那國、使節蘇那曷叱智を遣して朝貢す。任那朝貢の初めなり。

△垂仁天皇二年 (六三三年)

此歲、任那の使節蘇那曷叱智歸國す。赤絹一百匹を任那王に賜ふ。

△同 三年 (六三四年)

此歲、新羅王子天日槍、來朝、歸化し、鏡、寶玉、刀槍等七物を献上す。之が邑に但馬を賜ふ。

△同 八十六年 (七一七年)

此歲、漢と初めて通好す。

△仲哀天皇九年 (八六〇年)

十月三日、神功皇后自ら兵を率ゐ、和珥津を發し新羅に到り給ふ。新羅王波沙麻錦、震慄して降伏し、質子を入れ、毎年金銀、彩色、綾羅、繡絹等の貢船八十艘を献する事を誓ふ。高麗、百濟、之を聞き相次いで降を請ひ朝貢を誓ふ。

△應神天皇(神功皇后攝政)四年 (八六四年)

三月七日、新羅使節、來朝し朝貢せるを以て其の質を免す。

△同 五年 (八六五年)

此歲、新羅の職工を大和に置く。

△同 三十年 (八九〇年)

此歲、吳王孫權、其の將をして我が西國を侵して克たす。

△同 四十六年 (九〇六年)

三月一日、斯摩宿禰を卓淳國(南鮮の小國)に遣す。

△同 四十七年 (九〇七年)

四月中、新羅、百濟共に朝貢す、新羅の貢物は珍奇甚多にして、百濟の貢物は卑賤甚少なり。これ新羅、百濟の朝貢使を途に抑留して其の携行せる貢物を奪ひ、之を以て己が献上物とせしめたるなり。

△同 四十九年 (九〇九年)

三月中、前々年の朝貢の事に因り、荒田別、鹿

我別を將軍と爲して新羅を討たしめ、加羅等七國を定め、南蠻、枕彌多禮を屠りて百濟に賜ふ

△同 五十年 (九一〇年)

二月中、將軍荒田別等、官符を置いて凱旋す。

五月中、百濟使節再び朝貢す。

△同 五十一年 (九一一年)

三月中、百濟使節、又朝貢す。

△同 五十二年 (九一二年)

九月十日、百濟使節朝貢し、七杖刀一口、七子鏡一面及び鐵等を獻上す。

△同 七十二年 (九三二年)

此歲、百濟の辰斯王立ち、天皇に對して禮無しよつて紀角宿禰、羽田矢代宿禰、石川宿禰、木菟宿禰を遣して其の禮無きを責めしむ。百濟國辰斯王を殺して謝す、紀角宿禰等、乃ち阿花を立て、王として歸る。

△同 七十六年 (九三六年)

九月中、高麗、百濟、任那、新羅相次いで朝貢す、乃ち武内宿禰を遣し諸韓人を督して韓人池

を作らしむ。

△同 七十七年 (九三七年)

三月中、百濟王阿花、禮無きを以て其の封地を削る。阿花、懼れて其の子阿直岐を來朝せしめ、其の罪を謝す。

△同 八十三年 (九四三年)

此歲、功滿王子弓月君、百二十餘縣の人口を率ゐて來朝し歸化す、乃ち大倭朝津間掖上の地を賜ふ。

二月中、百濟、縫衣の工女を獻す。

△同 八十四年 (九四四年)

八月六日、百濟王阿花、阿直岐を使節として來朝せしめ、良馬二匹を獻す、阿直岐文學に通ず依て皇子菟道稚郎子に侍讀せしむ、阿直岐、乃ち博士王仁を推薦す。

△同 八十五年 (九四五年)

二月中、百濟博士王仁、冶工、釀酒人、吳服飾を率ゐて來朝し、論語十卷、千字文一卷を獻す。皇子菟道稚郎子、之に従つて學を修む、文教の

興り之に初まる。

△同 八十九年 (九四九年)

九月中、漢主劉宏の裔阿知使主、其の子都加使主、共に十七縣人を率ゐ來朝して歸化す、乃ち高市郡檜前村を賜ふ。

△同 九十七年 (九五七年)

九月中、高麗の使者、來朝して調貢す。表文、禮を失するを以て之を責む。

△同 百年 (九六〇年)

此歲、新羅王、良匠を貢す。

△同 百六年 (九六六年)

二月中、阿知使主、都加使主を吳に遣して織縫工女を求めらる。

△同 百八年 (九六八年)

二月中、百濟王、其の妹新齊都媛を朝廷に仕へしむ。

△同 百十年 (九七〇年)

二月中、阿知使主、工女、吳織、穴織を率ゐて吳より歸朝す。

△仁德天皇十一年 (九八三年)

此歲、新羅、朝貢す。

△同 十二年 (九八四年)

七月三日、高麗より鐵盾、鐵的を獻す。

八月十日、高麗使節に宴を賜ふ。

△同 十七年 (九八九年)

九月中、是より先新羅朝貢せず、因つて砥田宿禰、賢遺臣を遣して之を責む。新羅乃ち絹千四百六十四匹及び雜調八十艘を獻じて罪を謝す。

△同 四十一年 (一〇一三年)

三月中、紀角宿禰を百濟に差遣せらる。

△同 五十三年 (一〇二五年)

五月中、是より先新羅又朝貢せず、上毛野君竹葉瀬をして其の闕貢を責問し、更に上毛野田道を遣して之を撃たしむ。田道、新羅四邑の人民を虜にして還る。

△同 五十八年 (一〇三〇年)

十月中、吳、高麗共に朝貢す。

△允恭天皇三年 (一〇七四年)

正月一日、使を新羅に遣して良醫を求む。
八月中、新羅より醫師來朝して、天皇の疾を治療し奉る。

△同 十年 (二〇八一年)

正月中、使を宋に遣はす。

△雄略天皇二年 (一一一八年)

七月中、百濟王女池津媛、後宮に侍して石川楯と姦するを以て燒殺さる、磔刑の初めなり。

△同 五年 (一一二一年)

七月中、百濟王弟加須利君、來朝す。

△同 六年 (一一二二年)

四月中、吳國の使者、來貢す。

△同 七年 (一一二三年)

八月中、天皇、吉備上道臣田狹の妻の體貌閑麗なるを聞き、田狹を任那國司として行かしめ、其の妻を納れて妃とし給ふ。田狹これを憤り、任那に據りて叛す。

同月、百濟に技工を求めしを以て、陶工、鞍工、畫工、錦工等の工人來朝す。

△同 八年 (一一二四年)

二月中、高麗、新羅と戦ふ。任那日本府の兵、新羅の請により高麗を撃破す。

同月中、身狹ノ青等を吳國に差遣せらる。

△同 九年 (一一二五年)

三月二日、天皇新羅を親征せんとして果し給はず、勅して紀小弓、大伴談、蘇我韓子、小鹿火等を差遣せらる、尋で紀小弓は陣中に歿す。

五月中、紀大盤、新羅に赴き、小鹿火の兵を奪ひて蘇我韓子を殺す、諸將半途にして還る。

△同 十年 (一一二六年)

九月中、身狹ノ青等、吳國より歸朝す。

△同 十一年 (一一二七年)

七月中、吳人貴信、來朝して歸化す。

△同 十二年 (一一二八年)

四月四日、再び身狹ノ青、檜隈ノ博徳を吳國に差遣せらる。

△同 十四年 (一一三〇年)

正月十三日、身狹ノ青等、吳國の使と共に手末

才伎、漢織、吳織、衣縫媛、弟媛等を率ゐて歸朝す。

△同 二十二年 (一一三八年)

九月中、使を宋に遣し書を贈る。

△同 二十三年 (一一三九年)

四月中、これより先廿年冬、高麗、百濟を攻めて當に滅亡に瀕せしむ。天皇、筑紫安致臣、馬飼臣等をして船師を率ゐて高麗に遣し之を討らしむ。

△清寧天皇三年 (一一四二年)

十一月中、海外の諸蕃並に使を遣して、調物を進獻す。

九月一日、天皇、蕃使の射を歡給ふ。

△同 四年 (一一四三年)

正月七日、海外の諸蕃の使者を朝堂に宴す。物を賜ふこと各差あり。

△顯宗天皇三年 (一一四七年)

此歲、紀大盤、任那に據り三韓に王たらんと欲し、百濟の兵に敗られて歸る。

△武烈天皇六年 (一一六四年)

十月中、百濟使を遣して朝貢す、其の久闕を以て之を拘留して歸さず。

△同 七年 (一一六五年)

四月一日、百濟使節斯我君、朝貢す。

△繼體天皇六年 (一一七二年)

四月六日、哆喇國守穗積押山を百濟に遣し、筑紫馬四十匹を賜ふ。

十二月中、百濟使を遣して調賦を朝貢す。

△同 七年 (一一七三年)

六月中、百濟王、其の將軍姐彌文貴、洲利即爾及び五經博士段楊爾を來朝せしむ。

△同 九年 (一一七五年)

二月四日、天皇物部連をして百濟使節、姐彌文貴を送らしむ。

△同 十年 (一一七六年)

九月十四日、高麗將軍灼莫古、來朝す。

九月中、高麗五經博士漢高安茂を來朝せしめ、段楊爾と代らしむ。

△同 十六年 (一一八二年)

此歳、南梁人司馬達、來朝して大和高市坂に庵を結び佛を奉ず。

△同 二十一年 (一一八七年)

六月中、近江毛野に命じ兵六萬を率ゐて任那に赴き、新羅の犯せし地を復せしむ。

八月一日、筑紫國造磐井、叛して新羅と謀を通ず、乃ち大連物部麤鹿火を大將軍と爲し之を討たしむ。

△同 二十三年 (一一八九年)

四月七日、任那王族多子岐、來朝す。

△同 二十四年 (一一九〇年)

九月中、任那、使を遣して朝貢す。

△安閑天皇元年 (一一九四年)

五月中、百濟、使を遣して朝貢す。

△宣化天皇二年 (一一九七年)

十月一日、是より先、新羅任那を寇す。依つて此日、大連大伴金村に詔して其の子大伴磐及び狹手彦をして任那を救はしむ。

△欽明天皇元年 (一一二〇年)

二月中、百濟人已知部、歸化す。

八月中、高麗、百濟、新羅共に朝貢す。

秦人、漢人等歸化せし者を召して國郡に置き戸籍に編貫す、秦人戸數凡そ七千五十三戸に及ぶ

△同 二年 (一一二一年)

四月中、詔を百濟に下して任那を復興せしむ。

△同 四年 (一一二三年)

九月中、百濟使節來朝して扶南の財物を獻す。

十一月八日、再び百濟に詔して任那復興を圖らしむ。

△同 五年 (一一二四年)

十二月中、肅慎(現滿洲牡丹江流域の一部族)船、佐渡島北御名部崎に來る。

△同 六年 (一一二五年)

三月中、膳巴提便を百濟に差遣さる。

五月中、百濟使節、朝貢す。

十一月中、膳巴提便、百濟より歸朝す。

此歳、高麗、大に亂る。

△同 七年 (一一二〇六年)

正月三日百濟使節、國に還る。良馬七十匹、船十隻を賜ふ。

六月十二日、百濟使節、朝貢す。

△同 八年 (一一二〇七年)

四月中、百濟、將に新羅を討ち任那を復せんとし、眞慕宣文、奈率歌麻等を遣して援兵を請ふ。

△同 九年 (一一二〇八年)

正月三日、百濟使節眞慕宣文等國に還る。

同月九日、高麗の兵、百濟の馬津城を圍む。

四月三日、百濟使節掠葉禮、來朝して援兵を暫く停めん事を請ふ。

六月二日、百濟に使を遣す。

十月中、卒三百七十人を百濟に遣し應援せしむ。

△同 十一年 (一一二〇年)

四月十六日、百濟使節皮久斤等來朝して高麗の俘虜を獻す。

△同 十二年 (一一二一年)

三月中、麥種一千斛を百濟に賜ふ。

此歳、百濟は高麗を討つて其の六郡を復す。

△同 十三年 (一一二二年)

五月八日、高麗は新羅と謀りて百濟、任那を滅さんとす。百濟使節木菟今敦等、來朝して援兵を乞ふ。

十月十三日、百濟聖明王、西部姫氏達率怒喇斯致契等を來朝せしめ、釋迦佛金剛像一軀を献上す。天皇、因て之を郡臣に問ひ給ふ、大臣蘇我

稻目、大連物部尾輿、中臣勝海と論争す。此歳、新羅、百濟の漢城を取る。

△同 十四年 (一一二三年)

正月十二日、百濟再び使節科野次酒等を派して來援を請ふ。

六月中、内臣を百濟に遣して良馬二匹、船二隻、弓五十張、箭五十具を賜ひ、醫、易、歴の諸博士を遞番來往せしむ。

八月七日、百濟使節科野等來朝して新羅、高麗の隱謀を告げ援兵を乞ふ。

十月二十日、百濟王子餘昌、高麗と戦つて大に

之を撃破す。

△同 十五年 (一二二四年)

二月中、百濟、醫博士奈卒王、有稜陀を貢す。
五月二日、内臣佐伯連をして兵一千、馬百匹、
船四十艘を率ひ百濟に遣して新羅を討たしむ。
十二月九日、百濟王、東方領物部莫哥武連を遣
して新羅軍を撃破し、遂に函山城を抜く。

△同 十六年 (一二二五年)

一月中、新羅眞興王、大舉して百濟軍を撃破す。
百濟聖明王、遂に敗死す。

二月五日、百濟王子餘昌、其の弟惠を來朝せし
め哀みを請ふ。天皇、傷悼して使を遣し之を津
に迎へて慰問し給ふ。

△同 十七年 (一二二六年)

正月中、百濟王子惠、歸國す、之に兵仗良馬を
賜ふ。

十月中、漢人を大和高市郡に置く。

△同 十八年 (一二二七年)

三月中、百濟王餘昌立つ、之を威德王と稱す。

△同 二十一年 (一二二〇年)

九月中、新羅使節朝貢す。其使を餐賜する事前
例に超ゆ。

△同 二十二年 (一二二一年)

此歲、新羅、再び叛す。

△同 二十三年 (一二二二年)

正月中、新羅眞興王、任那の日本府を滅す。

七月一日、新羅貢調使、來朝す。

同月中、大將軍紀男麻呂、副將河邊瓊缶を遣し
て新羅を討たしむ。皇軍利あらず、副將河邊瓊
缶、調伊企灘、新羅の虜となる。

八月中、大將軍大伴狹手彦を遣して高麗を討ち
大いに之を破りて凱旋す。吳人智聰之に従ひ、
佛像、經書、樂器等を齎して來朝す。

十一月中、新羅、使を遣して調賦を貢す、之を
留めて歸さず。

△同 二十六年 (一二二五年)

五月中、高麗頭霧喇耶陞等筑紫に來朝す、之を
山城に置く。

△同 三十二年 (一二三二年)

三月五日、坂上耳子郎君を新羅に遣して任那を
滅せしを責む。

四月十五日、天皇、皇太子を卧内に召し任那復
興を遺詔して崩御し給ふ。

八月一日、新羅弔使未叱號失消等、來朝して殯
宮を拜す。

△敏達天皇元年 (一二三二年)

五月十五日、詔して群臣に高麗の表文を讀まし
む。

△同 二年 (一二三三年)

二月十五日、聖德太子誕生。

五月三日、高麗の使船越海に漂着す、吉備海部
難波をして之を其國に送還せしむ。

七月一日、吉備海部難波、送還の途に高麗使節
を海に投じて歸る。

八月十四日、吉備海部、高麗使節を送還せし由
を奏す、其偽りなるを識り、國に還るを許さず。

△同 三年 (一二三四年)

△同 二十一年 (一二二〇年)

九月中、新羅使節朝貢す。其使を餐賜する事前
例に超ゆ。

△同 二十二年 (一二二一年)

此歲、新羅、再び叛す。

△同 二十三年 (一二二二年)

正月中、新羅眞興王、任那の日本府を滅す。

七月一日、新羅貢調使、來朝す。

同月中、大將軍紀男麻呂、副將河邊瓊缶を遣し
て新羅を討たしむ。皇軍利あらず、副將河邊瓊
缶、調伊企灘、新羅の虜となる。

八月中、大將軍大伴狹手彦を遣して高麗を討ち
大いに之を破りて凱旋す。吳人智聰之に従ひ、
佛像、經書、樂器等を齎して來朝す。

十一月中、新羅、使を遣して調賦を貢す、之を
留めて歸さず。

△同 二十六年 (一二二五年)

五月中、高麗頭霧喇耶陞等筑紫に來朝す、之を
山城に置く。

七月廿日、高麗使節又來朝して吉備海部難波の
詐偽露見す、乃ち之を斬る。

十一月中、新羅、使を遣して調賦を貢獻す。

△同 四年 (一二三五年)

二月中、百濟、使を遣して調賦を貢獻す、常年
に數倍す。

四月六日、吉子金子を新羅に、吉子木蓮子を任
那に、吉子譯語彦を百濟に差遣せらる。

六月中、新羅使を遣して調賦を進貢す、亦恒例
に過ぐ。

△同 六年 (一二三七年)

五月五日、大別王及び小黑吉子宰を百濟に差遣
せらる。

十一月一日、大別王等、百濟より歸朝して經論、
律師、禪師、比丘尼、呪禁師、佛工、寺工等を
献す、詔して之を難波大別王寺に置く。

△同 八年 (一二三九年)

十月中、新羅、枳叱政柰未を遣して佛像及び調
賦を献す。

△同 九年 (一二四〇年)

六月中、新羅使節來朝す、之を納れずして放還さる。

△同 十一年 (一二四二年)

二月中、高麗、百濟、入貢して國喪を弔す。

十月中、新羅再び朝貢す、之を納れずして還らしむ。

△同 十二年 (一二四三年)

七月一日、天皇、紀國造押勝、吉備海部羽島を百濟に遣して肥後葦北國造の子日羅を召さる。

十月中、日羅、百濟より備前兒島屯倉に來る。

朝廷、大伴糖牛子を遣して之を慰勞し、任那再建の政策を諮詢せらる。

十二月中、百濟使節德爾余怒等、日羅を刺殺す。

△同 十三年 (一二四四年)

二月八日、難波木連子を新羅に差遣さる。

九月中、鹿深臣、佐伯連、百濟より歸朝して彌勒石像及び佛像各一軀を齎す。大臣蘇我馬子、奏請して之を小懇田の自邸に安置し、向原の家

を淨捨して寺となす、佛法これより興る。

△崇峻天皇元年 (一二四八年)

四月中、百濟使節朝貢し佛舍利並に僧侶及び寺工、鑪工、盤師、瓦師、畫工等を獻す。

△同 三年 (一二五〇年)

三月中、學問尼善信等、百濟より歸朝して河内櫻井寺に住す。

△同 四年 (一二五一年)

十一月四日、紀男麻呂、巨勢比良夫、狹臣、大伴嚙、葛城烏奈良を大將軍と爲し、兵二萬餘を率ゐて筑紫に屯し、吉工磐金を新羅に、吉子木蓮子を任那に遣す。

十二月中、商人の首長久比を吳國に遣し雜貨を購入せしむ。

△推古天皇三年 (一二五五年)

五月十日、高麗の僧惠慈、百濟の僧慧聰相踵で來朝し大いに佛教を弘む、皇太子厩戸皇子(聖德太子)之を師とせらる。

△同 五年 (一二五七年)

四月一日、新羅王、其子阿佐を遣し朝貢せしむ。

十一月中、難波吉工磐金を新羅に差遣さる。

△同 六年 (一二五八年)

四月中、難波吉工磐金、新羅より歸朝し鵠二雙を獻す。

八月一日、新羅、孔雀一雙を獻す。

△同 七年 (一二五九年)

九月一日、百濟より駱駝、羊、白雉を朝貢す。

△同 八年 (一二六〇年)

二月中、新羅、任那と戦ふ。詔して境部臣を大將軍に、穗積臣を副將軍とし兵を率ゐて任那を救はしむ。

△同 九年 (一二六一年)

三月五日、宣詔使として大伴嚙を高麗に、坂本糠手を百濟に遣し、共に任那を救はしむ。

九月中、新羅の諜者加摩多、對馬に來る、之を捕へて上野に流す。

十一月五日、朝廷、新羅追討を議せらる。

△同 十年 (一二六二年)

二月一日、來目皇子を征新羅大將軍と爲し、軍衆二萬五千を率ゐて新羅を討たしむ。

六月三日、宣詔師大伴嚙、坂本糠手、百濟より歸朝す。

十月中、百濟僧觀勒、來朝して歷本、天文、地理、盾甲、方術の書籍を獻す、乃ち勅して書生を選び之を學ばしむ。

閏十月十五日、高麗僧僧隆、雲聰、歸化す。

△同 十一年 (一二六三年)

二月四日、征新羅大將軍來目皇子、筑紫にて薨す。

四月一日、當麻皇子を征新羅大將軍とす。

七月三日、當麻皇子、難波を出發して播磨赤石に到りしに紀合人姫薨す、因て檜笠岡上に埋葬し、延遷の間に新羅屈服せしを以て京師に歸る。

△同 十五年 (一二六七年)

七月三日、大禮小野妹子を遣隋大使に、鞍作福利を通事と爲し隋に差遣せらる、遣隋使の初めなり。

△同 十六年 (一二六八年)

四月中、遣隋大使小野妹子等歸朝す、隋使斐世清等之に従つて筑紫に来る。

六月十五日、隋使斐世清等、難波津に入る。

八月十二日、隋使斐世清等、参内して國書及び信物を上る。

九月十一日、隋使斐世清等國に歸る。小野妹子を大使に、難波雄成を小使と爲し、再び隋に差遣せらる。學生倭漢福因、奈羅譯語惠明、高向漢人大國、學問僧新漢人旻、南淵漢人請安、志賀漢人惠隱、漢人惠齊、惠明廣齊、之に隨行す。

△同 十七年 (一二六九年)

四月四日、百濟僧道欣等、肥後葦北津に漂着せしを、筑紫太宰府より奏上す。

五月十六日、天皇德摩呂等をして之を送還せしめんとす。道欣等、留る事を請ふ、乃ち之を元興寺に置く。

九月中、遣隋使小野妹子等歸朝す。

同 十八年 (一二七〇年)

利、大小幡等を献す。此歲、新羅再び任那を取る、詔して之を討たしむ。

△同 三十一年 (一二八三年)

七月中、新羅、任那、使を發して朝貢す。留學僧惠齊、慧光、醫慧日、福因等、唐より歸朝す。十一月中、難波磐金、新羅より歸朝す。

△同 三十二年 (一二八四年)

正月七日、高麗僧慧灌、來朝して元興寺に入り三論宗を弘む。

△舒明天皇二年 (一二九〇年)

三月一日、高麗、百濟使節、共に朝貢す。

八月五日、犬上御田歙、藥師慧日を唐に遣す、是れより唐との國交始まる。

△同 三年 (一二九一年)

三月一日、百濟王義慈、其子豐璋を納れて質と爲す。

△同 四年 (一二九二年)

八月中、遣唐使犬上御田歙等、唐使節新州刺史高表仁と歸朝す。入唐學問僧靈雲、僧旻等之に

三月中、高麗僧曇徵、法定來朝す。

十月九日、新羅、任那、共に朝貢す。

△同 十九年 (一二七一年)

八月中、新羅、任那、共に朝貢す。

△同 二十年 (一二七二年)

此歲、新羅の味摩之、歸化して伎樂舞を傳ふ。

△同 二十二年 (一二七四年)

六月十三日、矢田部御孀を大使に、犬上御田歙を小使として隋に遣す。

△同 二十三年 (一二七五年)

九月中、遣隋使矢田部御孀等、歸朝す。

十一月中、高麗の僧惠慈、歸國す。

△同 二十四年 (一二七六年)

七月中、新羅使節、來朝して佛像を獻す。

△同 二十六年 (一二七八年)

八月一日、高麗、使を遣して弩、抛石を獻す。

此歲、隋、國號を唐と改む。

△同 三十年 (一二八二年)

七月中、新羅、任那、貢調し、佛像、金塔、舍

從つて歸る。

十月四日、唐使節高表仁、難波館に入る。

△同 五年 (一二九三年)

正月廿六日、唐使節高表仁等歸國す、吉士雄麻呂、黑麻呂、之を送つて對馬に到る。

△同 七年 (一二九五年)

六月十日、百濟、達率柔等をして朝貢せしむ。

△同 十年 (一二九八年)

此歲、百濟、新羅、任那、共に朝貢す。

△同 十一年 (一二九九年)

九月中、新羅、使を遣し入唐學問僧惠隱、惠雲を送りて來朝す。

十二月中、九層塔を百濟川上に建つ。

△同 十二年 (一三〇〇年)

十月十一日、新羅、百濟、使を遣して調賦を朝貢す。入唐留學生高向玄理、學問僧南淵、請安共に歸朝す。

△皇極天皇元年 (一三〇二年)

二月六日、高麗、朝貢す。

二月廿二日、津守大海を高麗に、國勝水鷄を百濟に、草壁眞跡を新羅に、坂本長兄を任那に遣す。

二月廿四日、百濟王弟子翹岐、來朝す。

四月八日、百濟使節翹岐、參朝す。

五月十八日、國勝水鷄、百濟より歸朝す。

△同 二年 (一三〇三年)

四月廿一日、百濟、朝貢す。

七月三日、使を難波に遣して百濟調物を檢し、其の減ぜしを責む。

△孝德天皇大化元年 (一三〇五年)

六月八日、中大兄皇子、石川麻呂に三韓進調の日を以て、蘇我入鹿を殺害せんことを告ぐ。

六月十二日、三韓、使を遣して朝貢す。◇入鹿大極殿に誅せらる。

六月十九日、初めて年號制定し大化と稱し給ふ。

七月十日、三韓、使を遣して朝貢す、其無禮を責めて之を却く。

○三輪栗隈東人、馬飼造等を任那に差遣して其

國境を檢察せしむ。

△同 二年 (一三〇六年)

二月十五日、三韓、朝貢す。

九月中、高向玄理を新羅に遣して質を徵す。

○任那の朝貢を罷む。

△同 三年 (一三〇七年)

正月十五日、高麗、新羅、朝貢す。

十二月三十日、高向玄理等、新羅より歸朝す。

△白雉元年 (一三〇〇年)

四月中、新羅、使を遣して調賦を獻す。

△同 二年 (一三〇一年)

六月中、百濟、朝貢す。

此歲、新羅貢調使入貢す、唐服を着するを以て之を却く。

△同 三年 (一三〇二年)

四月中、新羅、百濟、使を遣して調賦を獻す。

△同 四年 (一三〇三年)

五月十二日、遣唐大使吉士長丹、副使吉士駒を差遣し、又高田根麻呂を大使に、掃守小麻呂を

副使と爲し俱に進發せしむ。

六月中、百濟、新羅、朝貢す。

七月中、遣唐使高田根麻呂の船、薩摩竹山に漂着す。

△同 五年 (一三一四年)

二月中、高向玄理を遣唐押使に、下河邊麻呂を大使に、藥師慧日を副使と爲し唐に差遣せらる。

三月中、遣唐押使高向玄理、唐にて歿す。

七月中、遣唐大使吉士長丹、副使吉士駒等歸朝して書籍、寶貨を獻す。

△齊明天皇元年 (一三一五年)

◇正月三日、年號を廢す。

八月一日、遣唐使下河邊麻呂等、歸朝す。

△同 二年 (一三一六年)

八月八日、高麗、大使達沙、副使利之等を遣して朝貢す。

△同 四年 (一三一八年)

七月中、僧智通、智達入唐す。

此歲、越前守阿部比羅夫、蝦夷を嚮導と爲し肅

慎人と戦ふ。

△同 五年 (一三一九年)

五月中、高麗、朝貢す。

七月三日、坂合部石布、津守吉祥等を唐に差遣せらる。

△同 六年 (一三二〇年)

正月一日、高麗、朝貢す。

三月中、阿部比羅夫、再び舟師二百艘を率ゐて肅慎を伐つ。

十月中、百濟救を乞ひ、王子豊璋を迎へて國王と爲さんことを請ふ、之を許す。

十二月廿四日、天皇、百濟を救はんがために難波宮に行幸あり、軍器を簡閲し、駿河に勅して軍艦を送らしむ。

△同 七年 (一三二一年)

正月六日、天皇親しく舟師を率ゐ西征の途に就き給ふ。

三月廿五日、車駕娜大津に遷り、磐瀬行宮(筑前國遠賀郡石瀬)に駐紮し給ふ。

五月廿三日、耽羅國、(濟州島)初めて其子阿波伎等をして來り貢せしむ。

七月廿四日、天皇、朝倉行宮(筑前上座郡)に於て崩御、寶算六十八。

八月中、前將軍阿曇比羅夫、河邊百枝、後將軍阿部引田比羅夫、物部熊等を遣して百濟を救はしむ。

△天智天皇元年 (一三二二年)

正月廿七日、百濟救済のために矢、綿、布、章稻穂等を賜ふ。

三月四日、更に百濟に布三百端を賜ふ。

三月中、唐兵、新羅と共に高麗を攻む、高麗使を遣して救を請ふ。

五月中、大將軍阿曇比羅夫、舟師百七十艘を率ゐて百濟に赴き、豐璋を立て、王と爲す。

六月廿八日、百濟使節達率萬智、來朝して恩を謝す。

此歲、百濟救済のため船を造り糧を集む。

△同 二年 (一三二三年)

二月二日、百濟、朝貢す。

三月中、前將軍上毛野稚子、間人大蓋、中將軍巨勢神前譯語、三輪根鷹、後將軍阿部引田比羅夫、大宅鎌柄等をして、兵二萬七千を率ゐて新羅を討たしむ。

八月廿八日、我兵、唐將劉仁軌等と戦ひて利あらず、百濟王豐璋、高麗に奔る。

九月中、我國の援兵百濟より歸る、百濟人の歸化する者多し。

△同 三年 (一三二四年)

五月十七日、唐の百濟鎮將劉仁軌、郭務棕を遣して表函及び獻物を上る。

△同 四年 (一三二五年)

二月二十五日、百濟の男女四百餘人歸化す、之を近江神前郡に置きて田を賜ふ。

八月中、百濟人率答怱春をして長門に築城せしめ、憶禮福留、四比福夫を筑紫に遣して大野、椽の二城を築かしむ。

九月廿三日、唐使沂州司馬、劉德高、郭務棕等

來朝す。

十一月十三日、唐使節劉德高等を饗し、唐との和親成る。

十二月中、唐使劉德高等、國に還る。

△同 五年 (一三二六年)

正月十一日、高麗、貢調す。

十月廿六日、高麗、貢調す。

同月中、百濟の歸化人二千餘名を東國に置く。

△同 六年 (一三二七年)

七月十一日、耽羅、貢獻す。

十一月九日、唐の百濟鎮將劉仁軌は司馬法聽等をして來朝せしむ。

同月十三日、伊吉博德、笠諸石等をして司馬法聽等を護送し百濟に赴かしむ。

△同 七年 (一三二八年)

正月廿三日、伊吉博德等、百濟より還る。

四月六日、百濟、朝貢す。

七月中、高麗、朝貢す。

九月十二日、新羅、沙湊金東嚴等を遣して貢調

す。

十月中、唐、遂に高麗を滅す。

十一月一日、新羅王に絹五十匹、綿五百斤、章百枚を賜ふ。

同月五日、道守麻呂、吉士小鮪等を新羅に遣す。

△同 八年 (一三二九年)

九月十一日、新羅、朝貢す。

十二月中、小錦中河内鯨等を唐に遣す。

同月中、百濟男女七百餘人を近江に置く。

同月中、唐使郭務棕等、來聘す。

△同 九年 (一三三〇年)

九月一日、阿曇頼垂を新羅に差遣せらる。

此歲、初めて日本國號を用ふ。

△同 十年 (一三三一年)

正月十三日、唐百濟鎮將劉仁軌は李守眞等を遣して上表せしむ。

二月廿三日、百濟、貢調す。

六月十五日、百濟、昇眞子等を遣して朝貢す。

六月中、新羅、朝貢す。

十月七日、百濟、再び沙食金萬物等を遣して貢
獻せしむ。

十一月三十日、新羅王に絹五十匹、絶五十匹、
綿一千斤、韋百枚を賜ふ。

同月中、入唐僧道文、歸朝す。

同月中、筑紫太宰府より、唐使節郭務棕等二千
餘人、來聘の爲四十七船を以て、比智島に到り
し由を報す。

△弘文天皇元年（一三三二年）

三月十八日、阿曇稻敷を筑紫に差遣し、唐使郭
務棕等に先帝の喪を傳ふ。

同月廿一日、唐使郭務棕、書翰、信物等を獻す。

五月廿八日、高麗、朝貢す。

△天武天皇白鳳元年（一三三三年）

閏六月十五日、新羅賀騰極使阿食金承元來朝す

八月二十日、高麗、朝貢す。

△同 三年（一三三五年）

二月中、新羅王、其子忠元等をして朝貢せしむ

三月中、高麗、新羅、朝貢す。

七月七日、大伴國麻呂を大使に、三宅入石を副
使と爲し、新羅に差遣せらる。

△同 四年（一三三六年）

二月中、大伴國麻呂等、新羅より歸朝す。

十月十日、物部麻呂を大使に、山背百足を副使
と爲し、新羅に差遣せらる。

十一月三日、新羅、金清平、念好儒等を遣して
朝貢し國政を請ふ。肅慎人、之に従つて來朝す
同月廿三日、高麗、朝貢す。

△同 五年（一三三七年）

二月一日、物部麻呂、新羅より歸朝す。

五月七日、新羅人、血鹿島に漂着す。

八月廿八日、耽羅王、其子都羅を遣して朝貢す。

△同 六年（一三三八年）

九月中、僧定惠、道光、歸朝す。

△同 七年（一三三九年）

二月一日、高麗、朝貢す。

十月十七日、新羅、阿食金頃那、沙食薩菓生を

遣して朝貢す。

△同 八年（一三四〇年）

五月十三日、高麗、南部大使卯間、西部大兄俊
德を遣して朝貢す。

十一月廿四日、新羅、金若弼、金原升を遣して
朝貢す。

△同 九年（一三四一年）

七月四日、佐伯廣足を大使と爲して高麗に、采
女筑羅を大使と爲して新羅に差遣す。

八月十日、詔して三韓より歸化せる諸人に、十
年間調役を寛にす。

十月二十日、新羅、金忠平、金壹世を遣して貢
調す。

△同 十年（一三四二年）

五月十六日、佐伯廣足等、高麗より歸朝す。

六月一日、高麗朝貢す、以後朝貢絶ゆ。

△同 十一年（一三四三年）

十一月十三日、新羅、朝貢す。

△同 十二年（一三四四年）

四月二十日、高向麻呂を大使と爲し、新羅に差
遣す。

五月十四日、百濟より歸化せし僧俗男女二十三
人を武藏に置く。

同月廿八日、三輪引田難波麻呂を大使と爲し、
高麗に差遣す。

十二月六日、新羅使大那未金物儒、入唐學生土

師甥、白猪寶然を送つて筑紫に來る。

△同 十三年（一三四五年）

二月四日、唐及び百濟、高麗人百四十七人に爵

位を賜ふ。

五月廿六日、高向麻呂、都努牛飼等、新羅より
歸朝す。

九月二十日、三輪引田難波麻呂等、高麗より歸
朝す。

十月中、百濟僧常輝に封戸を賜ふ。

十一月廿七日、新羅、金智祥、金健勳等を遣し
朝貢して政を請ふ。

△朱鳥元年（一三四六年）

十一月廿七日、新羅、金智祥、金健勳等を遣し
朝貢して政を請ふ。

十一月廿七日、新羅、金智祥、金健勳等を遣し
朝貢して政を請ふ。

△朱鳥元年（一三四六年）

十一月廿七日、新羅、金智祥、金健勳等を遣し
朝貢して政を請ふ。

四月十九日、新羅、朝貢す。
閏十二月中、筑紫太宰府、三韓の僧俗六十二人を獻す。

△持統天皇元年（一三四七年）

正月十九日、田中法麻呂等を新羅に遣す。
三月十五日、高麗歸化人五十六名を常陸に置く。
同月廿二日、新羅歸化人十四名を下毛野に置く。
四月十日、新羅歸化人二十二名を武藏に置く。
九月廿三日、新羅王、其子霜林を遣して朝貢せしめ、國政を請ふ。

△同 二年（一三四八年）

八月廿五日、耽羅、佐平加羅を遣して朝貢す。

△同 三年（一三四九年）

四月二十日、新羅、級食金道那等を遣して佛像を獻す。

五月廿二日、判事士師根麻呂を新羅に差遣し、無禮を責め其の貢獻を却ぞく。

△同 四年（一三五〇年）

二月十一日、新羅人五十名、歸化す。

三月二日、新羅王、其子良琳を遣して朝貢し、以て國政を奏請す。

九月六日、小野毛野、伊吉博德等を新羅に遣す。

△文武天皇元年（一三五七年）

十月廿八日、新羅、金弼德、金任想等を遣して朝貢す。

△同 二年（一三五八年）

正月十七日、新羅の貢物を諸社に供せらる。

△同 四年（一三六〇年）

五月十三日、佐伯麻呂を大使と爲して新羅に遣す。

十月十九日、佐伯麻呂等、新羅より歸朝し、孔雀及び珍異諸物を獻す。

十一月八日、新羅使節全所毛、來朝す。

△大寶元年（一三六一年）

正月廿三日、栗田真人を遣唐執節使に、高橋笠間を大使に、坂合部大分を副使と爲す。

△同 三年（一三六三年）

正月九日、新羅使節節福護、金孝元、來朝す。

二月廿五日、新羅歸化人十二名を武藏に置く。
五月十日、百濟歸化人二十一名を武藏に置く。
八月十一日、新羅の歸化人を下毛野に置く。
九月廿三日、新羅使節金高訓、遣唐學問僧智宗及び大伴部博麻呂を護送して筑紫に來朝す。

△同 六年（一三五二年）

閏五月十五日、太宰府に詔して唐使郭務悰が造る所の阿彌陀佛を上らしむ。

十一月八日、新羅、朝貢す。

△同 七年（一三五三年）

正月十六日、漢人、初めて蹈歌を奏す。

二月三日、新羅、金江南、金陽原をして朝貢す。

三月十六日、息長老、大伴子君を遣して新羅王に賻を賜ふ。

九月中、新羅の名僧を天下に分遣さる。

△同 八年（一三五四年）

此歲、耽羅王子佐平を遣して朝貢す。其後新羅の滅する所となり朝貢を絶つ。

△同 九年（一三五五年）

九月廿二日、波多廣足を大使として新羅に差遣す。

△慶雲元年（一三六四年）

七月一日、栗田間人等、唐より歸る。

八月三日、波多廣足等、新羅より歸る。

十月九日、幡文通を大使と爲して新羅に遣す。

△同 二年（一三六五年）

五月廿五日、幡文通等、新羅より歸る。

十月三十日、新羅、金儒吉をして朝貢せしむ。

十二月中、初めて紀古麻呂を騎兵大將軍と爲し新羅使を迎へしむ。

△同 三年（一三六六年）

八月廿一日、美努淨麻呂を大使と爲して新羅に遣す。

△同 四年（一三六七年）

三月二日、遣唐使巨勢邑治等、唐より歸る。

五月廿八日、美努淨麻呂、新羅より歸朝す。學問僧義法、義基、慈定等、共に還る。

△和銅二年（一三六九年）

五月二十日、新羅、金信福をして朝貢せしむ。

△同 五年 (一三七二年)

九月十九日、道首名を大使と爲して新羅に差遣す。

△同 六年 (一三七三年)

八月十日、道首名、新羅より歸朝す。

△同 七年 (一三七四年)

十二月廿六日、新羅、金元靜等を遣して朝貢す

△靈龜二年 (一三七六年)

八月二十日、多治比縣守を押使に、阿部安麻呂を大使に、藤原馬養を副使と爲して唐に差遣せらる。下道眞備、安部仲麻呂、僧玄昉、之に従つて留學す。

九月四日、遣唐大使阿部安麻呂を罷め、大伴山守を之に代らしむ。

△養老元年 (一三七七年)

十一月八日、高麗、百濟の士卒、亂を避けて歸化する者に終身給復す。

△同 二年 (一三七八年)

差遣す。

△同 二年 (一三八五年)

五月廿二日、土師豐麻呂等、新羅より歸朝す。

十一月十日、唐より柑子を齎せし者に位を賜ふ。

六月五日、新羅、金造匠、金奏勳等を遣して朝貢す。

△同 四年 (一三八七年)

九月廿一日、渤海使高齊德等の船、出羽に漂着す

△同 五年 (一三八八年)

正月三日、渤海使高齊德等、初めて朝貢す。

二月十六日、引田蟲麻呂を送渤海客使と爲す。

△天平二年 (一三九〇年)

八月廿九日、引田蟲麻呂、渤海より歸る。

△同 四年 (一三九二年)

五月廿九日、新羅、金長孫等をして朝貢せしむ。

八月十八日、多治比廣成を大使と爲し唐に遣す。

九月四日、近江、丹波、幡磨、備中の四ヶ國に遣唐使の船四隻を造らしむ。

此歳、新羅入貢を三年一貢と定む。

三月二十日、小野馬養を大使と爲し、新羅に遣す

十二月廿三日、多治比縣守等、唐より歸る。

△同 三年 (一三七九年)

二月十日、小野馬養等、新羅より歸る。

閏七月七日、新羅、朝貢す。

同月十一日、白猪廣成を新羅使節と爲す。

△同 五年 (一三八一年)

十二月廿九日、新羅入貢せしも、上皇(元明天皇)崩御の爲、太宰府より歸國す。

△同 六年 (一三八二年)

四月廿一日、唐人王元仲、飛舟を造りて之を獻す。

五月十日、津生沼麻呂を大使と爲して新羅に差遣す。

十二月廿三日、津生沼麻呂、新羅より歸る。

△同 七年 (一三八三年)

八月八日、新羅、金奧宿等を遣して朝貢す。

△神龜元年 (一三八四年)

八月廿一日、土師豐麻呂を大使と爲して新羅に

△同 五年 (一三九三年)

四月三日、遣唐使多治比廣成、難波津を出發す。

△同 六年 (一三九四年)

十一月二十日、遣唐大使多治比廣成等、多嶺島に漂着す。

△同 七年 (一三九五年)

二月十七日、新羅、金相貞等をして朝貢せしむ。

新羅、私に國號を王城國と改むるにより其使を責め之を却ぞく。

三月十日、遣唐大使多治比廣成等歸朝す、僧玄昉、下道眞備等、共に歸る。

四月廿六日、入唐留學生下道眞備、唐禮及び大衍曆を獻す。

△同 八年 (一三九六年)

二月七日、入唐僧玄昉に封を賜ふ。

同月廿八日、阿部繼麻呂を大使と爲して新羅に遣す。

此歳、唐僧道璿、華嚴宗を傳ふ。

△同 九年 (一三九七年)

二月十五日、遣新羅大使阿部繼麻呂等歸朝して新羅無禮にして使命を受けざる事を奏す。

△同 十年 (一三九八年)

正月中、新羅使金想純等、太宰府に来る。

六月廿四日、大宰府をして新羅使金想純等を放還せしむ。

△同 十一年 (一三九九年)

七月十三日、渤海副使己珍蒙、出羽に来る。

十二月十日、渤海副使己珍蒙等、朝貢す。遣唐使多治比廣成等、共に歸る。

△同 十二年 (一四〇〇年)

正月十三日、大伴犬養を遣渤海大使と爲す。

二月二日、渤海使己珍蒙、歸國す。

三月十五日、紀必登を大使と爲して新羅に遣す

十月五日、大伴犬養、渤海より歸る。

同月十五日、遣新羅大使紀必登等、歸朝す。

△同 十四年 (一四〇二年)

二月三日、新羅使金欽莫、朝貢す。

四月中、新羅使金序貞、筑前に来る。其無禮を

責めて之を却ぞく。

△同 十八年 (一四〇六年)

此歳、渤海、鐵利(北滿)の人民一千百餘人來る、出羽に置き、衣食を給して放還す。

△天平勝寶元年 (一四〇九年)

七月二日、孝謙天皇、唐僧鑑真に就き落飾して法名を勝滿と稱し給ふ。

△同 二年 (一四一〇年)

九月廿四日、藤原清河を遣唐大使に、大伴古麿を副使と爲す。

△同 三年 (一四一一年)

十一月七日、吉備眞備を遣唐副使と爲す。

△同 四年 (一四一二年)

正月廿五日、山口人麻呂を大使とし新羅に遣す。

六月十四日、新羅王子金泰廉、朝貢す。

△同 五年 (一四一三年)

二月九日、小野田守を大使と爲し、新羅に遣す

五月廿五日、渤海使慕施蒙、參朝して方物を献す

△同 六年 (一四一四年)

正月十六日、遣唐大使大伴古麻呂、吉備眞備歸

朝す。唐僧鑑眞共に來朝して東大寺に入る。

四月中、天皇、上皇、皇太后、東大寺に行幸啓

あり、唐僧鑑眞より菩薩戒を受け給ふ。

△天平寶字二年 (一四一八年)

八月廿四日、新羅人七十四人歸化す、之を武藏

に置く。

九月十八日、渤海使楊承慶等、來朝す。

十二月十日、遣渤海使小野田守、唐の安祿山の

亂を奏上す、因て太宰府に令し防備を嚴にせし

む。

△同 三年 (一四一九年)

二月十六日、遣唐大使藤原清河、唐に留つて還

らず、因て高元度を迎入唐大使と爲す。

六月十八日、太宰府に勅して行軍式を造らしめ

新羅を征せんとす。

九月十九日、將に新羅を伐たんとし、諸國に詔

して戰艦五百隻を造らしむ。

△同 四年 (一四二〇年)

正月五日、渤海使高南申等、朝貢す。

二月廿五日、唐僧道璿寂す、年五十七。

九月十六日、新羅使金貞卷、朝貢す。禮無きを

責めて之を却ぞく。

△同 五年 (一四二一年)

七月二日、筑紫七國に令して甲刀弓箭を造り、

邊寇に備へしむ。

八月十二日、高元度、唐より歸る。

十月廿二日、仲石伴を遣唐大使に、石上宅嗣を

副使に、高麗大山を遣渤海使と爲す。

△同 六年 (一四二二年)

十月一日、遣渤海使高麗、歸朝の途次に歿す。

十一月十六日、新羅征討の爲に軍を調習す。

閏十二月十九日、渤海使王新暉、來朝す。

△同 七年 (一四二三年)

二月十日、新羅使金體信等朝貢す、之を却ぞく

△寶龜元年 (一四三〇年)

三月四日、新羅使、朝貢す、之を太宰府に饗し

て歸らしむ。

△同 二年 (一四三一年)
六月廿七日、渤海使壹萬福、出羽國野代港に來る。
十一月一日、使を安藝に遣して遣唐船四隻を造らしむ。
△同 三年 (一四三二年)
正月三日、渤海使壹萬福等、朝貢す、尋いで表文禮無きを責めて之を却ぞく。
△同 四年 (一四三三年)
六月十四日、渤海使烏須弗、能登に來る、其無禮を責めて之を却ぞく。
△同 五年 (一四三四年)
三月四日、新羅使金三玄、來朝す、其無禮を責めて之を却ぞく。
△同 六年 (一四三五年)
六月十九日、佐伯今毛人を遣唐大使に、大伴益立、藤原應取を副使と爲す。
△同 八年 (一四三七年)
四月廿二日、渤海使史都蒙等、來朝す。

△同 九年 (一四三八年)
九月廿一日、渤海使張仙壽等、越前三國湊に來る。
十一月中、遣唐船遭難し、副使小野岩根等溺死す。
△同 十年 (一四三九年)
正月五日、渤海使張仙壽等、朝貢す。
二月十三日、下道長人を遣新羅使と爲す。
三月十日、遣唐副使大神未足等、歸る。
五月三日、唐使孫興進等、來朝す。
九月十四日、渤海及び鐵利人三百五十九人を出羽に置く。
十月十七日、唐使高鶴林等、新羅貢調使金蘭蓀と共に來朝す。
△同 十一年 (一四四〇年)
正月五日、唐使高鶴林、新羅使金蘭蓀と朝貢す
五月中、唐使孫興信歸國す、布勢清主、之が送使となる。
△延曆五年 (一四四六年)
九月十八日、渤海使節李元泰等、出羽に漂着す

△同 十一年 (一四五二年)
十一月中、渤海使、來朝す。
△同 十四年 (一四五五年)
十一月三日、渤海使呂定琳等、出羽の夷地に漂着す。
△同 十五年 (一四五六六年)
四月廿七日、渤海使呂定琳等、朝貢す。
△同 十七年 (一四五八年)
五月十九日、内藏賀茂麻呂を渤海に遣す。
十二月廿七日、渤海使大昌泰等、朝貢す。
△同 十八年 (一四五九年)
四月十六日、大伴峯麻呂を遣新羅大使と爲す。
九月二十日、滋野船白、渤海より歸朝す。
△同 二十年 (一四六一一年)
八月十日、藤原葛野麻呂を遣唐大使に、石川道益を副使と爲す。
△同 二十一年 (一四六二年)
九月中、僧最澄の入唐を聽さる。
△同 二十二年 (一四六三年)

五月廿二日、遣唐大使藤原葛野麻呂、途中遭難して歸る。
△同 二十三年 (一四六四年)
三月廿八日、藤原葛野麻呂を再び遣唐大使と爲す。留學生橘逸勢、僧最澄、僧空海、之に従つて入唐す。
△同 二十四年 (一四六五年)
七月十四日、遣唐大使藤原葛野麻呂等、歸朝す
僧最澄、之に従つて還り天臺宗を傳ふ。
△大同元年 (一四六六年)
十月廿二日、入唐留學生橘逸勢、僧空海、共に歸朝す。
△同 四年 (一四六九年)
十月一日、渤海使高南容等、來朝す。
△弘仁元年 (一四七〇年)
九月廿九日、渤海使高南容、朝貢す。
△同 二年 (一四七一年)
四月廿七日、林東人等を渤海に遣す。
十月二日、林東人等、渤海より歸朝す。

十二月六日、新羅の賊船三隻、對馬に来る。

△同 三年 (一四七二年)

正月五日、太宰府管内及び長門、石見の諸國に命じて兵を發し、要害を守りて新羅の賊船に備へしむ。

△同 四年 (一四七三年)

三月十八日、太宰府、新羅人、肥前小近島に來り土民を傷殺せる旨を奏す。

九月廿九日、對馬史生を停め、新羅譯語を置く。

△同 五年 (一四七四年)

九月三十日、渤海使王孝廉、朝貢す。

十月廿七日、新羅人二十六名、歸化す。

△同 六年 (一四七五年)

三月二日、蕃國の使臣入朝の期を制定す。

五月廿三日、越前に命じ、大船を撰びて之を渤海使に供す。

△同 七年 (一四七六年)

十月十三日、新羅人百八十名、歸化す。

△同 八年 (一四七七年)

二月十五日、新羅人三十三名、歸化す。

四月廿二日、新羅人百四十四名、歸化す。

△同 十年 (一四七九年)

十一月二十日、渤海使李承英、朝貢す。

△同 十一年 (一四八〇年)

正月廿一日、渤海使李承英等、歸國す。

二月十四日、遠江、駿河の新羅人、亂を起す、之を討ちて平定す。

△同 十二年 (一四八一年)

十一月十三日、渤海使王文矩、朝貢す。

△同 十三年 (一四八二年)

七月十七日、新羅人四十名、歸化す。

△同 十四年 (一四八三年)

十一月廿二日、渤海使貞泰、來朝す。

△天長二年 (一四八五年)

十二月三日、渤海使高承祖等、隱岐國に来る。

△同 五年 (一四八八年)

正月十八日、渤海使王文矩等、朝貢す。

△承知元年 (一四九四年)

正月十九日、藤原常嗣を遣唐特節大使に、小野篁を副使と爲す。

二月二日、新羅人來朝す、筑紫人、之を傷く。

△同 二年 (一四九五年)

三月十二日、太宰府に令して綿甲壹百領、冑壹

百口を以て遣唐不慮の用に供せしむ。

△同 三年 (一四九六年)

七月中、遣唐大使藤原常嗣等、風に遭ひて肥前

に漂着す。

十二月三日、紀ノ三津、新羅より歸朝す。

△同 六年 (一四九九年)

三月十六日、遣唐使乗船事件有仁、刀岐雄貞等

數人を佐渡に流す。

九月十六日、遣唐特節大使藤原常嗣等、唐より

歸る。僧常曉之に従ひて歸り、經論、道具を献す

十月廿九日、建禮門に宮市を立て、唐貨と交易

せしむ。

△同 八年 (一五〇一年)

三月中、新羅人張寶高寺等、太宰府に來り交易

す。

十月廿一日、渤海使節賀福延等、長門に来る。

△同 九年 (一五〇二年)

二月二十日、渤海使節賀福延等、入京す。

八月十五日、太宰大貳藤原衡、新羅人の入國を

禁ぜんことを請ふ。

△同 十年 (一五〇三年)

十二月九日、入唐僧圓載等、新羅人と共に歸朝

す。

△同 十二年 (一五〇五年)

十二月五日、新羅、我漂流民五十餘人を太宰府

に送還す。

△同 十四年 (一五〇七年)

七月八日、僧仁好、唐より來朝す。

十月二日、僧圓仁、弟子性海、惟正と共に唐よ

り歸朝す。

△嘉祥元年 (一五〇八年)

十二月三十日、渤海使王文矩等、來朝す。

△同 二年 (一五〇九年)

五月二日、渤海使王文矩等、朝貢す。

△仁壽元年 (一五二一年)

四月十五日、僧圓珍、上表して入唐を許さる。

△同 三年 (一五二三年)

八月十四日、僧圓珍等、暴風の爲め琉球に漂着す

△齊衡三年 (一五二六年)

三月九日、新羅人三十人、太宰府に漂着す、之に糧を給し放還せしむ。

△貞觀元年 (一五二九年)

正月廿二日、渤海使烏孝慎等、能登に來る。

五月十日、渤海使烏孝慎等、朝貢す。

△同 三年 (一五二二年)

正月二十日、渤海使李居正等、出雲に來朝す。

△同 四年 (一五二二年)

七月中、唐商李延孝等、來る。

十一月中、細羅人(朝鮮の一小國)、丹後に漂着す。

△同 五年 (一五二三年)

十一月十七日、丹後に漂着せる細羅人及び因幡に漂着せる新羅人を送還す。

△同 六年 (一五二四年)

二月十七日、石見に漂着せる新羅人を送還す。

△同 七年 (一五二五年)

九月中、唐將張言等、來朝す。

十一月中、新羅の賊、來寇す。

△同 十一年 (一五二九年)

五月廿二日、新羅の海賊船二隻、博多津を侵して豊前の貢絹を掠む。

△同 十二年 (一五三〇年)

十一月十三日、筑後權史生佐伯直繼、太宰少貳藤原元利萬侶の新羅と通謀せし旨を告ぐ。

△同 十三年 (一五三一年)

十二月十一日、渤海使楊成規等、加賀に來朝す

△同 十四年 (一五三二年)

五月十五日、渤海使楊成規等、入貢す。

同月廿二日、京師及び諸市人に渤海との交易を許す。

△同 十五年 (一五三三年)

五月廿七日、渤海人、薩摩の甌島に漂着す。

△同 十六年 (一五三四年)

六月中、渤海船、石見に漂着す。

七月中、唐商崔岌等、來る。

△同 十八年 (一五三六年)

八月中、唐商楊清等、來朝す。

十二月中、渤海使楊中遠等、出雲に來る。

△元慶元年 (一五三七年)

正月十六日、渤海使楊中遠等、來貢す。

八月中、唐商崔鏐等、筑前に來る。

△同 六年 (一五四二年)

十一月廿七日、渤海使裴頌、來朝す。私に交易するを禁ず。

△同 七年 (一五四三年)

五月二日、渤海使裴頌、朝貢す。

△仁和元年 (一五四五年)

六月二十日、太宰府をして新羅使節を放還せしむ。

△寬平三年 (一五五一年)

二月廿六日、新羅人、隱岐に漂着す、これに米鹽

を賜ふ。

△同 四年 (一五五二年)

正月八日、渤海使王龜謀、出雲の國に來る。

四月中、新羅の賊船、來寇す。

△同 五年 (一五五三年)

五月十一日、新羅の賊船、肥前松浦郡に來寇す。

△同 六年 (一五五四年)

五月中、唐使節、來朝す。

七月廿二日、在唐僧中瑾に砂金百五十兩を賜ふ。八月廿五日、參議菅原道眞を遣唐大使に、右少辨紀長谷雄を副使と爲す。

九月五日、新羅の賊船四十五隻、對馬島に來寇す。

同月十七日、文室善友、新羅の賊船を撃破す。

同月三十日、遣唐大使菅原道眞を罷む。

十二月廿九日、渤海使裴頌等、伯耆に來る。

△同 七年 (一三五五年)

五月十一日、渤海使裴頌、朝貢す。

△延喜三年 (一五六三年)

五月十一日、渤海使裴頌、朝貢す。

八月一日、外國商船來航の節、地方富民の私易を禁ず。

△同 八年 (一五六八年)

正月八日、渤海使裴璆等、朝貢す。

△同 九年 (一五六九年)

閏八月中、唐人の貨物は太宰府をして檢進せしめ、特に使を遣さず。

△同 十九年 (一五七九年)

十一月十八日、渤海使裴璆等、若狹國に來る。

△同 二十年 (一五八〇年)

五十一日、渤海使裴璆等、朝貢す。

△同 二十一年 (一五八一年)

六月中、醍醐天皇、敵國降伏の四字を親書し、筑前宮崎宮に納め給ふ。

△延長七年 (一五八五年)

五月十七日、新羅使再び入貢を請ふ、之を許さず。

△同 八年 (一五九〇年)

四月一日、渤海使裴璆、丹後國竹野郡に來る、

之を却ぞく。以後朝貢絶ゆ。

△承平五年 (一五九五年)

九月中、吳越、初めて入貢す。

△同 七年 (一五九七年)

八月中、高麗、朝貢を請へども之を許さず。

△天慶二年 (一五九九年)

三月十一日、太宰府、高麗の使者を却ぞく。

△同 三年 (一六〇〇年)

七月中、藤原忠平、書を吳越王に贈る。

△同 五年 (一六〇二年)

十一月十五日、新羅船七隻、隱岐に來る旨を上申す。

△同 八年 (一六〇五年)

七月廿六日、吳越人百名、肥前國松浦郡栢島に來る。

△天曆七年 (一六一三年)

九月中、吳越の使者來り、錦繡珍器を貢獻す。

△天德元年 (一六一七年)

七月二十日、吳越特禮使盛德言、來朝して黄金

を上り、釋書を求む。

△同 三年 (一六一九年)

正月十二日、吳越特禮使盛德言、再び來朝す。

△應和元年 (一六二一年)

閏三月十一日、初めて唐樂感恩多を奏す。

△天祿三年 (一六三二年)

八月中、高麗の使者、對馬に來る。

△天延二年 (一六三四年)

閏十月中、高麗國交易使、貨物を齎して朝貢す。

△寛和二年 (一六四六年)

八月廿七日、太宰府に詔して在宋僧齋然を召還せしむ。

△永延元年 (一六四七年)

二月十一日、僧齋然、宋より歸朝し印本一切經を獻す。

△長徳元年 (一六五五年)

九月中、唐商朱仁聰、林廷幹を越前に移す。

△同 三年 (一六六七年)

六月十三日、高麗使節來貢す、報せず。邊備を

嚴警せしむ。

十一月二日、太宰府、高麗の賊三十餘人を捕へしを報す。

△同 四年 (一六五八年)

二月中、太宰府、兵を遣して高麗の賊を討つ。

九月十四日、太宰府、貴駕島に下知して高麗の賊を捕へしむ。

△長保五年 (一六六三年)

八月中、僧寂照、入宋す。

△寛弘二年 (一六六五年)

八月中、宋商、來朝す。

△同 四年 (一六六七年)

八月中、宋商、太宰府に來りて交易を請ふ。

△長和四年 (一六七五年)

閏六月中、宋商献上の孔雀を天覽あり。

△寛仁三年 (一六七九年)

三月廿七日、刀伊(朝鮮の一小國)の賊船五十餘隻對馬を寇す。

四月七日、刀伊の賊船、進んで筑前怡土郡に來る。太宰權帥藤原隆家、能く之を擊退す。賊船

志摩郡船越津を寇す。平致行、藤原種材等、撃ちて之を却ぞく。

四月十八日、太宰府に勅して防備を嚴にせしむ

△同 四年 (一六八〇年)

二月中、太宰府をして高麗に通牒せしむ。

△長元四年 (一六九一年)

二月廿六日、是より先、漂着せし耽羅人を放還す。

△寛徳元年 (一七〇四年)

八月七日、宋商、張守隆等、但馬に到る。

△永承元年 (一七〇六年)

八月中、筑前の商人等、私に宋に到り密貿易を行ひ、發覺して處刑せらる。

△同 二年 (一七〇七年)

十一月九日、宋商、太宰府に放火して捕へらる

十二月廿四日、筑前人清原守武、私に宋に往きしを以て佐渡に流さる。

△同 三年 (一七〇八年)

五月二日、太宰府、新羅曆を獻す。

十月中、宋船舶來る、之を歸らしむ。

十一月十六日、太宰府、大宋曆を獻す。

△同 五年 (一七二〇年)

七月中、歸化宋人張守隆を但馬に安住せしむ。

△康平二年 (一七一九年)

八月七日、宋商林表等、越前敦賀に到る。令して越前に居らしむ。

△治暦二年 (一七二六年)

五月一日、宋商王滿、來朝し、鸚鵡及び藥種等を獻す。

△延久二年 (一七三〇年)

三月十一日、僧成尋、入宋を請ふ。

△同 五年 (一七三三年)

十月中、入宋僧成尋、金字法華經、大藏經及び錦二十段を獻す。

△永保元年 (一七三四年)

二月中、我邦人、高麗に到りて貿易を行ふ。

△承暦元年 (一七三七年)

二月中、宋商、羊を獻上す。

△永久四年 (一七七六年)

五月十六日、宋國より牒書來る、朝廷、之を議す

△元永元年 (一七七八年)

三月中、宋主趙佶、海商孫俊明、鄭清に付して書を送る。

△保安二年 (一七八一年)

三月廿六日、朝廷、牒を宋國に報す。

△永曆元年 (一八二〇年)

十二月十七日、高麗の對馬商人を拘留せし事を廷議す。

△仁安三年 (一八二八年)

四月中、僧榮西、宋に赴く。

△嘉應二年 (一八三〇年)

九月二十日、法皇、宋人を福原に覽給ふ。

△承安二年 (一八三二年)

八月中、宋の明刺州史、書及び信物を法皇に上る。

△同 三年 (一八三三年)

三月十三日、法皇、平清盛をして書及び染革、

△同 四年 (一七四〇年)

閏八月五日、高麗王、太宰府に牒し方物を獻じ醫丹波雅忠を請ふ、尋いで牒狀禮無きを以て之を却ぞく。

同月二十日、越前、宋商孫忠、明州の牒を持ちて敦賀に到りし由を告ぐ、其書禮無きを以て答信を贈らず。

△永保二年 (一七四二年)

十一月廿一日、宋商孫忠に付して牒を宋に報す此歲、對馬の宗氏、人を朝鮮に遣して交易を行はしむ。

△寛治七年 (一七五三年)

八月中、對馬の民、高麗を侵す。

△嘉保元年 (一七五四年)

五月廿五日、前太宰權帥藤原伊房、前對馬守藤原敦輔、私に契丹と交易するを以て罰せらる。

△長治二年 (一七六五年)

五月中、覺行法親王、高麗に佛典を求めらる。

九月中、宋の商人來りて貿易を請ふ。

砂金を宋國に贈らせ給ふ。

△建久四年 (一八五三年)

七月中、宋錢の通用を禁ず。

△建曆元年 (一八七一年)

十月十九日、永福寺にて宋本一切經五千餘卷を供養す。

△建保四年 (一八七六年)

十一月廿四日、源實朝、宋に赴かんと欲し、陳和卿に命じて大船を造らしむ。

△同 五年 (一八七七年)

四月十七日、源實朝、陳和卿の造りし大船を由比ヶ濱に試む、浮かず、遂に宋行を止む。

△安貞元年 (一八八七年)

五月中、高麗、鎌倉幕府に書を上る。

△同 二年 (一八八八年)

此歳、瀬戸焼の陶祖加藤四郎左衛門、宋より陶法を得て歸國し開窯す。

△仁治元年 (一九〇〇年)

四月三日、高麗、書を我に致す、公卿之を議す。

△寛元元年 (一九〇三年)

九月、我商人高麗の漂民を送り、金州に到りて貿易す。

△同 四年 (一九〇六年)

此歳、宋僧道隆、來朝す。

△建長六年 (一九一四年)

四月廿九日、鎌倉幕府、宋船の入船員數を定めて五隻と爲す。

△正嘉元年 (一九一七年)

二月十日、幕府、九州に令して陸海の防備を嚴にせしむ。

△弘長三年 (一九二三年)

四月中、高麗、使を遣して我邊民の侵略停止を請ふ。

△文永五年 (一九二八年)

正月一日、高麗國王植の使者潘阜、筑前に來りて蒙古及び高麗の國書を太宰府に致し、通交を求め方物を献す。

閏正月十八日、太宰府、蒙古高麗の國書を幕府

に致す。

二月七日、幕府、蒙古及び高麗の國書を奏す。

二月十九日、朝議、蒙古復牒を不可とす。幕府遂に高麗の使者を追放す。

四月十三日、勅使を伊勢大廟に遣し、蒙古難を告ぐ。

△同 七年 (一九三〇年)

三月七日、高麗使節申恩侖、陳子厚、蒙古使節黑的、殷弘等、對馬に來りて、前年の返牒を請ひ、遂に島人塔次郎、彌次郎を捕へて去る。

九月十七日、高麗使金有成、高柔等、太宰府に來り島民二名を還して、付するに國書及び蒙古中書省の牒を以てす。尋で朝廷、返牒を裁して鎌倉に下す、幕府抑へて報ぜず。

△同 八年 (一九三一年)

九月二日、北條時宗、高麗より蒙古來寇の企圖あるを告げたるを奏す。

同月十三日、幕府、蒙古襲來の風聞により、鎮西の將士に令し、海防を嚴にせしむ。

九月十九日、高麗使徐稱、蒙古使趙良弼等、筑前今津に來る。

同月二十日、太宰少貳筑後守、武藤經資、往きて蒙古使者趙良弼と面接し、國書を受く。

十月十三日、北條時宗、蒙古國書寫を奏す。書辭不遜なるを以て答へず、太宰府に命じて其使を却ぞけしむ。

十一月中、蒙古使節張良弼等、得る所なくして還る。

△同 九年 (一九三二年)

二月中、高麗王植、書を我に致して好を通ぜんことを請ふ、報ぜず。

△同 十年 (一九三三年)

三月廿二日、蒙古使張良弼、再び太宰府に來り京都に入るを得ずして還る。

△同 十一年 (一九三四年)

十月五日、蒙古都元帥忽敦、右副元帥洪茶丘、左副元帥劉復享、高麗都督使舍方慶等、兵三萬艘九百餘隻を率ゐて對馬に來寇す。守護代右

馬允宗助國、之を防ぐ。

十月六日、宗助國、戦死す。

同月十四日、蒙古軍壹岐に寇す。守護代左衛門尉平經高、之を防ぐ。

同月十五日、壹岐城陥る。經高、戦死す。

同月十九日、蒙古軍、筑前今津附近に來寇す。

同月二十日、蒙古軍、筑前博多の西方早良郡沿岸に上陸を開始す。我軍大いに之と戦ひて利あらず、退いて水城に據る。此夜、大暴風起り敵船漂没するもの二百餘隻、賊遁逃す。

十一月一日、蒙古襲來の報鎌倉に達す。幕府、兵を發し且つ中國九州に令して要衝地を防禦せしむ。

同月三日、幕府、令して山陰道の要地を防禦せしむ。

△建治元年 (一九三五年)

九月七日、北條時宗、元使杜世忠、何文著、都魯丁、薰畏國人果、徐贊の五人を龍口に斬る。

△同 二年 (一九三六年)

七月廿九日、幕府、元將夏貴、范文虎の使者周福樂忠等を博多に斬る。

△同 四年 (一九四一年)

五月廿一日、元將忻都、洪茶丘、高麗將金方慶、朴球等、蒙、麗、漢四萬人、戰艦九百隻を率ゐて壹岐、對馬に來寇す。龍造寺季時等、壹岐瀬戸浦に防戦して賊將康彦師子等を斬る。少貳資時、之に死す。

六月五日、元、高麗の軍船、筑前志賀島、能古島に到る。

同月六日、元、高麗軍進んで宗像海に到る。我軍、防戦最も努む。

同月十三日、河野通有、大友貞親、竹崎季長等激戦して大いに元軍を破る。

同月二十日、龜山上皇、石清水に行幸あり、宸筆の書を八陵に献じて異國の降伏を祈り給ふ。

七月二十日、范文虎の戰艦三千五百隻、軍兵十萬、能古、志賀の島に到り、肥筑の海上舳艫相衝む。尋で肥前鷹島に到る。

三月十日、幕府、筑前箱崎今津の海岸に石壘を築かしむ。

同月十五日、幕府、異國征伐の爲に九州の將士を博多に聚む。

八月中、北條時宗、南海山陽の兵に令し長門を守りて元寇に備へしむ。

同月中、筑前箱崎今津の石壘成る。

△同 三年 (一九三七年)

正月廿四日、新院、元寇を止めん事を十二社に祈願し給ふ。

六月八日、太宰府、宋の滅亡により我渡宋の商船、交易を止めて遁れ歸れることを幕府に報ず

△弘安二年 (一九三九年)

二月中、蒙古王忽必烈、命じて戰艦六百隻を作り、將に來寇せんとす。

六月廿五日、元將夏貴、范文虎の使者周福樂忠渡宋僧本曉房靈果、通事陳光等、書を齎らして筑前博多に來る。

同月中、宋僧祖元、覺圓と共に渡來す。

閏七月一日、元船、悉く肥前鷹島に覆没す。

同月二日、龜山上皇、權大納言藤原經任を伊勢大神宮に遣し、死を以て國難に代らんことを祈らせ給ふ。

同月十四日、太宰府、捷を奏す。

△同 五年 (一九四二年)

十二月八日、北條時宗、圓覺寺の供養を行ひ、宋僧祖元を開祖と爲す。

△正應五年 (一九五二年)

七月中、元の燕公南、我商船に托して牒狀を奉る。

十月中、高麗使全有成等、來る。

△永仁二年 (一九五四年)

正月廿二日、元主忽必烈逝きて東方侵略を罷む。

△同 五年 (一九五七年)

三月中、元使寧一山、來朝して和交を求む。

△正安元年 (一九五九年)

八月中、元僧一山、博多に來る、之を伊豆に置く。

△同 三年 (一九六一年)
 十一月廿一日、元船一隻、薩摩飯島に到る。
 △延慶二年 (一九六九年)
 三月一日、太宰府、元兵再び來寇の報を告ぐ。
 △正和五年 (一九七六年)
 二月十二日、少貳貞經、博多の石壘を修復す。
 △興國五年 (北朝康永三年)(二〇〇四年)
 九月中、僧祖能、元に赴く。
 △正平五年 (北朝觀應元年)(二〇一〇年)
 二月中、我邊民、高麗を侵す、稱して倭寇と曰ふ。
 三月十五日、元船、筑後息濱津に到る。
 四月中、我邊民、高麗順天府を襲ふ。
 △正平六年 (北朝觀應二年)(二〇一一年)
 四月中、僧周及、元より歸朝す。
 △同 九年 (北朝文和三年)(二〇一四年)
 四月中、我邊民、高麗船四十隻を奪ふ。
 △同 十年 (同 四年)(二〇一五年)
 四月中、我邊民、高麗船三百餘隻を奪ふ。

△同 十二年 (北朝延文二年)(二〇一七年)
 此歲、我邊民、高麗昇天府を寇す。
 △同 十三年 (同 三年)(二〇一八年)
 三月中、我邊民、高麗角茂を侵し、舟三百餘艘を燒く。
 五月中、僧祖能、元より歸朝す。
 七月中、我邊民、高麗黔毛浦を侵す。
 △同 十五年 (同 五年)(二〇二〇年)
 六月中、我邊民、高麗全羅道を寇す。
 △同 十六年 (北朝慶安元年)(二〇二一年)
 八月中、我邊民、高麗蔚州を燒く。
 △同 十九年 (北朝貞治三年)(二〇二四年)
 三月中、我邊民、朝鮮慶尙海岸を侵す。
 △同 二十年 (同 四年)(二〇二五年)
 四月中、我邊民、高麗喬相江華を侵す。
 △同 二十一年 (同 五年)(二〇二六年)
 五月中、我邊民、高麗深嶽縣、喬桐縣を侵す。
 △同 二十二年 (同 六年)(二〇二七年)
 二月廿二日、高麗使李夏生、兵庫に到りて禁寇

を請ふ。
 三月中、我邊民、高麗江華府を侵す。
 五月廿三日、北朝、高麗國書を議し、禮無きを以て之に報ぜず。
 七月二十日、吳使八人、京都に來る。
 △同 二十四年 (北朝應安二年)(二〇二九年)
 四月中、明主、邊寇の禁を訴ふ。
 △文中元年 (同 五年)(二〇三二年)
 十月中、我邊民、高麗を侵し、大に高麗王の軍を破る。
 △同 二年 (同 六年)(二〇三三年)
 四月中、我邊民、高麗漢陽府を侵す。
 六月廿九日、明使節僧祖闡克勤、京都に來る。
 △天授三年 (北朝永和三年)(二〇三七年)
 九月、高麗使節鄭夢周、筑紫に來り、我邊民の侵害を制止せんことを請ふ。
 △同 六年 (同 康曆二年)(二〇四〇年)
 八月中、我邊民、鎮浦口を侵す。
 九月中、我邊民、高麗將李成桂に擊破さる。

△弘和二年 (北朝永德二年)(二〇四二年)
 二月中、我邊民、高麗を討ちて其將吳彦を走らす。
 △元中元年 (同 至德元年)(二〇四四年)
 正月中、北朝、僧如瑤を明に遣はさる。
 △同 三年 (同 三年)(二〇四六年)
 此頃、外國通信文書すべて五山僧侶の手になる
 △同 五年 (同 嘉應二年)(二〇四八年)
 五月中、我邊民、兵船八十隻を以て高麗の鎮浦光州を侵す。高麗王、大兵を遣して之を防禦す。
 △同 六年 (同 康應元年)(二〇四九年)
 二月十八日、高麗尙道元帥村歲等、兵船百隻を以て對馬に來寇す。宗頼茂、之を拒ぎて賊船を燒く。
 △同 八年 (同 明德二年)(二〇五一年)
 九月中、我邊民、明の雷州を侵掠す。
 △同 九年 (同 三年)(二〇五二年)
 十二月廿七日、足利義滿、高麗に答書す。
 此歲、高麗にびて朝鮮と改む。

△慶永元年 (二〇五四年)
是歲、今川貞世、朝鮮に大藏經を求む。

△同 六年 (二〇五九年)

六月六日、蒙古賊船對馬に来る。宗貞茂、之を撃ちて破る。

△同 八年 (二〇六一年)

九月廿四日、我邊民、明浙東を侵す。

△同 九年 (二〇六二年)

七月四日、幕府の使者、明より歸朝す。

八月三日、足利義滿、兵庫に行きて明船を覽る。

同月十六日、足利義滿、書を島津伊久に致して我邊民の明國境を侵すを禁ぜしむ。

九月五日、足利義滿、北山第に明使節を引見す

△同 十年 (二〇六三年)

二月十九日、明使節、歸國す。足利義滿、僧圭密等を遣して報聘せしむ。

八月三日、明船、永樂錢を載せて相模三崎に漂着す。
同月中、僧岐陽、詩經書經の新註を明より齎す。

十月中、足利義滿の使者僧圭密、明主棣の篡立を賀す。

△同 十一年 (二〇六四年)

五月十二日、明の使節趙居仁、來朝す。

同月十六日、足利義滿、北山第に明使趙居仁を引見す。

七月中、幕府、僧明室を明に派遣す。

八月十八日、明使、再び京都に来る。

此歲、幕府、明の勘合符を得て貿易船數及び人數を定む。

△同 十二年 (二〇六五年)

五月一日、足利義滿、北山第に明使節俞士吉を引見す。

八月三日、足利義滿、兵庫に赴きて明船を覽る

△同 十三年 (二〇六六年)

五月廿九日、明船、兵庫に来る。

六月十一日、足利義滿、明使節俞士吉を北山第に引見す。
同月十五日、足利義滿、尼崎に到りて明船を觀

る。

閏六月十日、明船、赤間關に来る。

九月五日、足利義滿、北山第に明使を引見す。

十月中、我邊民、明の沙門島を侵す。

△同 十四年 (二〇六七年)

三月十八日、明船來る。

八月五日、足利義滿、北山第に明使節を引見す。

△同 十六年 (二〇六九年)

七月五日、明使節周全瑜、來朝して故足利義滿の喪を弔し、祭文謚號恭敬を送り、義持を日本國王と爲す。

△同 十七年 (二〇七〇年)

四月中、幕府、使を明に遣す。

此歲、我邊民、廣州を侵す。

△同 十八年 (二〇七一年)

三月中、我邊民、明疆界を侵す。

△同 十九年 (二〇七二年)

此歲、我邊民、明疆界を侵す。

△同 二十三年 (二〇七六年)

五月中、我邊民、明疆界を侵す。

△同 二十四年 (二〇七七年)

正月中、我邊民、明疆界を侵す。

四月中、明使節呂淵來る、足利義持、之を引見せず。

△同 二十六年 (二〇七九年)

五月廿三日、朝鮮、使を遣して明、南蠻等の將に我國を犯さんとするを告ぐ。

同月中、我邊民、朝鮮疆界を侵す。

六月二十日、朝鮮將柳廷顯、李從茂等、蒙古兵と共に戰艦一千三百餘隻を率ゐて對馬に寇す。

九州の兵、之と戰ふ。

六月廿六日、菊池兼朝、大友親著、宗貞茂等、蒙古兵と戰ひて大に之を破る。

同月中、我邊民、明疆界を侵す。

七月十三日、明使呂淵、兵庫に来る。

同月二十日、幕府、僧西堂を遣して明使呂淵を諭し、其の來聘を謝絶す。

八月中、明使呂淵、歸國す。

△同 二十八年 (二〇八一年)
正月中、我邊民、明疆界を侵す。

△同 二十九年 (二〇八二年)

五月中、足利義持、書を朝鮮に致して大藏經を
求む。

△同 三十年 (二〇八三年)

五月中、朝鮮、錢數萬貫及び大藏經を幕府に贈
る。

七月中、足利義持、復、書を致して大藏經梓版
を朝鮮に求む。

△同 三十三年 (二〇八五年)

五月中、朝鮮、幕府に復書を致して大藏經版を
輸することを辭す。

△同 三十三年 (二〇八六年)

三月中、幕府、使を高麗に遣して大藏經を求む。

△正長元年 (二〇八八年)

三月中、幕府、使者を朝鮮に遣して佛經を求む。

△永享元年 (二〇八九年)

此歲、大友持直、使を朝鮮に遣して好を修む。

△同 三年 (二〇九一年)

七月中、朝鮮使節來朝し、矮人を幕府に獻す。
十二月廿九日、明使、來朝して幕府に入貢を促す

△同 五年 (二〇九三年)

六月中、僧道淵、明より歸る。

△同 六年 (二〇九四年)

六月五日、明使雷春、足利義教に謁し、國書及
び銅錢三十萬緡を獻じ、我邊民の其國を侵すを
禁じ、俘虜を還さんことを請ふ。

同月十九日、足利義教、明使雷春等を室町第に
饗す。

○幕府、遣明僧道淵の擅に硫黃を山名時熙に與
へしを以て之を流し尋で硫黃の海外輸出を禁ず

六月廿九日、明使雷春等、再び幕府に朝す。

七月五日、足利義教、親しく明使の館に臨む。

八月五日、明人、俚樂、弄火の技を幕府に傳ふ。

同月廿三日、明使雷春等、歸國す。幕府僧永頊
をして之に従はしむ。

△同 七年 (二〇九五年)

二月中、幕府、使節を明に遣す。

△同 八年 (二〇九六年)

七月二日、遣明使僧中誓、歸朝して明主の復書
及び方物を幕府に獻す。

九月二日、幕府、使を明に遣す。

△同 十一年 (二〇九九年)

四月中、我邊民、明の浙東を侵す。
十二月廿六日、朝鮮使高得宗、伊仁甫來聘し、
國書及び方物を幕府に獻す。

△嘉吉二年 (二一〇二年)

二月中、幕府、使を明に遣す。

△同 三年 (二一〇三年)

五月中、我邊民、明の疆界を侵す。
此歲、對馬守宗貞盛、朝鮮と互市を約して貿易
船數を五十隻と定む。

△文安三年 (二一〇六年)

四月中、我邊民、浙西に入りて海寧を屠る。

△康正元年 (二一〇五年)

此歲、畠山義忠、私に好を朝鮮に通す。

○建仁寺勸進船を朝鮮に遣す。

△同 二年 (二一〇六年)

此歲、幕府、書を朝鮮王李瑛に贈りて隣、好を
修し、建仁寺修造費の補助を求め、又來歲、明
に遣る先容をなさしむ。

△長祿二年 (二一〇八年)

二月廿一日、幕府使船、朝鮮より大藏經及び錢
壹萬貫を建仁寺造營費として齎し來る。

八月中、幕府、土岐持益の請を允し、使を朝鮮
に遣して大藏經を求めしむ。

△同 三年 (二一〇九年)

此歲、山名教豐、千葉元胤、私に使を朝鮮に遣
す○朝鮮王李瑛、幕府に復書す。

△寬正元年 (二一〇〇年)

三月十日、幕府の使船、大藏經を載せて朝鮮よ
り歸る。土岐持益、幕府に金を獻じて之を謝す。
此歲、畠山義就、斯波義敏、私に使を朝鮮に遣
す。

△同 二年 (二一〇二年)

三月廿七日、幕府、島津立久に硫黄を徴して之を明に贈る。

十一月廿六日、幕府、天龍寺の堂宇造營費を朝鮮に募ることを許して之に勘合印を與ふ。

△同 五年 (二二二四年)

六月十五日、幕府、使を明に遣さんとして石硯を詩寺に徴す。

七月中、僧眞藥、明に係る書物を進録す。

此歳、村上國重、私に使を朝鮮に遣す。

△同 六年 (二二二五年)

五月中、幕府、遣明疏文を僧周鳳に作らしむ。

此歳、幕府、使を明に遣す。

△文正元年 (二二二六年)

二月廿八日、幕府、書を朝鮮に贈り、藥師寺の修造費を求む。

閏二月十九日、遣明船、呼子浦にて颶風に遭ふ。

此歳、澁川義堯、久野頼永、麻生信歳、私に使を朝鮮に遣す。

△文明元年 (二二二九年)

八月十三日、遣明船、土佐に歸る。

此歳、山名義安等、使を朝鮮に遣す。

○九州探題澁川教直等、歲遣船を朝鮮に約す。

△同 二年 (二二三〇年)

八月廿八日、幕府、使を朝鮮王李婁に遣して其嗣立を賀す。

此歳、菊池爲邦、使を明に遣す。

△同 三年 (二二三一年)

是歳、大友親常等、使を朝鮮に遣す。

△同 四年 (二二三二年)

十月三日、幕府、使を朝鮮に遣して好を修む。

△同 六年 (二二三四年)

八月廿八日、足利義政、使を明に遣して銅錢及び書籍を求めしむ。

九月中、足利義政、書を朝鮮王李婁に致して明との修好を求む。

十二月中、朝鮮王李婁、足利義政に復書して勘合符を贈る。

△同 七年 (二二三五年)

△同 十七年 (二二四五年)

二月中、明、進貢法を定めん事を請ふ。

十二月廿四日、幕府、遣明使船、肥前奈留浦に著す。

△同 十八年 (二二四六年)

五月廿四日、幕府、使を九州に派し、遣明船の歸京を促す。

七月中、遣明使、歸朝す。

八月中、幕府、更に使を朝鮮に遣し大藏經を求む。

△長享元年 (二二四七年)

此歳、朝鮮王李婁、幕府に復書す。

△同 二年 (二二四八年)

此歳、幕府、將に使を明及び朝鮮に遣さんとして果さず。

△延徳二年 (二二五〇年)

九月中、幕府、使を朝鮮に遣して將軍繼立を告げ、又大藏經を求む。

△同 三年 (二二五一年)

八月廿八日、幕府、使を明に遣して典籍及び銅錢を求む。

△同 八年 (二二三六年)

四月十一日、幕府遣明船、堺を出發す。

△同 九年 (二二三七年)

此歳、幕府、使を明に遣す。

△同 十一年 (二二三八年)

十一月二日、遣明使僧妙茂等、歸朝して復書を幕府に上る。

△同 十四年 (二二四二年)

五月中、朝鮮より大藏經、藥劑を足利義政に献す。

此歳、朝鮮王李婁、幕府に復書し、大藏經及び藥種を献す。

△同 十五年 (二二四三年)

三月中、足利義政、鹿苑院僧周璋を明に遣して銅錢を求む。

四月九日、幕府、島津氏に令して日向沿海出入の渡唐船を査覈せしむ。

三月十二日 幕府、相國寺僧等恩を遣明正使とし、僧三景に命じて信書を草せしむ。
十月中、朝鮮王李嬬、幕府に復書し佛經及び方物を献す。

△明應元年 (二一五二年)

七月十九日、足利義材、遣明使等恩等を延見して信書を授く。

八月中、幕府、僧元菊を朝鮮に遣して妙勝寺修造の費を需めしむ。

△同 二年 (二一五三年)

二月十三日、遣明使等恩、副使等縁を罷め、慈徳軒僧壽蔓を之に代ふ。尋いで使船、和泉堺浦を出帆す。

△同 六年 (二一五七年)

十月中、大内義興、朝鮮に書を遣して放鷹の工を請ふ。

十一月三日、大内義興、豊前崇聖寺を修理せんとして使者を朝鮮に遣し、銅錢、綿布を求む。

△同 八年 (二一五九年)

四月四日、宗義盛、その族宗盛弘を使鮮に遣して、齊浦、熊川二城を陥る。

△同 八年 (二一七二年)

六月中、幕府、僧彌中を朝鮮に遣し、舊好を回復せんことを求む。

九月中、遣明使僧桂悟、明京に到る。

○明艦三隻、來朝す。

△同 九年 (二一七二年)

三月中、大内義興、寒川元家を西蕃に遣す。我船悉く八幡宮の文字を書きて船標とす、八幡船の始なり。對馬島主宗盛長、朝鮮との舊約を更定す。

閏四月五日、對馬匪徒、朝鮮の商船を襲ひ物を掠む。朝鮮、書を宗盛長に致し匪徒の處刑を求む。

△同 十年 (二一七三年)

此歳、府遣明使僧桂悟、歸朝す。

△同 十三年 (二一七六年)

四月十九日、幕府、大内義興を諭して遣明使の

幕府、僧正龍を朝鮮に遣して大藏經彫板及び珍禽を求む。

△文龜三年 (二一六三年)

三月中、幕府、僧周青を朝鮮に遣して勘合符を求む。

△永正三年 (二一六六年)

二月十日、大内義興、僧安中西堂を朝鮮に遣す

九月中、我が邊民、朝鮮全羅道に寇す。

十一月中、大内義興、使を朝鮮に遣し和親を修む。

△同 五年 (二一六八年)

此歳、我が邊民、朝鮮全羅道を侵す。

△同 六年 (二一六九年)

此歳、對馬島民、屢々朝鮮を侵す。朝鮮、使を宗義盛に遣し、三浦の我が居民制限を越ゆるものを送還せしめんことを請ふ。

△同 七年 (二一七〇年)

一月十一日、幕府、東福寺僧桂悟を明に遣す。使船遭難して往くを果さずして歸る。

事を管掌せしむ。

八月中、大内義興、書を朝鮮に遣り、豊後萬壽寺の再造費を募る。

△大永三年 (二一八三年)

四月中、大内義興、僧宗設を明に遣し、寧波に赴かしむ。

○細川高國、僧瑞佐をして明の歸化人宋素卿と共に使せしむ。

五月中、大内、細川の使船相次いで明に入り、僧宗設、宋素卿と争ひ、寧波府に火を縱ちて還る。宗盛長、兵を遣して朝鮮邊海を侵す。明船筑紫の沿海を侵す。大内義興、之を撃退す。

△同 四年 (二一八四年)

二月中、大内義興、使を明に遣す。

△同 七年 (二一八七年)

八月中、足利義晴、明主に書及び物を贈る。

△享祿二年 (二一八九年)

二月中、畠山義宣の使僧昌虎、明使鄭舜功と共に歸り、書を幕府に贈る。

△天文五年 (二一九六年)
明史蔣海、胡節志等、豊後に到り、邦人の邊海寇掠の禁を請ふ。

△同 七年 (二一九八年)

二月中、大内義隆、使を朝鮮に遣して大藏經を求む。

△同 八年 (二一九九年)

三月三十日、相良義滋、渡唐船を造り市木丸と名づく。

七月中、明の商船、周防に到る。大内義隆、その珍器・異寶を購ふ。

○定利義晴、僧周良を明に遣して勘合印を求む
醫吉田宗珪之に従ひて往く。

△同 九年 (二二〇〇年)

二月九日、醫半井明英、明に赴き醫術を學ぶ。

六月二十六日、明船、大隅竹崎浦に漂着す。

△同 十年 (二二〇一年)

十一月十二日、細川晴元、明と貿易せんとす。
大内義隆、幕府に請ひて之を止む。

○遣明使僧周良等、歸朝す。

△同 十一年 (二二〇二年)

二月一日、大内義隆、明國の貨物を幕府に獻す。

△同 十二年 (二二〇三年)

大内義隆の使者、朝鮮より更漏器を得て歸國す

△同 十三年 (二二〇四年)

僧壽光を明に遣はす。明主違例として納れず。

△同 十五年 (二二〇六年)

我が邊民、明の疆界を寇す。

△同 十六年 (二二〇七年)

二月二十二日、足利義晴、僧周良を明に遣す。

○大内義隆、貢船を明に遣す。

○明船、伊豆下田に來る。

△同 十七年 (二二〇八年)

畠山義忠、僧昌虎をして黄金五百兩を持して朝鮮より大明に渡らしむ。

△同 十八年 (二二〇九年)

七月二十七日、明船、伊勢に漂着す。

△同 二十年 (二二二一年)

七月二十一日、明船、越前に漂着す。

△弘治元年 (二二一五年)

我が邊民、明の邊疆を侵し、南京に到り安定門を燒く。

△同 二年 (二二一六年)

三月中、幕府、海船を點檢して帆別船を收め、八幡船を嚴禁す。

○我が邊民、明疆を侵す。

十一月中、明、再び書を對馬に贈り邦人寇掠の禁を乞ふ。

△永祿元年 (二二一八年)

我が邊民、明疆を寇す。

△同 二年 (二二一九年)

我が邊民、明疆を侵す。

△同 三年 (二二二〇年)

十二月中、我が邊民、明を侵し、永寧城を破り寧徳縣を陥る。

△同 五年 (二二二二年)

六月中、明人、平戸濱に漂着す。

△同 六年 (二二二三年)

我が邊民、明疆を寇す。

△同 七年 (二二二四年)

我が邊民、明疆を寇す。

△同 九年 (二二二六年)

三月中、明の商船、相模に漂着す。

△同 十二年 (二二二九年)

七月一日、朝鮮の醫師李一德、筑前に來る。

△天正二年 (二二三四年)

七月中、明船、博多に來朝し、象、虎を齎す。

△同 三年 (二二三五年)

三月中、明商、豊後に到り貿易す。

又、明商船、豊後に到り、虎四匹、象一匹、孔雀、鸚鵡等を大友義鎮に贈る。

△同 四年 (二二三六年)

十二月中、明人、瓦を造る術を傳ふ。

△同 六年 (二二三八年)

七月二日、明船、相模三崎港に來り北條氏と貿易す。

又、明商、伊豆に到り貿易す。

△同 十二年 (二二四四年)

十二月中、朝鮮國王、日本に復書し好を修す。

△同 十四年 (二二四六年)

八月三日、羽柴秀吉、安國寺惠瓊、黒田孝高に書を與へ、明國征伐の意を告ぐ。

△同 十五年 (二二四七年)

三月中、倭寇、竹島を侵す。

○宗義調、使を朝鮮に遣し國王の入朝を促す、肯んぜず。

△同 十七年 (二二四九年)

三月二十八日、豊臣秀吉、宗義智に書を與へ、再び朝鮮の入朝を促さしむ。

七月中、宗義智、僧玄蘇と共に朝鮮に入る。朝鮮、廷議して通信使節を送るに決す。

△同 十八年 (二二五〇年)

三月中、宗義智、朝鮮使節正使黄允吉、副使金誠一を同道して京城を發す。

十月五日、豊臣秀吉、聚樂第に朝鮮使節正副使

を引見す。

十一月七日、朝鮮使節、豊臣秀吉に謁見 國書を奉呈す。

△同 十九年 (二二五一年)

正月二十日、豊臣秀吉、沿海諸國に令して遣外船艦水手の準備をなさしむ。

三月二十日、秀吉、朝鮮軍役の定めを發表す。

五月五日、朝鮮、答書を草し、秀吉に討明の不可を陳す。

六月中、宗義智、自ら朝鮮に赴き秀吉の意を傳へ、入明の嚮導となさんとす。朝鮮、肯んぜず。

十一月中、朝鮮、使を明に遣し、日本に野心ありと告ぐ。

△文祿元年 (二二五二年)

正月三日、秀吉、諸國の船頭を召寄せ海上の事を問ひ、征明の用意をなす。

同月五日、秀吉、征明動員令を下し、部署を定む。

同月十八日、秀吉、小西行長、宗義智をして進

發し朝鮮の状況を探らしめ、毛利輝元、黒田長政、加藤清正等は對馬にあつて待機せしむ。

三月十三日、秀吉、朝鮮進發の部署を定む。

四月十三日、小西行長、釜山城を攻めて之を陥れ、次で多太浦、西生浦を抜き、勢ひ大いに振ふ。

同月十八日、加藤清正、彦陽を陥る。

○黒田長政、鍋島直茂等、安骨浦に上陸し、進んで金海城を奪ふ。朝鮮の市城、續々陥落す。

同月二十日、宗義智、仁同城にあり、鮮民安堵の令を出す。

同月二十六日、秀吉、外征軍に令して濫妨狼藉を禁じ、朝鮮人民をして其生業に安堵せしむ。

五月二日、京城、陥落す。

同月十五日、小西行長、柳川調信に命じて講和書を朝鮮軍に遣す。

六月三日、秀吉、更に石田三成、増田長盛、大谷吉隆を朝鮮に遣して一切の行政、軍令の執行及び監察に當らしめ、更に在韓諸軍の部署を定

め進んで明を討たしむ。

六月九日、秀吉、朱印狀を上り、明々年鳳駕を明に移し奉るべきを奏す。

七月十五日、秀吉、外征諸將に命じ、先づ朝鮮を平定せしめ、來春入明の計をなさしむ。

同月十六日、我兵、明の援兵租承訓、史儒を平壤外安定館に破る。

八月七日、我が諸將、京城會議を開く。

同月二十九日、明人沈惟敬、平壤に來り、小西行長と乾伏山の麓に會して和を講じ、五十日間の休戦を約す。

十月二十七日、明將李如松、李如栢等、山海關を發して朝鮮に向ふ。

△同 二年 (二二五三年)

正月五日、明將李如松、朝鮮軍と合し平壤城西に到る。

同月八日、小西行長、明軍と戦ひて敗る。

同月二十六日、小早川隆景、立花宗茂等、李如松の明軍を碧蹄館に破る。

二月十六日、加藤清正、李如松を開城に破る。
三月十六日、沈惟敬、西江に到り再び和を請ふ
四月十八日、我軍、京城を撤退す。
四月二十日、明兵、京城に入る。
五月一日、秀吉、淺野長政、黒田孝高、増田長
盛等に書を與へ晋州城攻圍を命じ、又、明國と
の和平條件を發す。
同月十五日、明使謝用梓、徐一貫等、肥前名護
屋に着す。徳川家康、前田利家、之を接待す。
同月二十三日、秀吉、明使を引見し、小西行長
等に命じ和議裁條を議せしむ。
六月九日、秀吉、明使を招き舟遊を行ふ。
同月十日、明使を招き茶會を開く。
同月二十八日、秀吉、明使に講和條件七條を示
し明王に報せしむ。
同月二十九日、晋州城陥り、李如松、兵を撤し
て明に還る。
十一月三日、加藤清正等、安骨城を攻め、明將
劉綎の慶州より來援せるを撃破す。

△慶長元年 (二二五六年)

六月十五日、明正使楊方亨等、釜山を發し日本
に向ふ。
九月一日、明正使楊方亨等、豊臣秀吉に謁して
金印及び冕冠を呈す。
同月二日、秀吉、明帝の璽書を読ましむ。文中
に秀吉を「日本國王に封ず」の節あり、秀吉大
いに怒り、和議再び破る。
△同 二年 (二二五七年)
正月一日、秀吉、宇喜多秀家、毛利秀元を大將
として再び朝鮮を征せしむ。
二月中、明使沈惟敬、楊方亨等、北京に歸り、
伴つて、秀吉封號を拜し恩を謝すと稱し、謝表
を偽撰す。
七月、唐島、黍川島にて我が水軍、朝鮮水軍と
戦ひ、大いに之を破る。
十二月、加藤清正、蔚山に籠城して明軍と戦ふ
△同 三年 (二二五八年)
正月四日、我が救援軍、蔚山の攻圍明軍を破る

△同 三年 (二二五四年)
正月中、朝鮮、使者を明に遣し、方物を進め、
非講和運動をなす。
四月中、明使僧松雲、加藤清正と西生浦に會見
す。
九月二十九日、明の哨船、唐島を襲ふ。福島正
則、之を破る。
十二月、小西如安、北京に入り、明帝に謁し和
議を約す。
○木棉を明國に得て大和に植ゆ。
△同 四年 (二二五五年)
正月十四日、小西行長、明將陳雲鴻と會談し商
議す。
二月十日、明使婁國安、朝鮮使朴振宗と小西行
長の營に到つて會見す。
十一月一日、小西行長等、明正使李宗城等と會
見す。
十二月二十一日、明人沈惟敬、豊臣秀吉の降表
を偽作す。

明軍、圍みを解いて慶州に敗走す。
四月中、明將舟師都智陳璘、船艦五百餘隻を率
ゐて全羅道に入り、韓將李舜臣を援けて我軍に
備ふ。
○秀吉、外征に倦き、使を朝鮮に派し、小西行
長加藤清正、島津義弘等を留め、他を撤退せしむ
五月、諸將、朝鮮より歸還す。
八月十八日、豊臣秀吉、歿す。
○明軍南下す。
十月一日、島津義弘等、明將董一元の軍を泗川
に破る。
同月十三日、明將茅國器、島津義弘と和を講ず
韓將李舜臣等の水軍、小西行長等の退路を扼す
十一月、島津義弘、露梁津にて李舜臣等の水軍
と戦ひて敗る。
○小西行長、外洋を迂回して唐島に歸る。
十二月二十九日、征韓諸軍、伏見に凱旋す。
此年、朝鮮陶工歸化し、長門萩及び肥前有田等
にて製業す。

△同 四年 (二二五九年)

五月、徳川家康、足利學校元佑に活字を興へて「孔子家語」「六韜三略」を刊行せしむ。

七月、大坭國(今のタイ國)主李桂、書を徳川家康に致す。

△同 五年 (二二六〇年)

林羅山、初めて朱子學を開講す。

△同 六年 (二二六一年)

十月中、安南、書を徳川家康に致し軍器を求む家康、之に従はず。

此年、初めて内國人の海外諸國に通商するを准許し、朱印書を付與して之を證明す。因つて其商船を御朱印船と稱す。

△同 七年 (二二六二年)

六月、交趾船、肥前に到りて徳川家康に貢す。

八月五日、家康、書を大坭及び呂宋國王に遣る

○明船、土佐に漂着す。

○家康對馬の宗義智をして朝鮮修交を圖らしむ

△同 八年 (二二六三年)

△同 十四年 (二二六九年)

三月、初めて朝鮮釜山浦を以て日本館の地となす。

五月、朝鮮王、返書を我國に送り來る。巴酉條約成る。

七月、明商船、薩摩に來航す。

九月、明商船十隻、薩摩に來り載荷目錄を上り交易して歸る。

此年、宗義智、其老臣柳川景直、僧玄蘇を朝鮮に派し、送使歲遣船等の約條を議定せしむ。

△同 十五年 (二二七〇年)

七月、幕府、明國廣東府の商民に朱印書を下付し、來航貿易を准許す。

○安南國使、薩摩に來聘す。

十二月十六日、徳川家康、執事本多正純、長崎奉行長谷川廣智に命じて、明國福建省總督陳子貞に移書し、勘合符の復興を圖らしめ、商民周性如に長崎港貿易の朱印書を下付す。

△同 十六年 (二二七一年)

十月、幕府、安南に通商を許す。

○安南、呂宋、東埔寨の使來りて貢物を獻す。

△同 九年 (二二六四年)

三月、島津義弘、歸化韓人朴平意等に命じて薩摩日置郡苗代田村に寨を築かしむ。

八月二十六日、安南國王、國書及び方物を徳川家康に呈す。

十二月二十七日、朝鮮使者孫文或等、入洛す。

△同 十年 (二二六五年)

三月五日、朝鮮使節、伏見にて徳川家康に謁見す。

七月一日、幕府、島津忠恒等に安南渡航の朱印を授く。

九月三日、幕府、角倉了以等に東京渡航の朱印を授く。

同月、家康、安南國に復書して長刀太刀を贈る

同 十二年 (二二六七年)

五月六日、徳川秀忠、江戸城に朝鮮來聘使呂祐吉、慶暹、丁好寬を引見し、和交成る。

幕府、阿媽港人の通商貿易を許す。

十一月二十八日、家康、明國商民の請願を許可して朱印書を下賜し、長崎港に於て貿易せしむ此年、宗義智、初めて送使船を朝鮮國に發遣す

△同 十七年 (二二七二年)

八月四日、明船、長崎に着す。

同月十五日、明人鄭芝龍及び祖官、徳川家康に謁す。

△同 十八年 (二二七三年)

六月一日、島津家久、琉球の法度を定め、明國通商の資を給す。

△同 十九年 (二二七四年)

三月八日、耶蘇教を信奉する大名、高山友祥、小西如安、加賀隼人等の族を阿媽港に放逐す。

△元和二年 (二二七六年)

八月八日、幕府、明國商船を除き、外國船の入港を禁ず。

△同 三年 (二二七七年)

六月、明船、薩摩に來り、次いで長崎に廻航せ

しむ。
八月二十六日、徳川秀忠、朝鮮信使を伏見城に引見す。

△同 六年 (二二八〇年)

二月十一日、安南國王、幕府に貢獻す。

△同 七年 (二二八一年)

二月、明王、使を派して書を上る。文辭無禮なれば之を却く。

九月二十四日、阿媽港人、書を土井利勝に呈して通商を請ふ。

△寛永二年 (二二八五年)

二月、安南國、書を呈して通商の事を陳ぶ。

三月、幕府、安南國に劍を贈りて交誼を修む。

○明國福建都督、書を幕府に致して寇民鎮撫を請ふ。

△同 三年 (二二八六年)

五月、明人陳元寶、徳川家光に謁す。

△同 四年 (二二八七年)

十一月八日、安南國王、書を呈す。無禮の辭あるを以て之を却く。

るを以て之を却く。

△同 十一年 (二二九四年)

二月十五日、阿媽港人、江戸に到りて土宜を幕府に獻す。

十一月、幕府、朝鮮貿易を停止す。

△同 十二年 (二二九五年)

正月、長崎を明商船の埠港と定め、他に來航するを禁ず。

四月十四日、幕府、宗義成に命じ、朝鮮國書の式を改めて日本國大君と書せしむ。

△同 十三年 (二二九六年)

五月十九日、幕府、總て内國人の海外各國に通航するを嚴禁し、且つ密航者及び歸朝者の處罰方を定む。鎖國令なり。

同月中、南蠻人を阿媽港に放逐す。

十二月、朝鮮信使來聘。應接盛大なり。

○朝鮮の藥草數種を江戸小石川藥苑に移植す。

△同 十五年 (二二九八年)

十一月、幕府、諸藩の大船製造を嚴禁す。

△同 十八年 (二三〇一年)

十月、幕府、明の船舶に諭文を授け、耶蘇教取締を嚴にす。

△同 二十年 (二三〇三年)

七月十八日、朝鮮使節來聘。日光山に參詣す。

△正保元年 (二三〇四年)

明亡び清朝、之に代る。

△同 二年 (二三〇五年)

十二月二日、明使、來り援軍を求む。

此年、明の儒者朱舜水、來朝し、轉じて交趾に赴く。

△同 三年 (二三〇六年)

八月十三日、明使、再び援を請ふ。

九月二十一日、幕府、書を長崎奉行山崎正信に與へ、明の請援を拒絶せしむ。

十月十七日、明兵敗北し、福州陥落の報到る。

同月二十日、幕府、明國王既に殂し、鄭芝龍又降人となりて、既に援兵の要なき旨を諸大名に傳ふ。

△同 四年 (二三〇七年)

長崎に明倫堂を建て、漢・和・醫學を教授す。

△承應二年 (二三一三年)

四月二十二日、朝山意林菴、宮中に於て周易を講義す。

七月、朱舜水、來朝す。

十二月、朱舜水、安南に赴く。

△同 三年 (二三一四年)

七月五日、明國の僧隱元、長崎に來る。

△明曆元年 (二三一五年)

十月八日、徳川家綱、朝鮮使節を引見す。

同月二十六日、五山僧徒の對馬在勤の年限を二年に改む。

△萬治元年 (二三一八年)

六月二十四日、臺灣鄭成功の使船、長崎に入港して方物を獻じ援兵を請ふ。幕府許さず。

九月十二日、幕府、鄭成功の使者に歸國を命ず

△寛文五年 (二三五五年)

七月十一日、朱舜水、江戸に來る。

七月十八日、徳川光圀、初めて朱舜水と會ふ。
九月、朱舜水、江戸を發し水戸に赴く。
十二月、朱舜水、江戸に歸る。

△同 七年 (二三二七年)

幕府、朝鮮に武具密賣せる奸商八十八人を罰す

△同 八年 (二三二八年)

三月八日、幕府、長崎奉行に令し長崎港の輸出入品を制限す。

△同 九年 (二三二九年)

十一月十二日、徳川光圀、養老の禮を設けて朱舜水を後樂園に饗す。

十二月、末次某、明艦に擬して船を造る。

△同 十年 (二三三〇年)

朱舜水の「楠公贊」成る。

△同 十一年 (二三三一年)

正月、東寧波の商船、初めて長崎港に來航す。

△同 十二年 (二三三二年)

三月二十三日、京都・大阪・堺の商人に令し、長崎にて外國貨物賣買の仕方、及び貿易銀の定

め、換算法等を定む。

閏六月二十五日、幕府、重ねて邦人の海外渡航を嚴禁す。

○對馬國佐須奈浦に哨所を設け、朝鮮往來の船舶を監察す。

△延寶元年 (二三三三年)

四月一日、明僧隱元、偈を述べて皇恩の宏大無邊なるを謝す。

○朝鮮釜山浦の日本館を艸梁に移し、艸梁館と稱す。

△同 五年 (二三三七年)

正月、明僧心越、慧雲等、長崎に來る。

此年、明僧興儔來朝す。徳川光圀、水戸に祇園寺を建てて之を請す。

△同 六年 (二三三八年)

七月二十七日、清國の平南親王尙之信等、手簡を長崎奉行に贈る。

△天和二年 (二三四二年)

八月二十七日、徳川綱吉、朝鮮使節を引見す。

九月四日、幕府、宗義親に命じて、爾後朝鮮の事は堀田正俊の指揮を受くべきを命ず。

△貞享二年 (二三四五年)

六月二日、阿媽港船、我が漂民を護送して長崎に來る。幕府、漂民を受け、再び來ることなからしむ。

同月二十九日、幕府、阿媽港船に退去を命ず。

七月二十六日、清國商船十三隻、長崎に來り貿易を請ふ。

此頃、幕府、外國人蔘の輸入につき戒令す。

八月二十八日、幕府、清國官吏の再び來航することを禁じ、諭して歸らしむ。

此年、幕府、長崎貿易の額を定む。

△同 三年 (二三四六年)

八月九日、幕府、對馬の宗義眞に命じて、朝鮮との互市金額一萬八千兩に限らしむ。

九月五日、林春常、和漢禮祥の故事を集録して上る。

△元祿元年 (二三四八年)

四月、清國商船の長崎渡來の數を七十艘に限定し、商館を設く。

△同 三年 (二三五〇年)

十二月二十二日、湯島孔子廟、成る。

△同 四年 (二三五一年)

此頃、將軍徳川綱吉、譜代大名及び高家のために論語を講す。

△同 七年 (二三五四年)

十月、清船、薩摩に漂着す。

△同 八年 (二三五五年)

八月、長崎に令して、交易銀と運上銀を定めて獻納せしむ。

△同 九年 (二三五六年)

邦人の竹島に到りて漁撈するを禁ず。次で朝鮮漁民の訴訟を却け、本國に歸らしむ。

△同 十二年 (二三五九年)

六月二十八日、長崎奉行を四人に増加す。
△同 十三年 (二三六〇年)
十二月、幕府、銀銅貨の他國支出を禁ず。

△寛永元年 (二三六四年)

二月七日、徳川綱吉、湯島孔子廟を再建せしむ
十一月二十五日、孔子廟再建成る。

△同 六年 (二三六九年)

十月十日、新井白石、朝鮮聘禮儀を上る。

△同 七年 (二三七〇年)

正月二十二日、新井白石、朝鮮聘事後儀を上る

△正徳元年 (二三七一年)

二月、幕府、朝鮮使節接待法を改む。

十一月一日、將軍徳川家宣、朝鮮使節を引見す

△同 三年 (二三七三年)

六月九日、諸國銅山より、銅を大阪に輸送せしめ、長崎に廻送して貿易の資とせしむ。

△同 四年 (二三七四年)

二月、幕府令して海上密賣買を禁ず。

△同 五年 (二三七五年)

正月十一日、幕府、長崎貿易の制限に關する新例を定め、金銀銅の濫出を防ぐ。
八月、幕府、清國商賈在館中の規定を設定す。

△享保二年 (二三七七年)

三月九日、清國商船の定額を三十隻の外、更に十隻を増加し、毎隻銀額二百貫を船載せしむ。

四月二十一日、幕府、福岡・萩二藩に命じて筑紫の海上に清國の密貿易船を討たしむ。

○幕府、更に小倉藩に命じ、福岡・萩二藩と共に清國姦商を追捕せしむ。

十二月十三日、幕府、目付渡邊永倫を長崎に派して清船撃攘を監せしむ。

△同 三年 (二三七八年)

四月十六日、小倉・萩・福岡三藩の兵、筑前白島の清國商船を撃退す。

六月九日、幕府、密貿易を嚴禁す。

十一月二十八日、幕府、西南諸大名に拔荷取締及び清船打拂ひを命ず。

△同 四年 (二三七九年)

三月、鹿兒島城主島津吉貴、清國の制度、風俗及び治安の狀を條記して幕府に申告す。
十月一日、將軍徳川吉宗、朝鮮使節を江戸城に

引見す。

十月五日、朝鮮使節、射禮を試む。

△同 五年 (二三八〇年)

六月五日、渡邊永倫、小倉、藍島に到り清船を砲撃す。

同月十七日、豊前小倉藩士、筑前藍島に清國の姦商を捕ふ。

○福岡藩兵、清船一隻を焼く。

同月二十七日、黒田繼高、清船を燒撃す。

七月十日、野崎要人等、清船に迫り唐人五十二人を生捕る。

十二月二十一日、初めて浦賀奉行を置く。

△同 六年 (二三八一年)

三月七日、朝鮮來聘につき國役金を課す。
七月、長崎奉行、清國朱一貴の亂を報す。

△同 八年 (二三八三年)

三月三日、長崎奉行、清國商船の和商を糺明す
○清商及び蘭人、幕府に馬を獻す。

△同 九年 (二三八四年)

三月、長崎の港税を一萬五千兩と定む。

十月、清商、寮馬及び方書を幕府に獻す。

△同 十年 (二三八五年)

二月、幕府、對馬の宗氏をして朝鮮王の即位を賀せしむ。

三月、清國醫朱佩章、來朝す。

七月八日、幕府、萩生徂徠に命じて清醫朱佩章所獻の藥書を校閲せしむ。

△同 十一年 (二三八六年)

六月、清國、射騎法を傳ふ。
七月、清商、遼東人蔘乾根葉蔘實百餘種及び採蔘紀略を幕府に上る。

九月八日、萩藩兵、長門須佐濱に清國商船を燒く。

同月十一日、幕府、西南十五藩に令して清國商船の漂泊するものを撃たしむ。

△同 十三年 (二三八八年)

五月十五日、對馬藩、朝鮮國の亂を幕府に報す

△同 十四年 (二三八九年)

四月二十六日、清商の献上せる大象、京都に着す。
五月二十五日、廣南より出たる大象、江戸に着し、二十六日、將軍吉宗、大廣間に於て大象を観る。

△同 十六年 (二三九一年)

十二月、清國畫人沈南蘋、來朝す。

△同 十八年 (二三九三年)

四月、幕府、長崎に令し、貿易不振につき互市の法を改む。

九月十八日、沈南蘋、日本を去りて歸國す。

△同 二十年 (二三九五年)

三月六日、幕府、江戸に唐人蔘座を設く。

○長崎の工人、初めて清の堆朱沈傳色蒔繪青貝漆器法を傳ふ。

△元文四年 (二三九九年)

六月十八日、清船、長崎にて鬪駢す。

△寛保二年 (二四〇二年)

十一月、幕府、支那・和蘭兩國よりの來航商船

數を制限す。並に銅の輸出額を限る。

△延享三年 (二四〇六年)

二月、清國及び和蘭交易の法を改む。

△寛延元年 (二四〇八年)

六月一日、將軍徳川家重、朝鮮使節を引見す。

同月十日、朝鮮人上野にて步射、騎射を演ず。

△寶曆元年 (二四一年)

十二月、清船、陸奥の漂民を送還す。

△同 二年 (二四二年)

二月、人蔘購求提警方を設定す。

△同 三年 (二四一三年)

六月、幕府、長崎奉行に令して、拔荷の禁を嚴にせしむ。

△同 七年 (二四一七年)

六月、清船、五島に漂着す。

△同 十三年 (二四二三年)

三月、長崎奉行石谷清昌、令して清國商賈の買収する銅製器物の量額を三百斤に限定す。

八月十九日、幕府、廣東人蔘の賣買を禁ず。

十一月、韓種人蔘座を江戸に置く。

△明和元年 (二二二四年)

二月十四日、清國より船載の圖書集成一萬卷江戸に達し、幕府之を文庫に藏す。

同月二十七日、將軍徳川家治、朝鮮使節を引見す。

三月十一日、幕府、支那に輸出する煎海鼠、乾鮑を殖製し、之を長崎の承買者に交賣すべきを諭令す。

△同 二年 (二四二五年)

十二月、陸奥の民、安南國に漂着す。

△同 四年 (二四二七年)

七月、陸奥の民、安南より歸る。

△同 五年 (二四二八年)

七月、清船、紀伊に漂着す。

十二月、幕府、朝鮮の請により銅の輸出を許し翌年より五ヶ年間、四萬斤宛渡すべき旨、宗義暢に令す。

△安永二年 (二四三二年)

四月九日、幕府、重ねて密貿易を嚴禁す。

△同 九年 (二四四〇年)

五月五日、清船、安房國南朝夷村に漂着す。

△寛政元年 (二四四九年)

九月一日、幕府、外船打攘緩和令を出す。

△同 二年 (二四五〇年)

五月、幕府、林錦峰、柴野栗山、岡田寒泉に命じて朱子學を振興し、異學を排せしむ。

△同 六年 (二四五四年)

六月、幕府、海外より歸朝する邦人を褒賜する方規を下す。

△同 九年 (二四五七年)

十二月、幕府、漂着異國船取計の件につきて布告す。

△文化元年 (二四六四年)

六月、朝鮮信使の來聘は津島にて禮を受くる事に改む。

△同 四年 (二四六七年)

正月、清船、我が漂民を送還し來る。

△同 十四年 (二四七七年)

十二月、清船、五島に来る。

△文政二年 (二四七九年)

十二月、清船、壹岐に漂着す。

△同 三年 (二四八年)

二月、清船、薩摩に漂着す。

△同 四年 (二四八一年)

二月、幕府、清國人の猥りに長崎市中を徘徊するを以て、大村純昌に命じ、清人居留館前に邏所を設けて之を検束せしむ。清人、邏所を襲撃し大村の兵と鬪ふ。

△同 五年 (二四八二年)

十二月、清船、肥前天津に漂着す。

△同 九年 (二四八六年)

正月、清船、遠江に漂着す。

十二月、清船、薩摩の漂民を送り来る。

△同 十年 (二四八七年)

正月、清船、加賀の漂民を送り来る。

六月、陸奥の民、浙江に漂着す。

京を陥る。

△文久二年 (二五二二年)

七月十二日、島津久光、享保以前の例を復し、琉球にて清人と交易せんと請ふ。幕府答へず。同月十四日、勝義邦、清國より長崎に歸る。

△明治元年 (二五二八年)

二月中、岩倉具視、對韓意見書を朝廷に奉呈し使節を朝鮮に遣して舊好を修せん事を建議す。三月廿三日、對馬府中城主宗義達をして朝鮮に維新王政を通達せしむ。

四月中、長崎裁判所總督澤嘉宣、各國の領事と議して其の使備する支那人の我が禁令を犯す者は之を我が國律に依て處斷することを決定す。六月十九日、漂流朝鮮人の取扱規則を設く。

△同 三年 (二五三〇年)

六月廿七日、支那人竹溪を紙幣贋造の罪によつて捕縛し之を斬刑に處し、從者は徒刑に處す。八月九日、販賣阿片烟律及び生阿片取扱規則を定めて在留支那人に告諭す。

△天保二年 (二四九一年)

六月、清船、薩摩に漂着す。

△同 六年 (二四九五年)

十月、幕府、監察を長崎に派し、清商の密賣を禁ず。

十二月十三日、長崎在留の清商、蜂起して官衙を毀つ。之を捕ふ。

△同 九年 (二四九八年)

三月、幕府、更に令して清商の密賣を禁ず。

△同十三年 (二五〇二年)

七月二十四日、幕府、異國船打拂令を停止す。

△嘉永六年 (二五一三年)

六月、宗義和、清國に賊起り諸州を陥れし旨を上申す。

△安政二年 (二五二五年)

四月一日、清國商船、伊勢田曾浦に漂着す。之を長崎に送る。

△萬延元年 (二五二〇年)

◇八月、英佛兩國、清國と天清に戦ひ、遂に北

八月十三日、各港在留の支那人、竊に邦人の幼兒を騙買する者あり、よつて之が賣與の嚴禁を令す。

同月中、各港在留の支那人其他非條約國々民の我が禁令を犯す者は、すべて我が國法に依つて處斷するの律を定む。

閏十月廿九日、外務權大丞柳原前光等、清國より歸朝す。

十一月十七日、開拓次官黒田清隆を歐洲及び清國に派遣す。

△同 四年 (二五三一年)

二月二日、外務省に漢洋語學所を設置す。

四月廿七日、大藏卿伊達宗城を欽差全權大使として清國に派遣、條約を締結せしむ。外務大丞柳原前光、權大丞津田真道、之が副使たり。

五月十八日、欽差全權大使伊達宗城等、清國に向つて東京を出發す。

七月廿九日、日清通商條約を交換す。

八月十三日、支那人等に幼兒賣却を取締らしむ

八月廿九日、欽差全權大使伊達宗城及び外務大丞柳原前光を清國より召還す。

△明治五年 (二五三二年)

一月中、宗重正命に依つて相良丹藏を大差使として朝鮮に遣す。

二月二日、外務大丞兼少辨務使柳原前光を清國に差遣し、交際の事を辨務せしむ。

同月廿五日、再び幼児を支那人に賣與することを禁す。

四月廿三日、樺太境界の事に不平を抱ける外務大丞丸山作樂、豊岡縣士畑常也と相謀り、兵を聚めて朝鮮を襲撃せんと圖る。發覺して捕へられ、同日、終身禁獄に處せらる。

八月八日、池上四郎、武市熊吉、彭城中平を實地視察委員として滿・韓に差遣す。

同月十八日、外務大丞花房義質、少記森山茂、廣澤弘信及び陸軍中佐北村重頼を朝鮮に遣し、對馬の歲遺貿易船を罷むることを通告し、其の缺負物品を辨償し漂民十三人を送還せしむ。ま

た外務少録奥義制を草梁館に駐劄せしむ。
八月中、外務卿副島種臣、朝鮮國に對する處分條令を正院に上陳す。

九月三日、是より先秘露國船の清民強買の事を清國に報ず、故に清國江蘇同知陳福勳、橫濱に來りて救済を乞ふ。此日船主リカルド・ヘレロ、船を棄て去る、乃ち船中の清民を陳福勳に還付し、船を橫濱港内に抑留す。

同月四日、陸軍少將井田讓を領事として清國福州に駐劄せしむ。

同月中、外務大丞花房義質、春日・有功二艦を率ゐて朝鮮國釜山浦に到る。

十月三日、神奈川典事林道三郎を副領事として清國に駐劄せしむ。

同月九日、陸軍少佐樺山資紀を派して臺灣島を視察せしむ。

同月十五日、清國福州駐劄領事井田讓をして廈門・臺灣・淡水の事務を、上海駐劄領事品川忠道をして鎮江・漢江・九口・寧波の事務を、香

港駐劄領事林忠三郎をして廣州・汕頭・瓊州の事務を管轄せしむ。

十一月六日、外務大丞花房義質等、朝鮮より歸還して復命す。

△明治六年 (二五三三年)

二月十二日、外務省七等出仕廣澤弘信をして朝鮮國に駐劄せしむ。

同月廿七日、外務卿副島種臣を特命全權大使として清國に差遣し、大丞柳原前光、少丞平井希昌をして之が副たらしむ。

同月中、寅歲生れの男子を徵發して朝鮮征伐行はるとの妄説、湯屋、髮結床等に流布して人心動搖す。

四月二十日、特命全權大使副島種臣等、天津に於て李鴻章と會晤して日清條約を議す。

同月三十日、特命全權大使副島種臣、李鴻章と日清條約を締結す。

五月中、朝鮮國東來・釜山兩府使が公館の門壁上に貼付せる傳令書中に我國を侮辱するの語あ

り、我が居留民、之を謄寫して本國に報ず、是より朝野の間に其の無禮を憤るの情激發し、輿論囂々として絶えず。

六月一日、清國恭親王、副島全權大使を北京の宿舎に訪ふ。

同月十八日、清國總理大臣毛昶熙等、生蕃は化外民にして政教の及ばざる旨を全權大使副島種臣に答ふ。

同月廿九日、特命全權大使副島種臣、外國使臣として初めて清國皇帝に謁見す。

七月七日、池上四郎等、滿洲地方の視察を終りて歸朝し、復命書を上る。

同月廿六日、特命全權大使副島種臣等、清國より歸朝す。

同月廿九日、西郷隆盛、書を板垣退助に致し、自ら遣韓使たらんとするの意あるを告ぐ。

八月三日、參議西郷隆盛、太政大臣三條實美に遣韓大使の選定を督促す。

同月十四日、西郷隆盛、再び書を板垣退助に致

し、速かに閣議を開いて遣韓大使の事を決定せんことを迫る。

八月十六日、西郷隆盛、三條實美を訪ひ、遣韓使問題の決意を促す。

同月十七日、廟議、參議西郷隆盛を遣韓使節となす事を内定す。

同月十八日、參議木戸孝允、征臺・征韓の廟議あることを憂ひ、内治を急要とするの意見書を上る。

同月十九日、西郷隆盛、書を板垣退助に寄せて其の盡力を謝す。

同月卅一日、小田縣令矢野光儀、其管民の臺灣に漂着して土人の殘暴を受くるの状を上申す。

九月三日、參議木戸孝允、太政大臣三條實美に面謁して征臺・征韓の不可なるを論じ、内治の急務なるを説く。

十月四日、太政大臣三條實美、豫め遣韓大使の準則を定めんと欲し、其の意見を書して岩倉具視に問ふ。

提出す。

○夜、三條實美、岩倉具視邸に至つて西郷隆盛の出使始末書を示し、反覆討論するも、意、遂に合せず。

十月十八日、太政大臣三條實美、俄に病を發して人事不省に陥る。次で書を以て岩倉具視に寄せ、辭官の表を執奏せん事を請ふ。

同月二十日、天皇、三條實美邸に親臨して病を問ひ、次で岩倉具視邸に臨御し、親諭して實美に代り事を視せしめ給ふ。

同月廿二日、參議西郷隆盛、板垣退助、副島種臣、江藤新平、陸軍少將桐野利秋等、岩倉具視邸に至りて速かに遣韓大使の上奏宸裁を仰ぎ、發令の順序を決定せんことを督促す。具視、明日參内して彼此の兩説を陳上し、以て宸斷を仰ぐ可き旨を答へて讓らず。隆盛等、辭色激昂して抗論す、具視、動ぜず。

同月廿三日、岩倉具視、參内して三條實美、西郷隆盛等の意見を具陳し、且つ意見書を上る。

十月八日、邦人の清國在留規則を定む。

同月十一日、西郷隆盛、書を太政大臣三條實美に上り、切に遣使の會議の開かれんことを請ふ

同月十二日、太政大臣三條實美、書を岩倉具視に與へて遣使の時期を延引せんことを商議す。

同月十四日、太政大臣三條實美以下、太政官代にて遣韓使の事を議す、岩倉具視、先づ内治を整へて外征を謀るの力を養ふべき事の急務なるを説く。參議西郷隆盛はこれに抗辯し、朝鮮遣使の順序を議定せんことを請うて聽かず、參議

板垣退助、後藤象二郎、副島種臣、江藤新平、之に賛し、參議大久保利通、大木喬任、大隈重信は之に反對す。論争、遂に議決せず。

同月十五日、再び遣使の會議を開く。西郷隆盛は再論の必要を認めずとして參内せず、太政大臣三條實美は遂に西郷等の主張に左袒し、議始めて決す。

同月十七日、岩倉具視、病と稱して參内せず、大久保利通、木戸孝允も遣使に反對し、辭表を

○太政大臣三條實美、再び書を岩倉具視に致し過日奉呈せる所の辭表を速かに聽許あらんことを請ふ。

○西郷隆盛、辭表を提出す。

十月廿四日、天皇、岩倉具視を召して其の奏請を嘉納し給ひ、國政を整へ、民力を養ひ、成效を永遠に期すべき勅旨を賜ふ。

○陸軍大將西郷隆盛の參議兼近衛都督を罷免す

○參議後藤象二郎、江藤新平、板垣退助、副島種臣等、辭表を上る。

○近衛將校、大いに動搖す。

同月廿五日、陸軍少將篠原國幹、病と稱して朝せず、其他近衛將校の西郷隆盛の後を追うて辭表を奉呈する者百餘人に及び、頗る動搖す。

○參議兼外務省事務總監副島種臣、參議兼左院事務總裁後藤象二郎、參議板垣退助、江藤新平を罷免す。

同月廿八日、西郷隆盛、東京を發して鹿兒島に歸る。

十月廿九日、太政大臣三條實美の辭表を却下す
十一月廿四日、陸軍少將山田顯義に特命全權公使を兼ねしめ、清國に駐劄せしむ。

△明治七年 (二五三四年)

一月十六日、此頃より佐賀縣士族の國政を横議する者、憂國、征韓の二黨に分れ、征韓黨は舊弘道館に據りて兵器を聚め、輦下に迫りて遠征を請はんことを謀る。前參議江藤新平を推して首領とす。

同月廿六日、參議大久保利通に臺灣及び朝鮮問題の調査を命ぜらる。

同月卅一日、清國禮祀洲夾江内通行禁止の旨を各開港場に布告す。

二月一日、佐賀縣士族、征韓、封建、攘夷を名として分黨嘯聚し、遂に小野商會の金幣を掠奪して兵を擧ぐ。兵凡そ三千、勢ひ猖獗を極む。

同月六日、參議大久保利通、大隈重信、臺灣蕃地處分要略を草して提出す。

同月九日、參議兼内務卿大久保利通を遣して佐

賀縣の擾亂を鎮定せしむ。

二月十五日、外務大丞柳原前光を代理公使として清國に駐劄せしむ。次で特命全權公使と爲す

同月十八日、佐賀賊徒、佐賀縣廳を陥る。

同月十九日、參議大久保利通、博多に着し、本營を福岡に置き、諸軍進撃の部署を定む。

同月廿一日、官軍、佐賀賊徒と戦ひ之を殲る。

同月廿三日、江藤新平、佐賀を脱走す。

同月廿五日、陸軍大輔西郷從道に命じて臺灣生蕃處分取調を委任す。

同月廿九日、江藤新平、捕縛さる。

四月四日、陸軍少將西郷從道を中將に任じ臺灣事務都督となし、兵を率ゐて臺灣を討たしむ。

同月五日、臺灣蕃地事務局を正院に置き、參議大隈重信を長官となす。

同月廿六日、太政大臣三條實美、右大臣岩倉具視、參議木戸孝允、勝安房、伊藤博文、寺島宗則、大隈重信、陸軍中將西郷從道、同少將谷干城、海軍少將赤松則良等、延邊館に會し、臺灣

征撫の事宜を議す。

四月八日、陸軍少佐福島九成を領事として厦門に駐劄せしめ、福州の事を兼理せしむ。

○米國人李仙得を臺灣蕃地事務局準二等出仕と爲し、都督を輔佐して島民を懷服せしめ、且つ支那地方官並に各國領事館の應接等を管掌せしむ。

同月九日、英國公使パークス、生蕃征撫の措置を外務卿寺島宗則に問ふ。

○事務都督西郷從道、軍艦を率ゐて横濱を發し長崎に向ふ。

同月十三日、英國公使パークス、書を外務卿寺島宗則に寄せ、豫め局外中立の意を傳ふ。

同月十五日、事務都督西郷從道、參議大久保利通を佐賀に訪ひ、臺灣事情及び東京事情を報告す。

同月十八日、參議木戸孝允、内治未だ整はざるに事を外に構ふる事の非なるを論じ、太政大臣三條實美に辭表を呈す。

四月十九日、米國大使ピンハムの異議により、暫く臺灣出師を停め、まづ清國政府と應接することに廟議決す。依つて權少内史金井之恭を長崎に派して大隈重信に東還を命じ、西郷從道に進發を延ばして後命を待たんことを命ず。

同月廿五日、金井之恭、長崎に到りて三條實美の手書を大隈重信に傳達す。

同月廿六日、大隈重信、西郷從道の營に赴きて姑く後命を待たんことを説く、聽かず、即夜諸艦に令して發航の期を定め、炭水を積ましむ。

同月廿七日、西郷從道、意を決して領事福島九成をして清國厦門に前往せしむ。

○參議大久保利通、自ら長崎に赴き臺灣出兵事件を處理せん事を請ふ。

同月廿八日、廟議、急に大久保利通を長崎に遣し、進退の機を決せしむ。

同月廿九日、參議兼内務卿大久保利通、東京を發す。

五月二日、陸軍少將谷干城、海軍少將赤松則良

軍艦日進・孟春・明光・三邦を率ゐて長崎を發し臺灣に向ふ。

五月三日、領事福島九成、厦門に到り同知李鍾霖に面會し、西郷従道の照會文を閩浙總督李鶴斗に轉致せしむ。

○大久保利通、長崎に着す。

同月四日、大久保利通、大隈重信、西郷従道と面晤して遂に出師の議を決し、要務を定めて之を正院に稟報す。

同月六日、大久保利通、李仙得と長崎を發す。

○領事福島九成、臺灣社寮港に上陸して陣營を建設す。

同月九日、大隈重信、米國商船シヤフツポリイ號、英國商船デルダア號を買収し、社寮丸、高砂丸と改稱して臺灣征討に使用する。

同月十日、日進、明光二艦、社寮港に入る。

同月十三日、孟春艦、社寮港に入る。

同月十四日、三邦艦、社寮港に入る。

同月十五日、大久保利通、東京に歸り、事情を

具奏して專斷の罪を謝す。

五月十七日、臺灣事務都督西郷従道、高砂丸に乗じて長崎を發す。

同月十九日、討蕃の事由を布告す。

○特命全權公使柳原前光、横濱を發す。

同月廿二日、是より先、我軍の臺灣に到るや、諸酋長争つて款を納る。牡丹社、頑逞服せず、此日進んで石門を破り、其酋長を斬る。生蕃二蕃十八社、遂に懾懼投降す。

○西郷従道、社寮港に入る。

○清國軍艦二隻、又社寮港に入る。

同月廿三日、佐官傳以禮等、西郷従道と會見して出師の事由を問ひ、臺灣は清國の屬地なれば速に營を撤して退去せんことを求む。従道、拒絶して曰く、余は只事を行ふのみ、兩國交渉の事宜は當に公使柳原前光と議すべし、と。

○清國軍艦、社寮港を退去す。

同月廿七日、臺灣南部の酋長トキトク等四名、都督府に投降す。

五月廿八日、特命全權公使柳原前光、上海に到着す。

六月一日、陸軍少將谷干城は風港より、參謀佐久間佐馬太は石門口より牡丹社に進撃す。

同月二日、海軍少將赤松則良、竹社口より進み三路一齊に牡丹社に入り、蕃地略ぼ平定さる。

同月十八日、勅使北條氏恭を臺灣に遣し、將士を慰勞し給ふ。

同月廿五日、陸軍少將谷干城、東京に到りて臺灣平定を復命す。

七月十三日、參議大久保利通、自ら清國に派遣せられんことを三條實美に請ふ。

同月十四日、太政大臣三條實美、國事多端の故を以て大久保利通の清國派遣を許さず。

同月十六日、外務省出仕田邊太一を清國に差遣し、三大臣連署の訓條を特命全權公使柳原前光に傳達せしむ。

同月十七日、特命全權公使柳原前光、上海を發して北京に向ふ。

七月廿四日、柳原前光、天津に於て直隸總督李鴻章と會見す。

同月廿六日、大久保利通、更に清國派遣の事を三條實美に請ふ。

同月三十日、柳原前光、北京に至る。

○參議大久保利通を清國に派遣する事に内定す八月一日、參議大久保利通を全權辦理大臣と爲し清國に派遣して臺灣征討に就き接渉せしむ。

三等議官高崎正風、租稅助、吉原重俊、陸軍大佐福原利勝、權少内史金井之恭等、隨行す。次で内務省出仕岩村高俊、司法省出仕井上毅も亦隨行を命ぜらる。

同月三日、全權公使柳原前光、總理衙門大臣寶鋆、毛昶熙等と面接し、臺灣問題を談判す。彼は生蕃の清國屬土なるを主張し、我は無主の蠻地なるを論ず。彼我の説、遂に合せず。

同月十六日、全權辦理大臣大久保利通等、軍艦龍驤に乗じて長崎を發し、清國に向ふ。

同月十九日、大久保利通等、上海に到る。

九月一日、大久保利通等天津に到る。

同月十日、大久保利通等、北京に到る。

同月十四日、全權辦理大臣大久保利通、全權公使柳原前光を従へて總理衙門に大臣恭親王、文祥、沈桂芬等と會し、臺灣の事を議す。

同月廿九日、諸港在留の支那人に告諭し、臺灣の事に由りて危懼を抱く事なく生業に安ぜしむ十月二十日、清國政府、先づ日本軍の臺灣撤兵を求む、大久保利通、之を拒絶す。

同月廿一日、日清談判、將に決裂せんとす。

同月廿三日、日清談判不調、全權辦理大臣大久保利通、生蕃は無主の地たるを斷言し、今より我が統治を施し生蕃を開發するの意を告げ、將に二十六日を以て北京を去らんとす、即ち井上毅に命じ、最後通牒の文案を起草せしむ。

同月廿四日、全權辦理大臣大久保利通、別辭を各國公使に告ぐ。

○英國公使ウエート、日清兩國間に調停を圖る
同月廿五日、英國公使ウエート、清國政府の依

て琅瑤山に上陸し、都督西鄉從道と面晤、北京談判の始末を告ぐ、異議なく撤兵に決す。

十一月十七日、清國交換の條款憑單を布告す。

同月廿七日、大久保利通等、東京に歸り、直に參内して、使命を奏聞す。

十二月三日、蕃地事務都督西鄉從道、諸軍を率ゐて臺灣を發し凱旋の途に就く。此の役、出征人員三千六百五十八人、戦死者十二人、病死者五百六十一人。

△明治八年（二五三五年）

一月四日、蕃地事務局を廢す。

同月廿四日、外務少丞森山茂、廣澤弘信、對韓方針の確定を政府に建議す。

二月八日、臺灣戦死者を招魂社に祀る。

八月十七日、清國天津に領事館を置き、内務省出仕池田寛治を以て副領事となす。

九月二十日、海軍少佐井上良馨、雲揚艦に乗じて清國牛莊に赴かんとし、薪水を朝鮮江華島に取リ、守兵のために砲撃せらる。我軍應戦して

囑を受けて大久保利通を訪ひ、銀五十萬兩を償

金として與ふるの意を告げ、其の許諾を求む。

乃ち之に答へ、償金は清國の意に任ずるも我が征臺の舉を正義と認めむことを求む。

十月廿七日、清國政府、我が要求を容れ、明日の會商を約す。

同月廿九日、清國政府はまづ償金十萬兩を納め更に日を期して四十萬兩を納付せん事を請ふ。

之を聽す。

同月卅一日、全權辦理大臣大久保利通等、總理衙門に到り、大臣文祥等と會見し、被害難民撫恤費銀十萬兩、臺灣修道建房費四十萬兩を辨償せしめ、我が駐兵の臺灣撤退を約し、條款憑單を交換す。

十一月一日、全權辦理大臣大久保利通等、北京を出發す。

同月十日、全權辦理大臣大久保利通、上海にて償金十萬兩を收納す。

同月十六日、大久保利通等、臺灣打狗港に入り

砲臺を陥る。

九月廿二日、我兵上陸して、朝鮮永宗島城を拔く。

同月廿八日、雲揚艦長井上良馨、長崎に歸港して江華島事件を海軍省に報告す。

十月一日、海軍大輔河村純義、長崎碇泊の春日艦に電令して釜山浦に赴かしむ。

同月三日、江華島事件を海内に布告す。

同月五日、參議木戸孝允、上疏して朝鮮處分の廟議一定せば、自ら赴いて使節の任に當らんとを請ふ。

同月廿七日、江華島事件に就き朝鮮國の罪を問ふに決す。

同月廿九日、上海駐在領事品川忠道をして郵便局の事を管掌せしむ。

十一月十日、特命全權公使鮫島尙信をして外務大輔に、外務大輔森有禮をして特命全權公使と爲し、清國に駐劄せしむ。

同月廿日、全權公使森有禮、我國の朝鮮國に對

する意志の平和に在る旨を、書を以て清國政府に告ぐ。

十二月九日、陸軍中將兼參議黒田清隆を特命全權大臣に、議官井上馨を副大臣となし、朝鮮に赴き修好の事及び江華島事件を議せしむ。陸軍少將種田政明、中佐樺山資紀、外務大丞宮本小一、權大丞森山茂、野村靖、開拓少判官安田定則、幹事小牧昌業等、隨行す。

△明治九年（二五三六年）

一月四日、全權公使森有禮、北京に着す。

同月十日、全權公使森有禮、清國總理衙門に到り、大臣毛昶熙、沈桂芬と會し、韓國問題に就て談判す。

同月十三日、森有禮、書を外務卿寺島宗則に寄せて清國の事情を報告す。

同月十五日、辦理大臣黒田清隆等、朝鮮國釜山浦に着す。

同月十八日、黒田清隆、朝鮮に軍隊派遣を電請す。

公館に入る。

二月廿七日、辦理大臣黒田清隆、副大臣井上馨と共に練武堂に到り、韓國全權申櫛、尹滋承と面接して、修好條約を交換す、且つ謝罪狀を收む。

同月廿八日、黒田清隆等、江華島を發して歸國の途に就く。外務大丞宮本小一等を留めて後事を議せしむ。

三月五日、黒田清隆、井上馨等、東京に歸りて參内復命す。

同月十日、米國人フランシス・ビー・ナイトを清國牛莊副領事に命じ、天津副領事池田寛治の兼職を解く。

五月廿九日、朝鮮國修信使禮曹、參議金綺秀等東京に来る。

六月一日、朝鮮國修信使禮曹、參議金綺秀、參内して方物を上る。

同月七日、外務大丞宮本小一を朝鮮國に遣し、互市の條約を訂修せしむ。

正月三十日、黒田清隆等、大阜島に着し、朝鮮國司譯院堂上官吳慶錫等と面會す。

二月一日、清國直隸總督李鴻章、全權公使森有禮と韓國問題を論じ、我が處置を難す。

同月五日、外務大丞森山茂、開拓少判官安田定則、共に江華府に到りて留守趙秉式と面接す。

同月十一日、辦理大臣黒田清隆、副大臣井上馨朝鮮國判中樞府事申櫛、都督府副總監尹滋承と會し、會て我が聘使を拒みしこと及び江華島砲撃の事を詰問す。申櫛等、辯疏して服せず。

同月二十日、日韓第四回談判を開く。議遂に合せず、辦理大臣黒田清隆、決然歸國を決す。

同月廿二日、辦理大臣黒田清隆、開拓少判官安田定則を遣し、別を韓國全權申櫛に告げしめて軍艦に歸る。

同月廿五日、韓國全權申櫛、尹滋承、黒田清隆に對し、修好の件は我國の要求に従ひ、將に明後日を以て條約交換の旨を告ぐ。

同月廿六日、黒田清隆等、再び上陸して副師管

八月廿四日、日韓通商條約成る。

十月十四日、日韓修好條規附錄及び貿易規則等を布告し、民庶の釜山港に赴きて互市するを許す。

十一月廿五日、米國紐育駐在副領事富田鐵之助を總領事に任命し、清國上海に駐劄せしむ。次で鎮江・九江・漢口・寧波四港の事務を管掌せしむ。

△明治十年（二五三七年）

一月十三日、上海總領事富田鐵之助を罷む。

二月三日、大藏大書記官吉原重俊を清國に差遣す。

同月十五日、西南の役起る。

九月廿四日、城山陥落し、西郷隆盛、桐野利秋村田新八、別府晋助等、自刃す。

十二月廿八日、清國公使何如璋、副使張斯桂、參内して國書を奉呈す。

△同 十一年（二五三八年）

三月四日、海軍省に令し、朝鮮國咸鏡・全羅・

忠清三道の海岸を測量せしむ。

△明治十二年 (二五三九年)

三月八日、議官宍戸璣を特命全權公使として清國に駐劄せしむ。

同月十四日、外務大書記官兼代理公使花房義質を朝鮮國に差遣し、元山・仁川開港等の事を議せしむ。

五月十日、清國政府、我が琉球藩を廢するを聞き、全權公使宍戸璣に照會す。因て之を外務省に報告す。

七月十六日、外務卿寺島宗則、全權公使宍戸璣に命じ、清國政府に對し琉球國の地勢・文字・言語・宗教・風俗より王系・政治に至るまで、すべて我が屬領たるの證左を列擧せしむ。

八月十日、天皇、濱離宮に臨幸あり、米國前大統領グラントを引見し給ふ。グラント、親しく琉球事件に就き日清媾和の利を上陳す。

同月十三日、グラント、書を清國恭親王に贈り琉球事件の照會を撤廢して日清兩國委員を特派

に付せしむ。

五月廿五日、大藏少書記官竹添進一郎を領事と爲し、天津に駐在し、芝罘・牛莊領事を兼ねしむ。

六月廿九日、清國駐在全權公使宍戸璣を全權辦理委員と爲し、委任狀を授けて之を清國政府に報す。

同月三十日、清國廈門の領事館を廢す。

同月一日、清國人陳玉池、東京に南京米相場會所を置く。

八月十八日、清國總理衙門大臣沈桂芬、景廉、王文韶等、我が公使館に公使宍戸璣と會見し、琉球事件の商議を開く。

同月三十日、朝鮮修信使禮曹、參議金宏集、將軍李容肅等、參内して謁見す。

九月二日、洋式船舶の地方廳の假免狀を有するものは、支那・朝鮮に通行するを許可す。

十月廿一日、清國政府、琉球事案を棄て、宮古八重山二島を讓與するの議成る。

して商議せん事を勸告す。

十月八日、外務卿井上馨、駐清公使宍戸璣をして、琉球廢藩置縣の撤回し難きを再言せしむ。

同月十一日、清國政府、前説を變更して派員會商を求む。

同月廿二日、外務卿井上馨、清國政府に回答して派員の如何は其の酌定に任すべき旨を通す。

△同 十三年 (二五四〇年)

正月廿八日、朝鮮國の元山津を開く。

三月十日、從三位鍋島直大、從四位長岡護美等興亞會を創立す。後、亞細亞協會と改稱す。

同月十六日、朝鮮釜山・元山の居留地警部巡查を置く。

同月廿三日、東京外國語學校に朝鮮語科を設く。

四月十七日、代理公使花房義質を辦理公使と爲し、朝鮮京城に駐劄せしむ。

○内閣大書記官長井上毅に訓令及び條約案を齎して清國北京に行かしめ、之を全權公使宍戸璣

十一月十七日、小銃五十挺を朝鮮國に贈る。

△明治十四年 (二五四一年)

二月三日、軍艦金剛を清國へ派遣す。

十一月九日、朝鮮國修信使趙秉鎬、參内して國書を奉呈す。

△同 十五年 (二五四二年)

二月廿三日、清國公使黎庶昌、參内して國書を奉呈す。

四月十四日、清國人違註犯處分を以て、他の締盟諸國の例に准ぜしむ。

六月八日、支那及び朝鮮各港駐在領事兼判事の裁判事務取扱ひ方を定む。

七月廿三日、朝鮮京城に内亂起り、暴徒王宮に闖入し、我が公使館をも襲撃す。陸軍中尉堀本禮造等六名之に死し、辦理公使花房義質等防戦するも及ばず、遂に王宮に到る、然れども門閉ぢて入るを得ず、乃ち仁川府に走る。

同月廿四日、朝鮮暴徒再び起りて仁川府廳を襲ふ。巡查廣戸昌克等七人死す。辦理公使花房義

質等奮戦し出で、濟物浦に到り、船に乗じて英艦に投ず。英人、之を長崎に送る。

七月三十日、朝鮮の變報來る。軍艦數隻を急派して邦人を保護せしめ、外務卿井上馨を下ノ關に遣りて處置を講ぜしむ。

○辦理公使花房義質等、長崎に着す。

同月卅一日、元山港駐在總領事前田獻吉をして釜山港に駐在せしめ、釜山港駐在領事副田節を元山に駐在せしむ。

八月一日、軍艦金剛・日進・天城の三艦横濱を發し、朝鮮に赴く。

同月二日、小倉屯在歩兵第一大隊を發し、辦理公使花房義質を護衛して朝鮮に赴かしめ、更に第六軍管の豫備軍を召集、次で諸軍管豫備徵集の準備をなす。

同月五日、戒嚴令を制定す。

同月七日、外務卿井上馨、下ノ關に到り辦理公使花房義質に訓令して朝鮮に引返さしむ。

同月十日、辦理公使花房義質、訓令を奉じて朝

んとす。朝鮮政府、人を馳せて之を留む。

八月廿六日、清國陸軍提督吳長慶、兵を率ゐて朝鮮に到り、賊魁たる朝鮮王の生父李昰應を捕へ、之を北京に押送す。

同月廿九日、朝鮮全權大臣李裕元、副大臣金宏集、仁川に到り濟物浦にて辦理公使花房義質と談判を開始す。

同月三十日、辦理公使花房義質、朝鮮全權大臣李裕元、副大臣金宏集と修好條約に調印す。之を濟物浦條約と稱す。乃ち兇徒を處分し、遭難日本官吏を弔葬し、其の遺族並に負傷者の救恤金として金五萬圓及び損害賠償として金五十萬圓を出さしむ。

十月十九日、朝鮮國特命全權公使朴泳孝、副使金玉均等、參内して京城暴動事件を謝し、寶物を獻ず。

同月中、外務卿井上馨、討韓政策を内閣に提出す。

十一月六日、竹添進一郎を辦理公使として朝鮮

鮮に再渡任す。陸軍少將高島綱之助、海軍少將仁禮景範、之を護衛して下ノ關を發す。

八月十二日、徵發令制定さる。

○海軍中將榎本武揚をして特命全權公使を兼ね清國に駐劄せしむ。

同月十三日、辦理公使花房義質、仁川に上陸し朝鮮官吏趙寧夏、金宏集と面接す。

同月十四日、朝鮮接伴官尹成鎮、仁川に來る。

同月十五日、朝鮮接伴官玄昔運、仁川に到り、辦理公使花房義質と談判を開始す。

同月十六日、辦理公使花房義質、仁川を發し京城に入る。

同月十八日、陸軍少將高島綱之助、海軍少將仁禮景範、京城に入る。

同月二十日、辦理公使花房義質、參内して朝鮮國王に謁見し、我が要求六箇條を陳べ、且つ回答を請ふ。

同月廿三日、朝鮮の回答遷延す。辦理公使花房義質、京城を去つて仁川に到り將に歸途に就か

京城に駐在せしめ、條約に従ひ陸軍歩兵一中隊を派遣して居留民及び公使館を保護せしむ。

十一月十三日、朝鮮亂後人心未だ鎮靜せざるにより、警備艦を仁川港に碇泊せしむ。

同月廿二日、朝鮮國と修好條約を訂正、交換す。

同月廿四日、朝鮮釜山、元山、仁川駐在領事をして郵便事務を兼ねしむ。

同月廿八日、日韓修好條約により、來月一日仁川開港の旨を布告す。

十二月廿六日、丁抹大北部電信會社の日本・清國・露國の海底電線増設の請を許す。

△明治十六年（二五四年）

三月十日、清國及び朝鮮國在住日本人取締規則を定む。

七月廿五日、日鮮貿易規則の調印成る。

十月三日、朝鮮國間行里程取極書を訂正す。

同月九日、清國芝罘に領事館を置く。

同月十五日、日韓人民貿易規則及び海關稅目を

定む。

十二月十九日、朝鮮貿易のため長崎税關出張所を嚴原・下關・博多に置く。

正月廿二日、清佛兩國交戦す。因て我が軍艦を上海に派遣す。

△明治十七年 (二五四四年)

三月中、朝鮮間に海底電信を設く。

十一月二日、濟物浦條約により朝鮮國より我國に支拂ふべき償金五十萬圓の中、既受の十萬圓を除き、殘額四十萬圓を還付す。

十二月四日、韓國京城に於て郵便局開業式の舉あるに乘じ、開國黨の朴泳孝、金玉均、洪英植等兵を起して王宮に迫り、事大黨を斥け、軍國事務衙門督辦閔台鎬、超寧夏、同協辦尹泰駿、海防事務衙門督辦閔泳穆、御營大將韓圭稷、左營監督李祖淵等を殺す。國王、安んずる能はず我兵の護衛を求む。

同月五日、公使竹添進一郎、兵を率ゐて赴き韓王宮を護衛す。清兵、之を誤視して發砲し、國

王逃れて清軍に投じ、京城市街暴徒蜂起して混亂を極む。

十二月六日、清將袁世凱、兵二千を率ゐて韓王宮を圍み内應の韓兵と共に我兵を砲撃す。公使竹添進一郎、兵を率ゐて王宮より公使館に歸る。

同月七日、清兵・韓兵、我が公使館を攻撃す。公使竹添進一郎、我が居留民を保護して仁川に退く。仁川港にありし軍艦日進、陸戰隊を組織して守備を嚴にす。

同月十三日、京城事變の報、到る。

同月廿一日、外務卿井上馨を特派全權大使と爲して韓國に遣し、京城事變に就き談判せしむ。

同月廿二日、井上馨、軍艦七隻を率ゐて横濱解纜、韓國に赴く。

△同 十八年 (二五四五年)

一月六日、特命全權大使井上馨、韓國王に謁見す。

同月七日、特命全權大使井上馨、韓國全權大臣金宏集と談判開始、韓國直に我が要求を容れ五

を約す。

正月九日、日韓媾和條約成る。

同月十日、井上馨、再び韓國王に謁見す。

同月十九日、特命全權大使井上馨歸京、直ちに參内して復命す。

同月廿一日、日韓京城條約締結を布告す。

二月二十日、韓國欽差大使徐相雨、副使穆麟德參内して國書を奉呈す。

同月廿四日、參議兼宮内卿伊藤博文を特命全權大使として清國に派遣す。參議兼農商務卿西郷從道、參議院議官井上毅等隨行す。

四月三日、特命全權大使伊藤博文及び西郷從道等、天津に於て清國全權大臣李鴻章、副大臣吳大澂等と會見し談判を開始す。

同月十七日、清國全權大臣李鴻章、我が特命全權大使伊藤博文と會して我が要求を容れ、兩國とも韓國より兵を撤し、將來必要ある場合は豫め通知すべきを約し、談判終結す。

同月廿八日、伊藤博文等歸朝して參内、復命す

五月四日、朝鮮京城開市につき、渡航通商を告示す。

同月九日、波多野承五郎を領事として清國天津に駐在せしむ。

六月廿七日、南貞助を領事となし、清國漢口に駐在せしむ。

七月廿四日、漢口駐在領事南貞助をして廣州・汕頭・瓊州三港を兼轄せしむ。

八月中、大井憲太郎、磯山清兵衛、新井章吾、小林樟雄等、渡韓して朝鮮改革を謀らんとし、檄文を草し、壯士を募り、兵器を製造す。

九月廿四日、河上謹一を領事となし、清國上海に駐在せしむ。

十一月廿三日、韓國に於て事を擧げんとせし大井憲太郎、小林樟雄を大阪に、稻垣示、新井章吾を長崎に於て捕縛す。世に之を大阪事件と稱す。

△明治十九年 (二五四六年)

正月十五日、鈴木充美を領事とし、釜山に駐在

せしむ。

二月三日、領事南貞助をして媽港を兼轄せしむ
三月十日、齋藤幹を領事となし、清國香港に駐
在せしむ。

六月十二日、亡命朝鮮志士金玉均に退去命令を
下す。

七月廿六日、金玉均、神奈川縣にて拘留さる。

八月八日、金玉均を小笠原島に護送す。

同月十三日、清國丁汝昌の率ゐる北洋艦の軍艦
鎮遠・定遠・濟遠・威遠、長崎に來り、水兵上
陸して暴行を働く。

同月十五日、清國水兵、再び長崎に上陸して暴
行す、彼我死傷あり。

同月十六日、長崎事件にて清國士官一名、水兵
三名、日本巡查一名死し、彼我負傷者八十餘名
あり、談判久しく決せず。

同月十九日、長崎事件のため、外務省に臨時局
を置く。

△明治二十年 (二五四七年)

公布す。

△明治二十二年 (二五四九年)

六月三日、大島圭介を特命全權公使となし清國
に駐劄せしむ。

七月二十日、宮川久次郎を副領事となし清國廣
東に駐在せしむ。

八月中、韓國咸鏡道監司道兼式、防穀令を發し
て穀物の輸出を禁ず。

△同二十三年 (二五五〇年)

一月八日、日韓通漁規則締結を公布す。

四月中、韓國、防穀令を廢棄す。

九月十九日、臺灣北部の蠻社、蜂起して清兵と
戦ふ。

十一月十一日、清國廣東駐在領事を廢す。

十二月十九日、河北俊弼を代理公使となし、朝
鮮京城に駐在せしむ。

△同二十四年 (二五五一年)

二月十日、清國公使李經芳、參内して國書を奉
呈す。

二月八日、長崎事件落着す。乃ち事件は彼我共
に其の廳にて審理し、徵罰の可否は兩國司法廳
にてそれ〴〵自國の法律に照らし公平に斟酌處
辨すべきを約す。

三月十日、東京築地小田原町の朝鮮公使館成る

同月廿七日、朝鮮公使館を循誘學館となす。

五月十三日、清國厦門の帝國領事館を廢し、福
州に副領事を派して兼轄せしむ。

六月三日、日鮮間に於ける漂民經費償還法を改
正公布す。

同月廿九日、柳口直右衛門を副領事となし、韓
國京城に駐在せしむ。

八月十六日、朝鮮公使閔泳駿、東京に來る。

△同二十一年 (二五四八年)

一月十三日、清國特命全權公使黎庶昌參内して
國書を奉呈す。

八月十四日、第一國立銀行支店を朝鮮仁川に置
く。

十月卅一日、清國並に韓國駐在領事裁判規則を

七月二日、清國水師提督丁汝昌、北洋艦隊を率
ゐて神戸に來る。

同月五日、清國北洋艦隊、橫濱に到る。

同月十六日、丁汝昌、我が貴・衆兩議員を旗艦
定遠號に招待し、日清兩國大懇親會を開く。

同月十八日、北洋艦隊、橫濱を發して歸國す。

△同二十五年 (二五五二年)

同月十六日、天津・芝罘に郵便局を置く。

△同二十六年 (二五五三年)

一月六日、清國及び韓國在留日本帝國臣民印紙
賣捌規定を公布す。

四月十四日、韓國京城不穩、東學黨の亂起る。

同月二十三日、韓國東學黨、平穩に歸す。

五月一日、陸軍中將川上操六等、韓國京城に到
り、雲峴宮に於て大院君に面謁す。

同月四日、辨理公使大石正巳、韓國王に謁見し
防穀事件の最後決答を求む。

同月十日、川上操六等、京城を發し清國天津に
赴く。韓國東學黨、再舉を謀る。

五月十九日、韓國政府、我が要求を容れ、防穀事件落着す。

同月二十一日、韓國政府、賠償金十一萬圓を我國に支拂ひ、防穀事件漸く收局す。

六月十七日、日・清・韓間の郵便税を改定す。

七月十五日、特命全權公使大島圭介を韓國に駐劄せしむ。

八月二十五日、亞細亞貿易保護協會成る。

九月十一日、韓國辦理公使金思徹、參内して國書を奉呈す。

十月二十日、韓國政府、再び米穀の輸出を禁止す。

十一月六日、公使大島圭介、韓國政府と防穀解禁事件の談判を終了す。

十二月六日、韓國仁川港に於て米輸出禁令を出す。

同月二十四日、韓國王、防穀令解禁の命を下す。

同月二十五日、韓國開城府民、暴發す。

△明治二十七年（二五四年）

二月十三日、韓國開城府に於て日本人赤瀬由吉殺害さる。

○清國政府は天津條約を無視し、九連城兵を韓國咸鏡道に派して滿洲馬賊を鎮定す。

三月七日、韓國政府、出米解禁を實行す。

同月二十三日、韓國志士金玉均、神戸を出發して上海に赴く。

同月二十八日、金玉均、上海日本ホテルに於て刺客のために殺害せらる。

同月二十九日、韓客朴泳孝、鄭蘭教等七名、東京にて拘引せらる。

四月、韓國全羅道古阜に民亂起る。

五月八日、韓國の東學黨三千人、再び全羅道に蜂起し、府使以下三十四人を殺害す。

同月十二日、韓國忠清道に東學黨及び西學黨蜂起し、大舉して府使を逐ひ、屬吏を獄に投ず。

同月十五日、民間有志秋山定輔、田中正造、鈴木天眼等、對清問題を協議す。

五月十六日、韓國平安道に民亂起り、勢頗る猖獗なり。

同月二十五日、韓國東學黨、官兵を撃破し兵器糧食を奪ひ、寶城に據る。

同月三十一日、東學黨、連りに官兵を撃破し全羅の首府全州を占領す。韓廷、驚愕して援兵を清國公使袁世凱に乞ふ。

六月四日、在韓國居留民保護のため、混成一旅團を韓國に派遣せらる。

同月五日、韓國の警報頻りに來る。駐韓國公使大島圭介、外務省參事官本野一郎と共に韓國に向ふ。

○大本營を參謀本部内に開設す。

同月六日、軍用電信法を公布す。

同月七日、陸軍省に新聞檢閲係を設く。

○在東京清國公使汪鳳藻、我が政府に向ひ、清國は韓國の請に應じ、變亂鎮定のため韓國に出兵すること、及び此の出兵は屬邦保護のためな

ることを知照し來る。我が政府は之に答へ、出

兵は領諾するも、韓國を清國の屬邦とは認めざる旨を以てし、更に清國政府に對し、韓國の騷亂重大にして居留民保護の必要あるに因り、我國も亦若干の兵員を派遣する旨を知照す。

六月九日、陸軍省に金櫃部を設置す。

○清國政府、我が出兵の知照に對し、清兵は屬邦保護のため内亂勦討に任ずるも、日本の派兵は居留民保護に止まるを以て多數を要せざるべし、且つ韓國内地に進入すべからざる旨を回答す。

○朝鮮八道の官吏、閔派を除く外悉く東學黨に應ず。

○清兵の先發隊、牙山に上陸す。

同月十日、駐韓公使大島圭介、海軍陸戰隊四百二十名を率ゐて京城に入る。

同月十二日、混成旅團の先頭部隊、仁川港に到着す。

○清將葉志超、後方部隊を率ゐて牙山本營に入る。

六月十三日、混成旅團長陸軍少將大島義昌、京城に入り陸戦隊と交代す。

同月十六日、我が政府は韓国秕政の共同改革の議を清國政府に提出し、協力して先づ亂民を鎮壓し、而して内政の改革を講ぜん事を懇懇す。清國、之を聽かず。

同月二十日、朝鮮官兵、東學黨を撃破し首府全州を恢復す。

同月二十三日、我が政府、清國政府に對し、日本は遽かに在韓軍隊を撤回する能はざる旨を通知し、駐韓公使大島圭介に訓令し、内政の改革を韓廷に勸告せしむ。

同月二十六日、大島圭介、韓國王に謁見して内政改革の必要を説き、韓王の選定せる改革委員と會し、我が政府の改革意見を詳述せん事を要求す。

同月二十八日、大島公使、更に韓廷に對し、韓國は果して清國の宣言する如く其の屬邦と自認しをるや否やを問ふ。

又屬邦保護の名を以て派遣せられたる清兵を逐ひ、日韓對等條約上に明示せる自主獨立の實を明かにすべきことを嚴談し、二十二日を期して之が確答を要求す。

七月二十一日、韓國王、御前會議を開き清兵の援を求むることに議決す。

同月二十二日、韓國王、再び大島公使の要求を拒絶す。

同月二十三日、京城に於て日韓兩兵衝突、我兵韓兵を驅逐して王宮を守備す。

○韓國王、父君大院君に勅して善後處置の衝に當らしめ、又、我が大島公使を召して大院君の顧問となし輔翼の事を依頼す。

同月二十五日、大院君、韓國の自主獨立と矛盾せる清韓諸條約の廢棄を清國領事唐紹儀に通告し、牙山駐屯清兵の撤退を大島圭介に委す。

○海軍少將坪井航三、吉野・浪速・秋津洲の三艦を率ゐて韓國に赴かんとし、豊島沖にて清國軍艦と遭遇、砲火を交へ、敵艦操江を捕獲し、

六月三十日、韓國王、竟に己を罪するの詔を發布し、内政改革の必要を認め、重臣三名を選んで改革委員となし、大島圭介と革政の事宜を協議すべき事を命ず。

七月七日、日・露・米・英・獨・佛各國公使及び清國駐在官會議を釜山に開き、局外中立の事を議す。

同月十七日、清國再び兵三千を朝鮮に派し、戰鬪準備全く成る。

同月十八日、韓國政府、清國公使袁世凱の威嚇により其議を變じ、我が大島公使の改革要求を拒絶す。

同月十九日、我が政府、英國公使を経て清國政府に最後警告を發す。

○京城駐在清國公使袁世凱、俄かに京城を去り急遽本國に還る。

同月二十日、大島公使、韓國外務府に到りて其の反覆を責め、韓國王に向ひ、清韓條約中、苟くも韓國の獨立を害するものは悉く之を破棄し

運送船高陞號を撃沈す。

七月二十六日、本邦居留清國人の保護を命ず。

同月二十八日、韓國開化黨金宏集、新内閣を組織し、大院君攝政となる。

○韓國王、大島公使に對し清國と從來の關係を斷つ旨を通知す。

同月二十九日、大島混成旅團長、清兵を成歡に撃破し、牙山の根據を占領す。

同月三十一日、清國政府、日本に向け飲食品の輸出を禁止す。

八月一日、清國に對する宣戰の詔勅下る。

○駐清代理公使小村壽太郎、北京を引揚げ歸國の途に就く。

同月四日、本邦在留清國人民保護規則を公布す
同月十六日、軍事公債條例を公布し、額面五千萬圓を募集す。利子一ヶ年分百ノ五。應募額七千七百餘圓に上る。

同月十五日、第五師團長野津道貫、京城到着。

同月二十六日、大島公使と韓國外務大臣金允植

との間に日韓攻守同盟條約成る。

九月六日、我が北進軍、黃州を占領す。

同月十二日、第一軍司令官山縣有朋、仁川に到着す。

同月十三日、大本營及海軍軍令部を廣島に移す

同月十五日、天皇、廣島大本營に御着輦あり。

同月十六日、我軍、平壤を占領す。

同月十七日、聯合艦隊司令長官伊東祐亨、清國北洋艦隊と黃海に戦ひ、大捷を博して制海權を獲得す。

同月十九日、志士山崎羔三郎、藤崎秀、鐘崎三郎、清國官憲に捕へられ、金州城西門外に於て斬らる。

十月十五日、内務大臣井上馨を特命全權公使として京城に駐劄せしむ。

○廣島に假議事堂を造り、此日、第七回臨時帝國議會を召集す。

同月十七日、我が第一軍、義州を占領す。

同月十八日、天皇、廣島假議事堂に臨幸、開院

十一月七日、第二軍進撃、大連を攻略す。

同月十二日、金州城に我が行政廳を設置し、領事荒川巳次をして知事の職務を行はしむ。

同月十八日、岫巖を占領す。

同月十九日、第二軍、旅順口攻撃を開始す。

同月廿一日、第二軍、聯合艦隊と協力、旅順口を占領す。

同月廿二日、清國政府、米國公使を経て媾和談判の開始を提議し來る。

同月廿六日、清國政府の雇外人デットリソング清國媾和使として神戸に到着す。

同月廿八日、兵庫縣知事周布公平、清國媾和使デットリソングに面接、内閣總理大臣伊藤博文の旨を傳達し、正當の手續きを踐みたる使節にあらざるを以て商議を拒絶し、その齎せる李鴻章の書翰を返戻して之を逐ふ。

十二月六日、第一旅團長陸軍少將乃木希典、復州城を占領す。

同月十二日、第三師團、析木城を占領す。

式を行ひ、勅語を給ふ。貴衆兩院恭しく奉答、聖旨を奉體し、誓つて交戦の目的を達成せん事を奏聞す。

十月十九日、衆議院各派は時局に鑑み、和衷協同して政府に後援たらん事を期し、全會一致を以て臨時軍事豫算案(一億五千萬圓)を可決す。

同月二十五日、陸軍大將大山巖を第二軍司令官に補し、海軍大臣西郷從道をして陸軍大臣を兼ねしむ。

同月二十六日、第一軍、安東縣九連城を占領す

○第二軍大山司令官、花園口に上陸す。

同月二十七日、我軍、大東溝を占領す。

○特命全權公使井上馨、韓國王に謁す。

同月三十一日、我が混成旅團、鳳凰城を占領す

○安東縣に民政廳を設置し、小村壽太郎を長官となし、政務を處辨し、土民を慰撫し、當年の租税を免除す。

十一月五日、我軍、大孤山を占領す。

同月六日、第二軍、金州城を陥る。

十二月十三日、海城を占領す。

同月十七日、韓國政府、大改革を行ひ、朴泳孝を内務大臣に、徐光範を法務大臣となす。

同月十九日、缸瓦塞に激戦あり。

△明治二十八年(二五五二年)

一月十日、我が混成第一旅團、蓋平城を占領す

同月十三日、韓國、獨立の勅令を發布す。

同月廿日、榮城縣占領。我が山東作戦軍、山東半島に上陸を開始す。

同月廿一日、清國媾和使張蔭桓の顧問米國前國務卿フォスター、横濱に來朝し直ちに神戸に赴く。

同月廿三日、清國媾和使張蔭桓等、香港を發し日本に向ふ。

同月廿八日、清國媾和使、長崎に來朝す。

同月三十日、我が聯合艦隊、威海衛總攻撃を開始す。

同月三十一日、清國媾和使、廣島に到着す。

二月二日、全權辦理大臣伊藤博文、陸奥宗光、

清國媾和全權委員張蔭桓、邵友濂と會見、清國使節の全權委任狀の完全妥當を缺くを以て、清國政府の誠意なきものと認め、斷乎之との談判を拒絶す。

○我軍、威海衛を占領す。

二月二日、我が獨立騎兵隊、寧海州を占領す。

同月十二日、清國北洋艦隊水師提督丁汝昌、廣丙艦長程璧光をして我が聯合艦隊司令長官伊東祐亨の旗艦松島に書を齎し、降を乞ひ、軍艦・兵器・砲臺を致し、以て陸海軍人以下の助命を求む。

○清國使節等、長崎を發して歸國す。

同月十三日、丁汝昌、後事を英人マクリニールに託して自殺す。

同月十四日、貴族院にて食鹽を清國に輸出するの建議案を可決す。

○清國北洋艦隊、降伏す。

同月十五日、劉公島を占領す。

同月十七日、我が聯合艦隊司令長官伊東祐亨、

らるべき旨仰出さる。

○捕獲清國軍艦鎮遠・濟遠・鎮東・鎮西・鎮南鎮中・鎮北・鎮邊を帝國艦隊に編入す。

三月十九日、韓國勞問使軍部大臣趙義淵等、金州に入る。第二軍司令官大山巖等之を饗應す。

同月廿日、清國辦理大臣李鴻章、參議官李經芳、參贊官羅豐祿、馬建忠、譯官盧永銘、羅庚齡、下關春帆樓にて、我が全權辦理大臣伊藤博文、同陸奥宗光、内閣書記官長伊東巳代治、外務書記官井上勝之助、同秘書官中田敬義、外務翻譯官陸奥廣吉、奈良原陳政と第一回會見を行ひ、信任書を交換す。

○臺灣征討艦隊、倉島港に到着す。

同月廿一日、第二回日清談判を行ふ。

同月廿三日、我が南征軍、澎湖島を砲撃す。

同月廿四日、我が海軍陸戰隊、臺灣裏正角灣に上陸、進んで馬公城を陥る。

○清國全權李鴻章、第三回談判を終つて春帆樓より歸途、引接寺門前に於て狂漢小山豊太郎の

威海衛に入港す。

二月十八日、朝鮮東學黨首領金綠斗以下、我軍に生擒らる。

同月廿四日、第一師團兵、太平山を占領す。

三月二日、第一軍、鞍山站を占領す。

同月三日、我が聯合艦隊、宇品に凱旋す。

同月四日、牛莊城に大激戦あり。

同月五日、第一軍、牛莊城を占領す。

○捕獲清國軍艦平遠・廣西二艦を我が艦隊に編入す。

同月六日、第一師團、營口を占領す。

同月九日、第一軍、田庄臺を占領す。

同月十日、清國媾和全權大臣李鴻章、天津を出發す。

同月十五日、内閣總理大臣伊藤博文、外務大臣

陸奥宗光を全權辦理大臣となす。

○臺灣征討混成艦隊、佐世保を出發す。

同月十六日、參謀總長彰仁親王を征清大總督となし、勅語を賜ひ、大本營の一部を戰地に進め

ためピストルにて狙撃せられ負傷す。乃ち詔して、特に先きに提出せる諸條件を撤回し、無條件を以て三週間の休戦を許さる。

三月廿五日、天皇、李鴻章遭難に就き、宸襟を惱ませ給ひ、中村覺を御慰問勅使として馬關に差遣せらる。

○皇后、李鴻章に看護婦と親製の繙帯を賜ふ。

○全權陸奥宗光、軍醫總監石黒忠憲、同佐藤進を伴ひ引接寺に李鴻章を見舞ひ、直ちに手術に着手す。

三月廿六日、我が混成支隊司令官陸軍大佐比志島義輝、澎湖列島を占領す。

同月廿七日、山口縣知事原保太郎、同警部長後藤松吉郎を馬關事件の責を以て懲戒免職とす。

同月廿八日、全權辦理大臣陸奥宗光、春帆樓に於て清國全理副大臣李經芳と第四回談判を行ふ。同月廿九日、我が聯合艦隊、淡水港砲臺を攻撃す。

同月三十日、陸奥宗光、李經芳と會見し、三週

間の休戦條約を締結し、調印成る。

○李鴻章狙撃の兇漢小山豊太郎、山口地方裁判所にて無期徒刑に處せらる。

○韓國政府、其の歳入を抵當として三百萬圓を我國に借る。

三月三十一日、日清休戦條約を公布す。

○海軍大臣西郷從道、貴族院總代慰問蜂須賀茂韶、引接寺に李鴻章を見舞ふ。

四月一日、陸奥宗光、春帆樓にて李經芳と會見し、我が媾和條約草案を示す。

同月四日、占領地總督部條例を公布す。

同月六日、衆議院議長楠木正隆、李鴻章を慰問す。

同月六日、陸軍中將川上操六、李鴻章を慰問す
同月八日、陸軍中將川上操六、廣島大本營に參營、御前會議開かる。

○李鴻章の創傷、全癒す。

同月十日、李鴻章、李經芳等と共に春帆樓に到り、遭難後始めて伊藤博文と會見す。

○清國全權李鴻章等、引接寺を引拂ひ、乗船公義號にて馬關を發し歸國す。

四月十八日、全權辦理大臣伊藤博文、陸奥宗光廣島に歸着す。勅使徳大寺實則、之を宇品に迎へ、共に大本營に參營して復命す。天皇、其功を嘉し給ひ、優渥なる勅語を賜ふ。

同月十九日、馬關・門司の戒嚴令を解除す。

同月廿一日、平和回復の詔勅、發布せらる。

○内閣書記官長伊東巳代治を全權辦理大臣として清國に差遣す。

同月廿三日、露・獨・佛三國同盟して、日清媾和約款の一たる遼東半島領有に干渉し、我が政府に之を清國に還附すべきを勸告す。

同月廿四日、御前會議を廣島大本營に開き、三國の勸告を容るゝことに内定す。

同月廿七日、大本營を京都に移轉す。

五月二日、清國政府、批准交換の延期を乞ふ。許さず。

○全權辦理大臣伊東巳代治、宇品を發し清國に

四月十一日、第一軍司令部、第二・第三師團は第二期作戰のため金州に向ひ進軍運動を開始す

○占領地總督部を金州に開設す。

同月十二日、星亨、韓廷法務顧問となる。

同月十四日、清國全權李經芳、伍廷芳と共に伊藤博文を其旅館に訪ふ。

同月十七日、征清大總督彰仁親王、大連港に御到着、直ちに上陸して金州城に入らせらる。

○全權辦理大臣伊藤博文、同陸奥宗光、清國全權辦理大臣李鴻章、同李經芳と春帆樓に會見、媾和條約の調印成る。

○主なる條約の内容は、一、朝鮮の獨立を認む
二、遼東半島及び臺灣澎湖島を日本に割讓す、
三、軍費賠償金として庫平銀二億兩を八回にて日本に支拂ふ、四、通商條約を締結し、新に沙市、重慶、蘇杭二府を開港する事等。又、本條約を誠實に施行する擔保として日本軍隊は一時威海衛を占領す。且つ占領中は清國より毎年庫平銀五十萬兩を支拂ふ事を約定す。

赴く。

五月四日、外相陸奥宗光邸(京都)に於て重大閣議を開き、遼東半島還附と決定、其旨を露・獨・佛三國に告ぐ。

同月八日、全權辦理大臣伊東巳代治、清國全權辦理大臣伍廷芳と芝罘に會見、日清媾和條約の批准交換を終る。

同月十日、海軍大將樺山資紀を臺灣總督となす

同月十二日、遼東半島還附に關する詔勅下る。

○日清媾和條約を公布す。

同月廿一日、征清大總督彰仁親王、神戸に凱旋せらる。天皇、勅使岡澤精を差遣して之を迎勞し給ふ。

○外務次官林董を特命全權公使として清國に駐劄せしむ。

同月廿二日、近衛師團長能久親王、兵を率ゐて旅順を發し臺灣に向はせらる。

同月廿三日、征清大總督府を解く。

同月廿五日、第二軍司令官大山巖、京都に凱旋

す。
○臺灣島民、獨立共和國を宣し、唐景崧を大統領に推し、劉永福を軍務總統となし、日本に抵抗す。

五月廿七日、能久親王、沖繩縣中城灣に於て臺灣總督樺山資紀と會議し、直ちに臺灣に向はせらる。

同月廿八日、第一軍司令官野津道貫、京都に凱旋す。

同月廿九日、大本營を東京に移轉せらる。

同月三十日、清國の臺灣引渡委員欽差全權大臣李經芳、馬建忠、フオスター等、上海を出發す。

六月一日、我が艦隊、臺灣基隆港を砲撃す。

同月三日、清國欽差全權大臣李經芳等、臺灣三貂灣沖に到着、臺灣總督樺山資紀と會見し、臺灣及び澎湖島授受の儀式全く終了す。

同月四日、近衛師團、基隆を占領す。

同月五日、朝鮮獨立布告の詔勅出づ。
○捕獲清國軍艦湄雲を帝國艦隊に編入す。

しむ。

七月七日、第五師團長奥保鞏、大連灣を出發す。

○韓國王、内務大臣朴泳孝の官を免じ、謀叛罪嫌疑の故を以て之を逮捕せんとす。朴は仁川に逃る。

○駐清特命全權公使林董、文華殿に於て清國皇帝に謁見し、信任狀を奉呈す。

同月八日、朴泳孝、李圭完、申應熙等、仁川を發し日本に向ふ。

同月九日、韓國王、獨裁を宣言す。

同月十一日、清國政府、祐庚を日本駐劄欽差大臣となす。

同月十五日、特命全權公使井上馨、東京を出發し、再び韓國に赴く。

同月十六日、我軍、大姑陥を占領す。

同月十八日、韓國公使高永喜、東京に到着す。

○韓國亡命客朴泳孝等、神戸より東京に到る。

同月二十日、臺灣を軍政組織となすことに内定す。

六月七日、我軍、臺北府を占領す。

○朝鮮獨立記念祭を行ふ。

同月九日、我軍、淡水を占領し海軍と連絡す。

同月十日、近衛師團長能久親王、臺北府に到着せらる。

同月十一日、臺灣の清國降兵一千七百餘人を運送船にて淡水より福建省壇島に送致し、之を放還す。

同月十四日、内閣に臺灣事務局を設置す。

同月十五日、島田三郎、犬養毅、末廣重恭等、

政友有志會を東京愛宕館に開き、軍備擴張、遼東半島還附の内閣責問、朝鮮國の帝國地位勢力維持等を決議す。之より遼東還附問題につき世論囂々たり。

同月十七日、臺北府内に臺灣總督府を設置して始政式を學ぐ。

○天津領事館を開廳す。

同月廿日、第三師團、大連灣を出發す。

同月廿五日、領事久永三郎を清國芝罘に駐在せ

七月廿一日、特命全權公使井上馨、京城にて韓國王に謁す。

八月二日、混成第四旅團、大連を發して基隆に向ふ。

○朝鮮亡命客朴泳孝、李圭完、横濱を發して歸國す。

同月六日、混成第四旅團、基隆に上陸を開始す

○臺灣總督府條例を公布し、軍政組織を實施す

同月廿二日、韓國公使高永喜、參内して國書を奉呈す。

同月廿三日、特命全權公使三浦梧樓、東京を出發して韓國に赴任す。

九月一日、乾線堡に於て日清兩國の捕虜（日本十一名、清國五百六十八名）交換を行ふ。

同月三日、公使井上馨、新任公使三浦梧樓を伴ひ韓國王に謁す。

同月十二日、清國駐劄公使林董に遼東半島還附事件の談判を委任せらる。

同月十三日、清國欽差大臣裕庚、東京に到着す

九月十五日、遼東半島還附に關する盟約を提起す。

同月廿五日、福島縣人渡邊武雄、東京市人篠崎有一郎、遼東半島還附に激昂し、首相伊藤博文を殺害せんと謀り發覺して捕はる。

同月廿六日、清國欽差大臣裕庚、參内して國書を奉呈す。

十月六日、清國と償金に關する議定書の交換成る。

同月八日、韓國王父君大院君、君側の奸を除くと稱し訓練隊二大隊を率ゐて王宮に突入す。衛兵、拒ぐ能はず、大院君、直ちに入つて國王に謁す。宮内大臣李耕植、聯隊長洪啓薰、亂に死し、王妃嚴氏亦害に遭ふ。公使三浦梧樓、兵を率ゐて騷擾を鎮撫す。在旅順西海艦隊に令し軍艦二隻を仁川に派遣せしむ。

○近衛師團長能久親王、南進して臺灣嘉義を占領せらる。

同月十一日、韓國王詔を發し、王妃を廢して庶

十月廿六日、廣島に到着せる三浦梧樓、兇徒嘯集、謀殺の罪名にて佐々政之、中村楯雄、小早川秀雄と共に拘引せらる。

○陸軍中佐楠瀬幸彦、京城事變に關し廣島憲兵隊に留置さる。

同月三十日、韓國より歸れる杉村澹、堀口九萬一、安達謙藏、澁谷加登次等、馬關に於て逮捕拘引せらる。

同月三十一日、清國より第一回償金五千萬兩を英國ロンドンに於て受領す。

十一月一日、京城守備獨立第十八大隊長陸軍少佐馬屋原務本、同大尉石森吉猶等、京城事變に關して廣島憲兵隊に拘引せらる。

同月二日、駐韓公使小村壽太郎、韓國王に謁し國書を奉呈す。

同月四日、駐清公使林董、清國全權委員李鴻章と第三回會見を行ひ、遼東半島還附の談判を完了す。

同月八日、日清兩國全權委員、會見して遼東半

人となし、王太子の心情を憫み封して嬪となす

十月十五日、朝鮮王國を帝國と改め、皇帝の尊號を上り、年號を立てんとの閣議を決定す。

同月十七日、駐韓日本公使三浦梧樓、公使館書記官杉村澹に歸朝を命じ、小村壽太郎を辨理公使として韓國に駐劄せしむ。

同月十八日、岡本柳之助、柴四朗、國友重章、佐々政之等、在京城日本人二十七名、京城事變に關係ありと認められ、退韓を命ぜらる。

同月十九日、韓國謝恩大使李載純、參内して國書並に獻上物を奉呈す。

○臺灣匪徒の首魁劉永福、獨逸商船フリース號に潜伏して厦門に逃亡し、匪賊皆降る。

同月廿日、駐清公使林董、北京總理衙門に於て清國全權委員李鴻章と遼東半島還附談判の第一回會見を行ふ。

同月廿一日、特命全權公使井上馨を全權大使となし韓國に差遣せらる。

○臺灣全島略と鎮定す。

島還附條約の調印成る。

十一月九日、大東義徹、長谷場純孝、箕浦勝人田口卯吉等、首相伊藤博文を訪ひ、京城事變につき辭職を勧告す。

同月十六日、清國より遼東半島還附償金英貨四百九十三萬五千四百七十七磅一志一片四分ノ三を受領す。

同月十八日、第四師團に遼東半島より引揚げを命ず。

同月廿一日、征臺軍、東京に凱旋す。

同月廿九日、遼東半島還附條約の批准交換成る

十二月一日、特派全權大使井上馨、韓國より東京に歸着す。

同月三日、遼東半島還附條約を公布す。

同月八日、旅順口海軍根據地司令官坪井航三、清國委員と會して旅順口の引渡しを開始す。

同月廿一日、占領地總督佐久間左馬太、遼東半島の還附を完了す。

○日清戰役の戰傷病死者一萬三千四百八十七名

臨時軍費二億四十七萬五千五百圓餘。

△明治二十九年 (二五五六年)

一月九日、衆議院にて田口卯吉等十六名の提出せる遼東還附及び對韓政策に關する政府問責の上奏案否決さる。

同月十一日、首相伊藤博文、貴族院に於て日清韓事件の顛末を報告す。

同月十四日、廣島師團軍法會議に於て京城事變の陸軍中佐楠瀬幸彦以下、證據不充分にて無罪となる。

同月廿日、京城事變の被告人三浦梧樓以下四十七名、證據不充分にて免訴となり釋放せらる。

○韓國全州に暴徒四千人蜂起す。

二月十一日、韓國親露派の首領李範晉、窃かに韓國王・王子を露國公使館に導き、詔勅を發せしめ、親日派の總理大臣金宏集、農商工務大臣鄭秉夏を死刑に處す。内務大臣俞吉潸、軍部大臣趙義淵、捕はれんとして危く逃る。之より朝鮮に於ける實權は親露派の手に握らる。金炳始

新内閣を組織し、大院君、李載純、露國公使館に連行せらる。

二月十三日、憲兵大尉古賀要三郎、憲兵百三十名を率ゐて渡韓す。

同月十五日、國民協會より京城事變につき政府不信任の決議案を提出し、衆議院騷然たり。

○衆議院にて竹内正志提出の遼東還附に關する質問演說中、十日間停會の詔勅下る。

同月廿日、緊急事件の御前會議開かる。

同月廿一日、韓國前軍部大臣趙義淵、李軫鎬等亡命して廣島縣宇品に來る。

同月廿八日、平壤不穩により我が居留民盡く仁川に引揚ぐ。

三月廿九日、清國沙市・厦門・蘇州・杭州・重慶の各帝國領事館を開廳す。

四月一日、大本營を閉鎖し、賢所に於て御奉告祭を行ひ給ふ。

同月十日、韓國公使李夏榮、來朝す。

同月十三日、清國及朝鮮在留帝國臣民取締法を

公布す。

五月五日、韓國公使李夏榮、參内して國書を奉呈す。

同月八日、清國より第二回償金の半額及び之に對する利子並に威海衛駐兵費英貨四百四十萬五百六磅二志五斤を受收す。

同月九日、緊急勅令を以て、文武官その他官廳の命に依る者の外、地方廳の許可なくして朝鮮渡航を禁止す。

同月十六日、小村特命全權公使、明禮宮に於て韓國王に謁し國書を奉呈す。

同月廿一日、韓國前内務大臣朴泳孝、來朝す。

同月中、大東汽船株式會社、上海・蘇州間の航海を開始す。

六月十一日、小村壽太郎を外務次官とし、原敬を特命全權公使として韓國に駐劄せしむ。

八月中、露國、清國と所謂「カシニー」密約を結び、滿洲鐵道布設權を獲得す。

九月廿五日、韓廷、内閣を廢し、議政府を設置

するの詔勅を發布す。

十月廿日、日清新條約批准交換成る。

十一月九日、朝鮮政府より京釜鐵道布設を拒絶する旨を通知し來る、我が政府、その公文を却く。

同月廿一日、韓國渡航禁止を解除す。

◇同月中、露國、清國より東清鐵道布設權を獲得す。

△明治三十年 (二五五七年)

二月廿三日、此年一月十一日、皇太后崩御につき、韓國特派大使李夏榮、參内して國書を上る

同月廿五日、李夏榮を勳一等に叙し、旭日大綬章を賜ふ。

三月五日、日本、蘇州居留地取極書の調印成る

同月十一日、矢野文雄を特命全權公使として清國に駐劄せしむ。

六月三十日、清國牛莊領事館を開廳す。

十月三日、韓國王、群臣の勸請を容れて皇帝即位式を行ふ。

十月廿六日、韓國木浦の日本領事館を開廳す。
同月三十日、韓國鎮南浦日本領事館を開廳す。
十一月十二日、清國駐劄公使矢野文雄、天津に到り直隸省總督汪文韶と會見し、天津居留地の選定に關し談判をなす。

十二月廿日、清國兩江總督劉坤一、中央政府に上書し、露・獨・佛三國の對清運動に對抗するため日本及び英國の助勢を借らん事を勸告す。

△明治三十一年（二五五八年）

◇獨逸、膠州灣を租借地とす。
◇露國は清國政府に對し、大連灣及び旅順口に於て獨逸の膠州灣に於けると同様の特典を得ん事を要求す。

◇英國は日本と同盟して露國軍隊を韓國より撤退せしめ、日・英・露の三強國にて韓國の獨立を擔保せん事を露國に要請す。

◇歐洲強國の清國に對する權利伸張運動、甚だ急激なり。
二月一日、清國政府、我が政府に償金支拂の延

期を請ふ。

二月五日、清國の償金支拂延期を拒絶す。

◇同月廿日、英清新條約成る。

◇三月廿四日、清國、遂に露國の要求を容れ、旅順口・大連灣を二十五ヶ年間貸與す。

◇清國政府は各國の要求防禦の窮餘策として漸次沿岸の要地を開港場とするの必要を認め、先づ福建省の福寧を開港するに決す。

◇同月廿八日、露國、金州半島を借る。

◇四月三日、英國、威海衛を借る。

○此頃より我國在野の政黨、政府の對外交軟弱を攻撃し、反對運動起る。

◇同月七日、清國、さきに佛國の要求せる條項を悉く容認す。

同月八日、清國は日本公使館に償金殘額は來る五月六日を以て皆済する旨を通知す。

○清國、上海入口の吳松を開放す。

同月廿六日、駐清公使矢野文雄、清國政府と談判の結果、清國は福建省を他國に讓與せざる旨

を誓ひ、且つ日本人の清國人と組合ひて清國內地の鑛山を開掘するに當り、清國政府は他の外國人に與へたると同様の便宜を日本に與ふる事及び日本國敷作の時には支那米輸出の禁令を解く事等を承諾す。

五月六日、清國、償金英貨一千百萬八千八百五十七磅十六志九片を英國に於て、英貨一百萬磅を獨逸に於て支拂ひ、償金皆済となる。

同月九日、清國湖北省の新開市場沙市に暴徒蜂起して日本領事館・稅關及び英國領事館等を燒拂ふ。

同月十日、陸軍大將桂太郎、清國償金皆済につき威海衛占領軍の引上命令を發す。

同月十一日、日清天津居留地條約の調印成る。日本はこの條約によりて白河の上流に廣大なる土地を得たる外、下流にも土地を得て、波止場を築き、此處より天津城へ馬車鐵道を敷設するの權利を獲得す。

○清國沙市の暴動鎮定す。

五月廿三日、威海衛占領軍司令官三好成行、清國全權委員嚴道洪、朴穎啓に威海衛引渡しを結了し、歸朝の途に就く。

七月十日、清國沙市暴動事件の談判落着し、損害賠償金一萬五千圓、外に居留地堤防費の半額七萬五千圓を清國政府より日本に支拂ふ。

八月十八日、沙市居留地章程を協定す。

九月七日、駐韓日本公使加藤增雄、韓國政府と京釜鐵道敷設に關する條約に調印す。

同月十七日、伊藤博文、清國皇帝に謁見す。

同月廿一日、清國光緒皇帝及び康有爲等の立憲政治運動失敗し、皇帝は幽閉せられ、西太后再び萬機を攝行す。

同月廿八日、清國直隸總督榮祿を軍機大臣に、前福州將軍裕祿を直隸總督となし、滿洲人全く清國の政權を掌握す。

十月六日、清國居留民保護のため軍艦須磨・筑紫を派遣さる。

同月十一日、漢口日本領事館を開廳す。

十月十二日、日清間難破船救助費用償還に關する約定を公布す。

同月廿一日、大演習陪觀のため、清國武官馮玉祥、曹錕等一行、來朝す。

同月廿四日、清國改革派首領康有爲、亡命して神戸に來る。

同月廿九日、韓國陸軍副將李允用、隨員と共に參内、謁見す。

十一月二日、近衛篤磨等、上海に東亞同文書院を創立す。

十二月二日、清國沙市に日本居留地章程を實施す。

同月十五日、貴衆兩院議長を召し、清國償金の一部二千萬圓を帝室御料に編入の件に關し、嘉納の勅語を賜ふ。

△明治三十二年 (二五五九年)

一月廿一日、清國留學生劉邦驥以下三十三名、成城學校に入學す。

三月廿二日、清國亡命者康有爲、橫濱を發して

十月廿四日、清國亡命者康有爲、米國より橫濱に來り、上陸を拒絶さる。

十一月十四日、清國岳州を開港す。

◇此頃、佛國、伊國等、それ〴〵清國內に鐵道敷設、鑛山開掘權等を獲得す。

同月廿一日、清國、厦門事件の賠償金八百七十萬を日本に支拂ふ事を決定せりとの報あり。十一月十六日、清韓條約の批准交換成る。

△明治三十三年 (二五六〇年)

一月、清國皇帝廢立の噂頻々として傳へらる。同月廿五日、清廷、端群王の王子浦儀を皇太子に冊立するの上諭を發す。その陰に義和團の動きあり。

三月廿七日、露國、韓國馬山浦租界一里外に土地借入を韓廷に要求せりとの報到る。これ浦鹽斯德、旅順口間聯絡の海軍根據地を作らんが爲なり。我國の輿論沸騰す。首相山縣有朋、外相青木周藏をして、韓廷若し露國の要求を容れれば、日本は巨濟島借入の要求を提出すべき訓令

米國に赴く。

三月廿九日、日本兵、清國北京より撤退す。

五月一日、韓國馬山浦、郡山浦、城津浦及び平壤の開市を實施す。

同月七日、清國東三省に於て日本人十餘名、露國人のために殺さる。

同月廿三日、韓國釜山日本領事館を開應す。

同月廿六日、韓國木浦日本領事館を開應す。

六月十三日、韓國京城の朴泳孝邸の爆裂事件起る。

七月十七日、渡韓者取締の緊急勅令を發布し、地方廳の許可なくして渡韓するを禁止す。

同月廿四日、韓國元山日本領事館の城津分館を開應す。

同月廿七日、清國人等の雜居制限勅令を公布す。

◇同月中、露國、新たに關東州を創設す。

八月九日、日清同盟の風説あり、駐清露國公使ドギールス、清國政府に對し警告を發す。

同月十七日、韓國渡航廢止の件を公布す。

を駐韓公使林權助に傳へしむ。

三月三十日、露國、更に馬山浦の讓歩を韓廷に迫る。

同月卅一日、駐韓公使林權助の抗議により露國は馬山浦借入要求を撤回せりとの報到る。

同月十一日、韓國馬山浦に日本領事館を設置す。同月十三日、露國は韓國と巨濟島に關し不讓與不租與の密約を締結せりとの報あり。

四月中、北清に於ける義和團の勢ひ彌蔓して其の一部は直隸省に闖入し、教民との間に争端を開く。

五月十五日、清國北京附近に於て義和團蜂起し耶蘇教徒七十二名を殺害す。

同月十七日、義和團、淺水縣に於て耶蘇教會堂を燒燬し、教徒十三名を殺害す。

同月廿一日、北京駐劄の日・英・佛・露・伊・獨・西・白・奧・葡各國公使會議を開き、義和團匪徒の鎮撫を清國朝廷に要求す。

同月廿七日、義和團匪徒、北京の南郊に大舉襲

來し、鐵道・橋梁を破壊し、電線を切斷し、北京・保定間の交通並に京津鐵道全く斷絶さる。五月廿八日、在北京各國公使は急據使臣會議を開き、直ちに各國水兵を上陸せしめ、北京に進ませしむべしと決議し之を清國政府に通牒す。同月卅一日、日・英・米・佛・伊・各國兵三百同十六名、北京に入り各其の公使館を護衛す。六月六日、軍艦笠置、天津に到着す。同月七日、義和團益々猖獗、北京附近に於て耶蘇教徒二十名を殺害す。同月九日、義和團、更に通州に於て教會堂を毀ち、教徒四十名を殺害す。同月十一日、日本公使館書記生杉山彬、北京にて清國騎兵に殺害せらる。六月十三日、北京の各國公使館、義和團の爲めに包圍せらる。同月十四日、北京の形勢愈々危急の飛報到る。○清國天津鎮兵は西太后の密旨を受け、列國兵の上陸阻止を謀る。

六月十六日、日・英・米・佛等の列國軍艦は事情益々急迫せるを以て書を清國直隸總督に送り先づ太沽砲臺の戦備を撤して列國兵入京の道を開かん事を求む。之を聽かず。同月十七日、列國聯合艦隊、太沽砲臺を攻撃し之を占領す。我が海軍中佐服部雄吉戦死す。同月十八日、第十一聯隊、宇品を出發し清國に向ふ。同月十九日、清國政府、各國公使の北京立退を要求す。同月廿日、各國聯合軍、天津の砲撃を開始す。○義和團、北京の列國公使館攻撃を開始す。同月廿一日、清國皇帝、各國に對し宣戰を布告す。◇在北京の各國公使は清國の立退要求を拒絶し各國居留民を以て義勇兵を組織し籠城と決す。同月廿四日、各國公使、相次いで韓國皇帝に謁見し、北清事變の經過を奏上す。同月廿五日、我軍、清國太沽に上陸を開始す。

六月卅日、各國聯合軍一萬五千、天津城の總攻撃を開始す。七月三日、清國西太后、再び主權を掌握し、揚子江筋の諸總督に對し外國人保護を命ず。同月六日、第五師團に命じて清國に出動せしむ。○清國皇帝、親電を我が天皇に致し、清國騒亂に就き御援助を請ふ。同月九日、我が福島混成部隊、天津競馬場に於て、清國官兵團匪と兵火を交ふ。同月十四日、各國聯合軍、天津城を占領す。○義和團、更に滿洲に起る。◇同月十九日、露國、獨り清國に宣戰す。同月廿日、第五師團、天津に前進して福島混成部隊と合す。同月廿六日、清國改革派の亡命者孫文、來朝す。八月三日、天津に列國指揮官會議を開く。日本軍指揮官陸軍中將山口素臣、急進論を主張す。同月四日、各國聯合軍三萬五千、北京に向つて進撃す。

八月六日、清國より歸朝せる參謀次長寺内正毅參内して清國事變の顛末を奏上す。○各國聯合軍、揚村を占領す。同月七日、清國、李鴻章を媾和全權大臣となす。同月十一日、聯合軍、張家灣を占領す。同月十二日、我軍、通州を占領す。同月十三日、清國皇帝、西太后、共に北京を退去し、八達嶺方面に遷る。同月十四日、我軍を主力とする各國聯合軍、北京の砲撃を開始す。同月十五日、聯合軍、遂に北京に進入し、列國公使並に居留民を救助す。同月廿三日、李鴻章、各國に媾和談判委員の任命を要求す。同月廿四日、清國兵賊、厦門の日本本願寺を焼く。警備隊の水兵上陸せしも大事に至らずして止む。◇同月卅一日、米國、列國に通牒して清國全權大臣李鴻章を承認し、速かに媾和談判を開く事

の得策なるを勸告す。

◇九月一日、露國は北京より各國聯合軍を撤退し、李鴻章を清國全權大臣として承認せん事を提言す。米・蘭・佛・白四國之に同意し、伊・英・獨三國は之を拒絶す。

◇同月二日、露軍、齊々哈爾を占領す。

同月三日、首相山縣有朋、伊藤博文を訪ひ、對清政策を諮る。

○清國慶親王、我が騎兵隊に護衛されて北京に入る。

同月五日、韓國特命全權公使趙秉式、參内して國書を奉呈す。

同月八日、我が陸戰隊三百名、上海に上陸す。

同月十日、清國皇帝、西太后、山西省太原府に到着し、次で陝西省西安府に遷る。

同月十一日、近衛篤磨、頭山滿、大石正巳、佐佐友房、犬養毅、長岡護美等主唱となり、國民同盟會を組織し、その發起準備會を東京芝公園三緣亭に開き、清國保全、韓國獨立の議を唱ふ

金を申出で、先づ假條約を取極め、その調印次第休戦せん事を要求す。

十月十八日、清廷、更に慶親王、李鴻章を便宜行事大臣となし専ら媾和談判の局に當らしむ。

◇同月廿日、英獨協商發表せらる。その主旨は一昨年來、列國の對清政略たる勢力範圍劃定に固着せずして、廣く世界の爲に通商的利益を清國內地に張るにあり、之を以て清國保全及び門戶解放の實効を主なる箇條となし、併せて他の列國中この變亂を利用し土地領得の慾望を逞しうする者に對して共に協議し、各自の利益を全くせん事を約す。

同月廿六日、在北京列國公使、對支要求事項につき第一回會議を開く。

◇同月廿七日、旅順駐在露國外交事務官コロストウイツチと清國盛京將軍增祺との間に滿洲に關する密約結ばれたりとの報あり。

同月廿九日、帝國政府、英獨協商に加入す。

○在北京列國公使の豫備會議にて對清談判の基

九月十六日、在北京列國公使は清國慶親王に對し、滿洲及び天津を列強の共有となして外國兵駐在地を供し、新たに港灣を開き、團匪の巨魁を引渡して相當の刑に處せしむべしと提議す。

同月廿日、清國更に劉坤一、張之洞を媾和全權委員となす。

同月廿九日、太沽の列國艦隊、會議の結果、清兵に山海關砲臺の明渡しを要求し、抵抗なくして之を占領す。

◇九月中、露軍、奉天を占領す。

十月六日、清國皇帝、我が天皇に親書を贈り、先づ杉山書記生の被害を惋惜し、次に日本が今回清國保全に盡力せるを感謝し、早く和局を結ぶべく各國を勸誘せられんことを哀願す。

同月九日、天皇、御親電を清國皇帝に贈り、守舊派の諸臣を罰して改革を斷行し、北京に還幸すべき事を勸告し給ふ。

同月十七日、清國全權大臣李鴻章、列國に照會文を贈りて今回の罪を謝し、媾和を求め、賠償

基礎條件を定む。一、六ヶ年を以て四億兩の賠償金を課す、二、釐金及び關稅の取扱を外人の手に委任せしむ、三、列國、北京より撤兵して皇帝を歸還せしむ、四、端郡王を終身禁錮に處す、五、列國は二千の聯合兵を北京に駐屯せしむ、六、天津を列國にて永久占領す、七、各列國は公明に清國到る處の商業の公開を宣言す、八、列國より兵器の購入を清國に許さず、九、總督及び巡撫は外國入を顧問となす、十、滿洲人は總督又は巡撫の職に就く能はず、十一、清國は三ヶ月以内に拳匪を鎮定する事、その三ヶ月以内に滿洲を清國に返附す、等。

◇十一月五日、露國、英獨協商に同意し、清國に滿洲還附を聲明す。

十二月十九日、特命全權公使小村壽太郎を清國に駐割せしむ。

同月廿四日、韓國特命全權公使伐岐運、參内して國書を奉呈す。

○北京に於て列國公使主席西班牙公使カロガン

清國全權委員慶親王と信認狀を交換し、十二箇條より成る媾和條件書を交付す。
十二月三十日、清國政府、正式に列國の要求を應諾す。

△明治三十四年 (二五六一年)

◇一月十五日、露清密約暴露し、大いに列國をして驚動せしむ。

同月十六日、列國公使、清國全權委員との間に媾和豫備條件に關する議定書の調印成る。

二月五日、列國公使、清國全權委員と第二回會見を行ひ、端郡王處罰其他の件を審議す。

同月六日、第三回會見、列國公使、元兇處罰の件につき強硬意見を主張す。

同月十六日、清國皇帝、遂に列國の要求を容れ元兇處罰の上諭を發布す。

三月一日、日・英・獨三國協同し、列國に對する清國の義務が一切果さるゝまで國別の權利を讓與するに反對の提議を清國全權委員に致す。

同月八日、露國は滿洲條約の批准を主張し、之

がため媾和談判を中止す。因つて清國劉坤一、日・英・米三國に露國へ抗議せん事を訴ふ。
三月廿一日、日本、清國に對して露清條約の廢棄を勸告す。

同月廿五日、清國政府、滿洲條約に調約せざる旨を聲明す。

四月三日、清國南京日本領事館を開廳す。

五月廿四日、清國に於ける列國聯合軍司令部を解散し、獨逸元帥ヴァルデルゼーの總指揮を解く。

同月廿六日、清國南京同文書院の開院式を行ふ

六月十六日、清國亡命者孫文、布哇より來朝す

同月廿日、北清派遣兵守備隊司令官山根武亮、太沽に到着す。

同月廿六日、清國政府、媾和談判結了の旨を告示す。

同月十八日、清國より凱旋せる第五師團長山口素臣、參内して北清事變の顛末を委曲奏上す。

同月廿一日、喇嘛教貫主阿嘉呼圖克圖等來朝、

東京に到着す。

七月廿四日、韓國、各地の旱魃甚だしく、防穀令を布く。

同月卅日、清國大連灣の開港式を行ふ。

八月二日、喇嘛教貫主の一行、長崎を出發して歸國す。

同月十二日、駐韓公使林權助、韓國政府に對し防穀令の撤回を要求す。

同月十五日、清國北京の列國駐屯軍を撤兵し、たゞ公使館護衛二千餘名を殘留、袁世凱の兵、代つて北京守備の任に就く。

同月十六日、在北京列國公使、媾和談判議定書を清國全權委員李鴻章に交付す。

九月二日、清國謝罪使那桐、長崎に來朝す。

同月七日、日・英・米等十ヶ國全權委員と清國全權委員慶親王、李鴻章、北京西班牙公使館に於て會見し、義和團事件媾和議定書に調印、國

匪亂行の處分決定す。

同月十三日、清國特使欽差大臣那桐、參内謁見

して親書を奉呈し、北清事變の罪を謝す。

同月十四日、清國謝罪使、青山墓地の故外務書記生杉山彬の墓に展して祭を執行す。

◇列國の北京駐屯軍、撤兵を開始す。

同月十八日、我が北京駐屯軍司令部を天津に撤退す。

同月廿一日、内田康哉を特命全權公使となし、清國に駐劄せしむ。

同月三十日、清國欽差特使那桐に勳一等旭日大綬章を賜ふ。

同月五日、清國、西太后の懿旨を以て國政改革の決意舉行を諭示す。

十一月七日、重慶日本專管居留地取極書を定む

同月十五日、韓國政府、防穀令を解禁、日韓協議成る。

十二月七日、清國特命全權公使蔡鈞、參内謁見して國書を奉呈す。

△明治三十五年 (二五六二年)

◇一月三十日、日英攻守同盟條約、調印す。

一月卅一日、清國政府、第一回賠償金を各國に支拂ふ。

◇三月六日、清國端郡王、蒙古に在り、露國の後援を得て蒙古・西藏を合し叛を謀るとの報あり。

同月十四日、清國、第二回賠償金を列國に支拂ふ。

◇同月廿日、東京在駐の露佛兩公使、我が外相小村壽太郎を訪ひ、東亞に關する露佛同盟の宣言書を交付す。

◇四月八日、露清滿洲還附條約成る。

同月十四日、澁澤榮一、益田孝等、清韓協會を設立す。

六月九日、天津還附問題につき列國公使と清國全權委員との間に協議成る。

同月十四日、北京列國公使會議に於て講和條約附帶議定書の調印成る。之によつて十一ヶ國の清國賠償金分配額確定す。日本の受領額は約三千四百七十五萬三千百兩。

△明治三十六年 (二五六三年)

二月三日、韓國、我が第一銀行券の通用禁止を告示す。

同月十二日、韓廷、我が抗議により銀券通用禁止の告示を取消す。

同月二十日、韓國政府、露國の京義鐵道敷設權の要求を拒絶す。

三月九日、韓國公使高永喜、參内して國書を奉呈す。

四月八日、露國は此日を以て期限とせる第二次滿洲撤兵を履行せず、却つて戰備を急ぎ且つ渤海灣の露國軍艦に不審の舉動あり、地方の人心恟々たり。

同月二十四日、露國は清國に對し、撤兵交換條件として他國民を滿洲より排斥し、事實に於て同地の主權を露國に割讓せしめんとする七ヶ條の要求を提出す。

同月二十八日、清國政府は露國の滿洲に關する要求條件を拒絶し、速に第二期撤兵の實行を促

六月十八日、清國侍儒吳汝綸、來朝す。

同月廿五日、韓國全羅道靈巖に暴徒蜂起し、日本人三名を殺害す。

同月廿八日、清國碩儒吳汝綸等、教育視察のため東京に來着す。

同月八日、天津居留地規則を公布す。

同月十四日、日・英・獨・佛・伊五國公使より天津都統衙門還附に關する條約を清國政府に通告す。

同月十八日、清國政府、列國の要求條件を盡く承認し、天津還 附は八月十五日と決定す。

八月十五日、清國袁世凱、天津に到着して都統衙門の引渡しを受け、新總督府に入る。

同月十六日、日・英・米・獨各國委員、清國稅率議定書に調印す。

九月二日、清國皇族貝子載振、來朝し、參内謁見せらる。

十一月廿一日、我が清國駐屯軍二百八十餘名、上海より撤兵す。

四月二十九日、清國皇族載振、神戸に來朝せらる。

五月九日、露國は遼河の兩岸及び營口に於て突如軍隊を一萬四千に増加し、大砲十六門を備へ

田庄臺に砲臺を築き、愈々戰備を嚴にす。

同月二十一日、清國皇族載振、參内、謁見す。

◇露國は清國の營口民政廳引渡要求を拒む。同月中、在東洋の露國艦隊は旅順口方面に集合し、黃海に大演習を行ひ、暗に日本を威嚇するの觀あり。

六月十八日、駐清日英兩國公使は慶親王を訪ひ滿洲に於て奉天及び大東溝の開放、露國の撤兵實行督促を要求し、且つ撤兵の交換條件に或る利權を露國に惠與する事なく、あくまで拒絶すべしと勸告す。

同月二十日、清國慶親王、駐清露國公使レツサ

1との間に滿洲密約成立の報あり。

四月二十三日、御前會議を開き、露國の東亞政

策に對する日露談判の開始に決定す。

六月二十五日、駐清公使内田康哉、再び慶親王に對して露國の要求を拒絶すべし、との警告を發す。

七月十二日、露國藏相ウイツテ、滿洲開放絶對反對なるを以て、已むを得ざる時は對日開戦をも辭せずと主張せり、との報あり。

同月十九日、露國は滿洲増兵輸送のため、東清鐵道の支那人乗車を禁止す。

同月二十三日、露國は更に西比利亞より一萬六千を滿洲に増兵す、の報あり。

同月二十五日、露國、大砲を建造し、遼東半島に六箇師團の兵を聚集するの計畫を以て軍備益益充實するの報あり。

同月二十六日、神鞭知常、頭山滿等主唱して對外硬同志會を組織す。

同月二十八日、外相小村壽太郎、駐露公使栗野慎一郎に訓令し、露國政府に向ひ商議を開かんとするの希望を披瀝し、その賛同を求めしむ。

八月九日、神鞭知常、佐々友房、頭山滿、平岡

浩太郎等、東京神田錦輝館に於て對外硬同志大會を開き、對露同志會と改稱、露國をして滿洲撤兵を履行せしめ、清國をして滿洲開放を決行せしめ、以て東亞永遠の平和を確立し、我が政府を鞭撻し速に之を遂行せしめん事を決議す。

同月十一日、駐韓公使林權助、韓廷に對し、露韓龍巖浦租借條約はやがて韓國の獨立を危くするものなる事を陳示し、速に善後處置を施すべしとの警告を發す。

同月十二日、駐露公使栗野慎一郎をして談判基礎條件を露國に提出せしむ。一、清韓兩國の獨立及領土保全の尊重を相互に約する事、二、清韓兩國に於ける各國商工業の爲機會均勢の維持を相互に約する事、三、露國は韓國に於ける日本の優越利益を承認し、日本は露國の滿洲に於ける鐵道經營の特殊利益を承認する事、四、韓國の改革及び善政のため助言及び助力を與ふるは日本の專權に屬する事を露國に於て承認する

事、五、今後韓國鐵道を滿洲南部に延長し以て東清鐵道及び山海關・牛莊線に接続せしめんとする事あるも之を阻碍せざるべき事を露國にて約する事、等。

八月十三日、露國は陸軍大將アレクセエフを關東大守となし、東亞管理の全權を委託す。

同月二十六日、駐韓公使林權助、韓廷に公文を致し、萬一韓國にして露國の新協定案を認許するに於ては、日韓通商條約を無視し、友誼を蔑侮し、兩國の和親茲に破れたるものなるにつき條約上總ての義務を停止し、韓國内地は既に開放せられたるものと見做し、任意施設すべき旨の強硬抗議を發す。

同月二十七日、韓廷は我が抗議に對して、慎重事に従ふべき旨の回答をなす。

九月六日、駐清露國公使レッサー、清國慶親王に對し、牛莊還付の交換條件及び黑龍江・吉林兩省の撤兵延期を要求し、清國の滿洲に於ける主權を侵害せんとす。

九月八日、駐清公使内田康哉、慶親王を訪問し露國の新要求に對し強硬なる警告を發す。慶親王、その厚意を謝し、日本に相談せざる以上は露國に承認を與へざる旨明答す。

同月十四日、對露同志會代表神鞭知常、頭山滿等、首相桂太郎を三田邸に訪問、警告覺書を提出して當路者の反省を促す。

同月二十二日、東京駐在露國公使ローゼン、日露協商につき關東大守アレクセエフと會談のため、東京を發し旅順に赴く。

同月二十六日、清國政府は露國の新要求に對し先づその滿洲還附條約の履行を督促す。

同月三十日、日清通商條約の談判終る。十月三日、露國公使ローゼン、我が小村外相と第一回會見を行ひ、我が提案に對する露國政府の回答案を提出す。露國は清國の主權及び領土保全の尊重並に同國に於ける各國商工業上の機會均等主義の維持を拒絶して、滿洲及び其沿岸は全然日本の利益範圍外なることの承認を要求

し、而して韓國に於ける日本の自由行動權に種
種の制限を附し、北緯三十九度以北の韓國領域
を中立地帯となさんことを提議し、且つ日本の
韓國領土を軍略上使用することを許さず、等。
十月五日、清國政府、露國に對して公然撤兵を
迫る。

同月八日、日清通商航海追加條約の調印成る。

○日本人に關係せる韓國義州の朝鮮人は盡く官
衙に捕縛せられ、形勢不穩の報あり。

同月九日、旅順港船渠に使用せる日本人を解備
し、露國人も戦争はやむを得ずと信じ、民心恟
恟たり、との報あり。

同月十二日、在義州の露兵、日本人所有の筏を
掠奪す。

同月十四日、露兵、豆滿江に侵入す。

同月十六日、露國、安東縣に砲臺を建設す。

同月十七日、露國は龍巖浦に於て一切の日本人
の上陸を禁止す。

同月十九日、露國、極東委員會を組織す。

文に警告覺書を贈る。

十一月九日、露國更に鳳凰城安東縣に増兵す。

同月十日、帝國ホテルに於て時局問題聯合大懇
親會を開く。

同月十七日、韓國外部大臣李夏榮、日英米三國
公使の要求により、龍巖浦開放の件につき同國
皇帝の直裁を受け、之を各國公使に對し將に聲
明せんとするに當り、露國公使の妨害運動によ
つて俄に開放聲明を中止す。

同月二十一日、對露同志會實行委員會を開き、
政府彈劾を決議す。

同月二十四日、露兵、更に海城を占領す。

同月二十八日、露國は既にその艦隊の四分ノ三
を東洋に派遣せり、との報あり。

十二月五日、上海に於て帝國軍艦隅田の進水式
を行ふ。

○米國、韓廷に對し龍巖浦の開放を督促す。

同月六日、韓國仁川居留民有志大會を開き、時
局問題は最後手段に訴ふるの已むを得ざるもの

十月二十日、駐清露國公使レッサー、清國慶親
王に對日最後手段を告げ、清國が日本と聯盟す
るが如き形勢あらんか、露國は直ちに臨機の處
置を取る旨の警告を發す。

同月二十六日、露兵五箇聯隊約一萬、大石橋を
經て南下せり、との報到る。

同月二十八日、清國特命全權公使楊樞、參内し
て國書を奉呈す。

○露兵、奉天を占領、北韓方面に帝國牽制の計
を策す。

同月三十日、外相小村壽太郎、露國公使ローゼ
ンと第六回の會見を行ひ、更に我が確定修正案
を露國政府に提出し、その再考を求む。

十一月一日、韓國仁川に於て日露兩國人の争闘
あり、相互に負傷者を出す。

○滿洲チチハル駐屯の露兵、益々南下す。

同月三日、清國、御前會議を開き、露國の不當
要求は斷乎拒絶するに決定す。

同月五日、對露同志會、更に桂首相並に伊藤博

と認む、との決議をなし、外務省に打電す。

十一月九日、清國政府、露國に對し奉天占領の
抗議をなす。

同月十一日、露國公使ローゼン、小村外相を訪
問、本國よりの回答を齎し、一切滿洲に關する
條項を削除し、交渉の主題を全然韓國に局限し
而して韓國領土も軍略上の目的を以て使用せざ
る事、及び中立地帯については原案主張を固持
す。

同月十六日、對露同志會代表神鞭知常等、宮内
省に出頭、對露問題に關し上奏文を奉呈す。

同月十七日、韓國京城居留民大會を開き、對露
交渉遷延のため在韓日本人の利權退縮し利得減
少の決議をなす。

同月二十一日、小村外相、露國公使ローゼンを
訪問、露國政府に向つて再考を要求し、韓國に
關し重ねて其領土使用上の制限を削除せん事、
並に中立地帯につきその全廢を提議す。

○對露同志會より奉呈せる上奏文を返戻さる。

十二月二十六日、露國皇帝、東亞大守アレクセ
エフに命じ、極東諸軍管に動員を行ひ、滿洲・
旅順口・浦鹽に戒嚴令を宣し戦備を整へしむ。
同日二十八日、我が政府、露國に平和妥協の意
なきを識り、自衛策を講ずるの必要を感じ、軍
費補充のため臨時支出を行ふ事、及び京釜鐵道
速成に關する緊急勅令を公布す。

同日三十一日、露國政府、清國に對し、露國は
日本の不當なる干渉に對して最後手段を執らん
とす、露國は勝敗の如何に拘らず清國の保全を
確證す、因つて清國は露國に好意的中立をなさ
ん事を望む旨の通牒を發す。

△明治三十七年（二五六四年）

一月六日、露國公使ローゼン、小村外相に本國
政府の回答を交付す。韓國に關しては露國の提
議の中立地帯設置、並に日本の領土使用禁止を
主張し、之を條件として滿洲に於ける日本又は
他國の既得權を阻碍せざる事を承認せるも、滿
洲の領土保全に關しては聊も言及する處なし。

一月二十八日、駐露栗野公使、露國政府に回答
を督促す。

同日三十日、英國に戰艦二隻建造の註文を發
す。

二月三日、元老大臣會議を開く。

同日四日、第三回御前會議を開き、斷然露國と
の交渉を中止し、自衛のため必要なる措置を執
るに決定す。

○韓國臨時派遣隊を編成す。

二月五日、小村外相、栗野駐露公使に訓令を發
し、露國政府に向ひ、日露協商に關する交渉を
廢棄し、既得權擁護のため單獨行動を執る事、
及び兩國の外交關係を拒絶し、公使館を撤退す
べき事を通告せしむ。

○桂首相以下各大臣、參内して國交斷絶につき
奏上す。

二月六日、小村外相、ローゼン露國公使と最後
會見を行ひ、我が政府は滿韓問題に關して露國
政府と平和協商をげ遂んと欲したるも、露國之

一月八日、駐清公使内田康哉、慶親王を訪ひ、
露國は平和協商の誠意なきを以て、日本は已む
を得ず最後の手段に訴ふるの外なき旨を通告す

同日九日、露國水兵、韓國京城に入る。

同日十日、清國皇帝、日清通商條約を批准す。

同日十二日、元老、内閣、御前大會議を開く。

○小村外相、ローゼン露國公使を訪ひ、露國が
正式に滿洲に於ける清國の主權承認を要求し、
且つ日本が韓國にて取らん事を申出でたる軍略
上の手段に對し、露國の加へんとする制限は之
を受くる能はざる旨を明示し、併せて中立地帯
設定の提議を拒絶し、重ねて露國政府の再考を
求む。

同日十八日、旅順口の我が居留民、引揚げて歸
朝す。

同日二十日、我が政府、英米獨佛四國に對し、

日露間交渉に關して第三國の仲裁拒絶を聲明す

○日清通商航海追加條約を公布す。

同日二十三日、鐵道軍事供用令を公布す。

を容るゝの誠意なきを以て、もはや外交的關係
を繼續する能はず、我國は權益擁護のため單獨
行動を執るの已むなきに至れるを遺憾とす、而
してその結果不測の事變と遭遇するも其責は我
が政府に非すと通告、日露國交斷絶す。

○聯合艦隊司令長官東郷平八郎、佐世保を出發
す。

○露國、動員令を布告す。

二月七日、我が艦隊、韓海に於て露國汽船三隻
を捕獲す。

同日八日、日露國交斷絶を各國に通告す。

○我が艦隊、仁川沖に於て露艦と砲戦を開始す

○我が先遣艦隊、旅順口を夜襲し、露艦三隻に
大損害を與ふ。

同日九日、韓國臨時派遣隊司令官木越安綱、仁
川に到着し、直ちに京城に入る。

○聯合艦隊、第一次旅順砲撃開始。

○瓜生艦隊、八尾島に敵艦を邀撃す。

○駐韓公使林權助、韓國皇帝に謁見し、出征目

的を具奏す。

二月十日、對露宣戰の詔勅發布せらる。

○近衛師團、第二師團、第十二師團を以て第一軍を編成、陸軍大將黒木爲禎を司令官となす。

○栗野駐露公使、露都を撤退し瑞典に赴く。

○ローゼン駐日露國公使等、東京を撤退す。

○駐韓露國公使バプロフ、京城を撤退す。

○各省及び内外蒙古の局外中立を宣言す。

○同月十三日、第二回國庫債券一億圓を發行す。

○同月十四日、聯合艦隊、第二次旅順攻撃。

○同月二十一日、露國陸軍大臣クロバトキン、在滿洲陸軍總司令となる。

○横川省三、沖禎介、脇光三、中山直熊、松崎保一、田村一三、東清鐵道嫩江鐵橋爆破の重大任務遂行のため北京を出發す。

○同月二十三日、駐韓公使林權助、韓國外部大臣李址鎔と日韓國防同盟を締結、議定書の調印成

る。

二月二十四日、海軍中佐有馬良橘以下七十七名第一回旅順口閉塞作業を開始す。

○同月二十五日、聯合艦隊、第三次旅順方面攻撃。

○韓國政府、義州開放を聲明す。

○同月二十八日、旅順口閉塞隊に勅語を賜ふ。

○三月二日、我が騎兵、順安を占領す。

○同月三日、韓人負裸商等、日韓議定書に反対し爆裂彈を當局者邸に投込まんとして果さず、嫌疑者五名捕へらる。

○同月六日、上村艦隊、第一回浦鹽斯德砲撃。

○同月七日、韓國皇帝御慰問の思召を以て、伊藤博文を特派大臣となし差遣せらる。

○同月十日、聯合艦隊、第四次旅順攻撃、敵艦スレグンチーを撃沈す。

○京義鐵道敷設に關する日韓約款の調印成る。

○三月十一日、我軍、安州を占領す。

○同月十二日、第一師團、第三師團、第四師團を以て第二軍を編成、陸軍大將奥保鞏を司令官と

なす。

○三月十三日、聯合艦隊司令長官東郷平八郎に勅語を賜ふ。

○同月十四日、第一軍司令官黒木爲禎、鎮南浦に到着す。

○同月十八日、韓國特命權公使趙民熙、參内して國書を奉呈す。

○旅順第二閉塞隊を編成す。

○特派大臣伊藤博文、慶雲宮に於て韓國皇帝に謁見、御親書を奉呈す。

○同月二十一日、第一軍、鎮南浦上陸完了。

○同月二十二日、聯合艦隊、第五次旅順攻撃。

○同月二十四日、清國皇族貝勒溥倫、參内して謁見す。

○韓國政府、龍巖浦開放を聲明す。

○同月二十七日、第二回旅順口閉塞作業決行、海軍中佐廣瀬武夫、中尉島田初藏、兵曹長杉野孫七、戦死す。

○同月二十八日、我軍、定州城を占領す。

○四月四日、我軍、義州を占領す。

○同月十一日、志士横川省三、沖禎介、北滿李家地方に於て露國巡邏隊に捕はる。松崎保一、脇光三、中山直熊、田村一三、その場を遁れたるも蒙古人に殺害さる。

○同月十二日、露兵、鴨綠江右岸に退却す。

○同月十三日、聯合艦隊、第七次旅順砲撃。

○同月二十一日、志士横川省三、沖禎介、北滿ハルビン郊外に於て銃殺さる。

○同月二十五日、露國特派大使李址鎔、參内して親書を奉呈す。

○第一軍、九里島、黔定島を占領す。

○奥第二軍司令官、鎮南浦に到着す。

○韓國新浦沖にて我が御用船金州丸、敵艦のため撃沈さる。

○同月十三日、第一軍、鴨綠江對岸の敵兵を撃退して順次渡河し、虎山其他の要所を占領す。

○五月一日、第一軍全部、鴨綠江を渡河して九連城を占領す。

五月三日、第三回旅順口閉塞作業遂行、海軍少佐湯淺竹次郎、同向菊太郎以下三十九名、之に死す。

同月五日、第二軍、遼島半島上陸開始。

同月六日、第一軍、鳳凰城を占領す。

○第二軍、普蘭店を占領す。

○聯合艦隊、遼東半島を封鎖す。

同月七日、第一軍、寬甸城占領。

同月十七日、第二軍、三十里堡・九里庄・陣家屯を占領す。

同月十九日、韓國に勸告して露國と斷交せしむ
同月二十六日、第二軍、金州城を占領す。戦死傷者三千五百名。

同月二十七日、第二軍、更に南關嶺・柳樹屯を占領す。

同月二十八日、第一軍、遼陽邊門を占領す。

○第二軍、大連灣一帯の地を占領す。

同月二十九日、第一師團、第十一師團を以て第三軍を編成、司令官陸軍中將乃木希典。

○我軍、大連を占領す。

六月四日、第三軍司令官乃木希典、鹽太嶼に上陸す。

同月八日、第一軍、岫巖を占領す。

同月十二日、第一軍、懷仁縣を占領す。

同月十五日、得利寺附近に激戦あり。

○我が陸軍輸送船常陸丸、玄海洋にて露國浦鹽艦隊のため撃沈さる。乗員將校以下六百三十五名殉難。

同月二十日、滿洲軍總司令部を設置す。

同月二十二日、陸軍大將大山巖を滿洲軍總司令官に、同兒玉源太郎を滿洲軍總參謀長に、陸軍少將長岡外史を參謀次長となす。

同月二十四日、旅順港外大海戦、敵戦艦ベレスウエートを撃沈す。

同月二十七日、第一軍、分水嶺を占領す。

七月一日、第一軍、摩天嶺を占領す。

同月九日、第二軍、蓋平を占領す。

同月二十一日、大石橋の激戦開始す。

七月二十四日、第四軍司令官野津道貫、大孤山附近に上陸す。

同月二十五日、營口・大石橋を占領す。

同月二十六日、我が旅順攻圍軍、攻撃前進を開始す。敵兵、亦頑強に抵抗防戦す。

同月三十一日、第二軍、拆木城を占領す。

八月三日、旅順攻圍軍に勸語を賜ふ。

○第二軍、海城及び牛莊城を占領す。

同月四日、營口日本領事館を開廳す。

同月八日、我が攻圍軍、大孤山及び小孤山を占領す。

同月九日、我軍、旅順市街を砲撃す。

同月十日、旅順港内の敵艦、大擧して脱出を企つ。聯合艦隊、之を黃海に邀撃、大海戦を開始す。

同月十二日、參謀總長山縣有朋、勅旨を奉じ、滿洲軍總司令官大山巖に、旅順要塞内の非戦闘員をしてなるべく兵火の惨害を免れしむべき旨を訓令す。

八月十四日、第二艦隊、蔚山沖に於て露國浦鹽艦隊に會戦、敵に大損害を與へ、制海權を獲得す。

同月十五日、第二艦隊司令官上村彦之丞に勸語を賜ふ。

同月十六日、我が旅順攻圍軍の軍使山岡陸軍少佐、敵の前唱に到り、非戦闘員避難に關する聖旨を傳達し、且つ乃木陸軍大將、東郷海軍大將より敵將ステツセル宛の勸降書を手降す。

同月十七日、旅順要塞司令官ステツセル、軍使を我が軍營に發し、聖旨に出づる非戦闘員の避難を拒絶し、併せて我が勸降を却く。

同月十九日、我が攻圍軍、第一回旅順總攻撃を開始す。

同月二十二日、日韓新協約を締結し、我が保護政策の基礎成る。

同月二十四日、第三軍、旅順總攻撃を一時中止す。

同月二十五日、遼陽攻撃開始。

八月二十八日、我が右翼軍、鞍山站を占領す。
同月三十一日、首山堡の激戦、陸軍少佐橋周太
戦死す。

九月一日、滿洲軍總司令官大山巖に勅語を賜は
る。

同月二日、我軍、首山堡を占領す。

同月四日、第一軍、第二軍、第四軍、遼陽を占
領す。我が死傷者一萬七千五百三十九名、露軍
約二萬五千名。

同月十一日、我軍、烟臺石炭坑を占領す。

同月十九日、第三軍、第二回旅順總攻撃開始。

之より連日、激戦苦闘を極む。

同月二十一日、二〇三高地の激戦。

十月九日、沙河の會戦開始す。

同月十四日、沙河の大會戦。我が死傷者一萬五
千八百七十九名、敵軍六萬七千名。

同月十六日、韓國學部大臣李載克、來朝す。

同月二十六日、第三軍、第三回旅順總攻撃開始。

十一月十日、緊急勅令を以て外國公債一億二千

萬圓募集を公布せられる。

○韓國京釜鐵道開通す。

十一月十四日、旅順攻撃に關する御前會議開か
る。

同月二十六日、第四回旅順總攻撃。我が白樺決
死隊の激闘あり。

同月三十日、第三軍、二〇三高地を占領す。

十二月一日、露軍大學逆襲二〇三高地奪回さる

同月二日、二〇三高地の激戦にて死傷甚しきを
以て、彼我軍使相會して一部休戦を約し、双方

死傷者を收容す。

同月六日、第三軍再び二〇三高地を占領す。

同月十二日、旅順港外にて巡洋艦高砂、敵水雷
に觸れて沈没、二百六十餘名殉難す。

同月十七日、露國旅順艦隊全滅す。

同月二十八日、第三軍、二龍山砲臺占領。

同月三十日、聯合艦隊司令長官東郷平八郎、第
二艦隊司令長官上村彦之丞、東京に凱旋、直ち
に參内謁見して復命す。

十二月三十一日、第三軍、松樹山砲臺占領。旅

順の背面防禦は我軍の手中に歸す。

此年冬、清國志士孫文、再び日本に亡命し、宮

崎滔天の紹介にて同志黃興と相識る。

○東京に於て中國同盟會成立、在日支那革命青
年の結束成る。

△明治三十八年（一九〇五年）

一月一日、第三軍、望臺・東鷄冠山砲臺・且砲
臺・磐龍山新砲臺を占領す。

○敵將ステツセル、我が旅順攻圍司令官乃木希
典に軍使を派し旅順開城に關する書簡を交付す
同月二日、乃木大將、敵將ステツセルに對して
開城提議に同意の回答をなす。

○我が全權委員陸軍少將伊地知幸介、露國全權
委員陸軍大佐リースと水師營にて會見、旅順開
城規約及同附録に調印し、兩軍の戦闘行爲を停
止す。

同月三日、旅順堡壘・砲臺の受渡しを終る。

同月五日、乃木司令官、水師營にて降將ステツ

セルと會見す。

一月七日、旅順鎮守府を設置し、海軍中將柴山
矢八を司令長官とす。

同月十三日、第三軍、旅順入城式を行ふ。

同月二十六日、黑溝臺の會戦。

同月二十九日、我軍、黑溝臺を占領す。

同月中、韓國政府、第一銀行株式會社と國庫取
扱契約を結び、第一銀行京城支店を中央銀行と
なし七月一日より開始の旨を公布す。

二月六日、旅順鎮守府を開廳す。

同月二十日、我軍、榛子嶺を占領す。

同月二十四日、我軍、清河城を占領す。

三月六日、我軍、懷仁縣を占領す。

同月七日、奉天總攻撃を開始す。

同月九日、我軍、撫順を占領す。

同月十日、奉天大會戦あり、我軍、遂に之を占
領す。我が死傷者四萬一千二百二十二名、敵死
傷者九萬と稱せらる。

同月十三日、我軍、興京を占領す。

三月十五日、滿洲軍總司令官大山巖等、奉天入城式を行ふ。

同月十六日、我軍、鐵嶺を占領す。

同月九日、我軍、開原を占領す。

○新民府に軍務署を開設す。

同月二十一日、我軍、昌圖府を占領す。

同月二十六日、鐵嶺軍政署を開設す。

同月三十一日、我軍、綿花街を占領す。

○韓國祝捷大使李載覺等、下關に來朝す。

四月六日、韓國祝捷大使李載覺、宮内大臣閔泳

喆等、參内謁見して國書を奉呈す。

同月十二日、露國バルチック艦隊、佛領安南カ

ムラン灣に碇泊し、之を根據地として近海通航

の船舶を臨檢す。

同月十五日、我軍、通化を占領す。

四月十七日、帝國政府、露國バルチック艦隊の

佛領安南碇泊を中立違反とし、之が抗議を佛國

政府になす。

同月二十二日、佛國政府、我が抗議に對し、露

國艦隊はカムラン灣退去の旨を報告し來る。

五月五日、露國バルチック艦隊、新嘉坡沖通過の報到る。

同月六日、占領地民政署職員を公布す。

○伏見官博恭王を答禮大使として韓國差遣を仰付らる。

同月十二日、臺灣全島に戒嚴令布告さる。

◇同月十五日、獨逸軍艦、水兵を清國江蘇省海

州口に上陸せしめ、之を占領せりとの報あり、

大いに我が朝野を驚かす。

◇同月十七日、獨逸政府、通州口事件に關し、

日本政府に向つて事實無根なる旨通牒を發す。

同月十九日、滿洲軍總兵站部を設置し、總參謀

長兒玉源太郎をして總兵站監を兼ねしむ。

○關東州民政署を設置し石塚英藏を長官とす。

同月二十二日、特派大使博恭王、嗽玉殿に於て

韓國皇帝と御對顔あり、親書を奉呈せらる。

同月二十五日、我軍、四面城を占領す。

○京城に於て京釜鐵道開通舉行され、特派大使

博恭王、遞相大浦兼武等、之に臨席す。

五月二十六日、露國艦隊、上海沖に現はるの飛

報あり。

同月二十七日、我が聯合艦隊、露國バルチック

艦隊を沖の島附近に邀撃、日本海大會戦を開始

す。

同月二十八日、我が聯合艦隊、大いに露國艦隊

を撃滅す。

同月三十日、聯合艦隊司令官東郷平八郎に優渥

なる勅語を賜ふ。

○特派大使博恭王、仁川を出發し大連に赴かせ

らる。

◇六月三日、米國大統領ルーズヴェルト、駐米

日本公使高平小五郎を招き日露講和を勸告す。

同月六日、韓國馬山鐵道開通式を行ふ。

◇同月九日、東京駐劄米國公使グリスカム、我

が政府に對し正式に講和勸告書を交付し、談判

開始に要する豫備手續周旋の勞は米國之を取る

を辭せざる旨を通告す。

六月十日、小村外相、米國大統領の講和勸告提

議に對し承諾の旨を回答す。

同月十五日、日露講和談判地を米國ワシントン

と確定す。

同月二十三日、南山城子占領。

○關東州民政署を大連に設置し、旅順・金州に

支署を置く。

同月二十四日、大石橋・牛莊城・鞍山站・遼陽・

蓋平・鳳凰城・塞馬集を開放し、邦人の居住營

業を許す旨を發表す。

同月二十六日、北韓方面の我軍、輸城を占領す

同月二十九日、大沙難占領。

七月三日、外務大臣小村壽太郎、駐米公使高平

小五郎を講和全權委員となす。

同月二十四日、我が派遣軍、樺太首府アレキン

サドロフスクを占領す。

同月三十日、樺太全島平定。

八月十日、我が全權委員小村壽太郎等、米國ボ

ーイツマウスに於て露國全權委員ウキツテ、ロー

ゼンと第一回會見を行ひ、全權委任狀を交換、小村全權委員、講和條件書を提出す。一、日本の韓國に於ける政事・軍事・經濟の卓絶利益を承認する事、二、露國の滿洲撤兵、清國の主權侵害の利益を拋棄する事、三、日本は改革及び善政保障の下に滿洲全部を清國に還付する事、但し遼東半島を除く、四、日露兩國は清國が滿洲の商工業發達のため列國に共通する一般の措置を執るに方り之を阻碍せざる事、五、薩哈噠島及び之に附屬する諸島並に公共營造物・財産を日本に讓處する事、六、旅順口・大連並に其の附近の領土及び領水の租借權を日本に移轉讓與する事、七、哈爾濱・旅順口間の鐵道並に支線及び附近の炭坑採掘權を日本に移轉讓與する事、八、滿洲橫貫鐵道は商工業の目的に限り露國が之を保持經營する事、九、軍費を賠償する事、十、抑留露國軍艦は總て正當捕獲物として之を日本に交付する事、十一、露國は極東に於ける其海軍力を制限する事、十二、日本海・オ

ホーツク海・ベーリング海に面する露領沿岸の漁業を日本に許與する事、等。

◇八月十二日、日英同盟擴張協約成る。

○日露講和全權委員、第二回會見、第一條を議了す。

同月十三日、林駐韓公使、韓國外部大臣李夏榮と韓國沿岸及び内河の航行に關する日韓約定書に調印す。

同月十四日、日露全權委員第三回會見、第二・第三條を議了す。露全權ウイツテ、戰費の賠償及び樺太の割讓を峻拒す。

同月十五日、第四回會見、第四・第六條議了。

同月十六日、第五回會見、第七・第八條議了。

同月十七日、講和問題同志聯合大會を東京明治座に開き、講和條件讓保反對、交渉拒絶等を決議す。

○第六回會見、第九・第十・第十一條を討議するも意見一致せず。

同月十八日、第七回會見、第十二條を議了す。

◇八月二十日、米國大統領ルーズヴェルト、露國全權ローゼンと會見し其所見を開陳して斡旋勸告する處あり。

同月二十三日、第八回會見、意見一致せず、談判將に破裂せんとす。

◇同月二十四日、露國皇帝、戰爭繼續、談判破裂の訓令をウキツテに發す。

同月二十六日、第九回會見、議了録に調印す。

同月二十七日、榆樹嶺占領。

○南山城子附近に戰あり。

同月二十八日、御前會議を開き、我が最後讓歩條件を小村全權委員に訓電す。

同月二十九日、第十回會見、小村全權委員は抑留軍艦の交付、露國極東の海軍力制限及び賠償金の三要求を撤回し、且つ米國大統領ルーズヴェルトの折衷案により樺太南部割讓を承認して談判成立す。講和條件要項、一、韓國の宗主權承認、二、日露兩軍の滿洲撤退、三、東清鐵道の讓與、四、遼東半島各租借地の引繼、五、韓

國國境に於ける相互の軍事的設備の禁止、六、樺太南部の割讓、七、樺太に於ける相互の軍事的設備の禁止、八、俘虜給養費の交付、等。

九月一日、日露兩全權委員、休戰に關する議定書に調印す。

○講和條約成立の報到るや、國內の輿論之を屈辱外交とし、悲憤慷慨の聲囂々として不穩の氣漲る。

同月四日、講和問題同志聯合會總代河野廣中、宮内省に出頭し上奏文を奉呈す。

同月五日、米國ポーツマスにて日露講和條約議定書の調印成る。歐米各國は日本の讓與を稱揚す。之に反し日本國內の輿論は、戰勝の効果を没却するものなりとして、條約破棄、當局彈刻の聲囂々たり。

○講和反對國民大會、東京日比谷公園に開かれ官憲壓迫の下に、悲憤激昂せる群集は内務大臣邸、國民新聞社、各警察署、派出所等を襲撃、焼打し、帝都大混亂に陥る。

九月六日、東京市内に戒嚴令布かれ、新聞雜誌取締に關する緊急勅令を公布す。

○狂奔せる群集、東京市内各署の派出所百四十ヶ所を燬し、二十八ヶ所を破壊し、電車を燒く。官民死者九名、負傷者七百九十三名を出す。○京都にても市民大會を岡崎公園に開き、内閣彈刻、條約破棄を決議す。

同月七日、大連灣及び關東州取締規則を定む。同月八日、桂首相、官邸に貴衆兩議員を招き、講和談判顛末、並に講和條件を委曲説明して諒解を求む。

○神戸大黒座に於て非講和大會を開き、激昂せる群集は伊藤博文の銅像及び巡查派出所を破壊す。

同月十一日、大阪公會堂にて非講和全國大會開かる。

○下關・釜山聯絡運輸開通式を下關驛に舉行し聯絡船壹岐丸、釜山に向け初航海の途に上る。

同月十二日、横濱羽衣座に於て非講和問題大演

說會を開き、激昂せる群集、市内の巡查派出所十一ヶ所を燒き、警官と對峙して騷擾を極む。

軍隊出動して之を鎮撫す。

九月十三日、我が滿洲軍休戰委員陸軍少將福島安正、沙河子に於て露國委員オラノフスキー陸軍少將と會見、休戰協定書の調印成る。

同月十四日、滿洲軍總司令官大山巖、滿洲方面の全軍に休戰命令を發す。

同月十八日、日本聯合艦隊代表海軍少將島村速雄、露國艦隊代表エツセン少將と羅津浦港外に會見、海上休戰地域を協定す。

同月二十一日、法學博士金井延、寺尾亨、戸水寛人、岡田朝太郎、中村進午、文學博士建部遜吾、連署して講和條約批准拒絕の上奉文を奉呈す。

同月二十六日、韓國駐屯軍司令官長谷川好道、參内して韓國皇帝に謁見す。

十月十四日、日露平和條約の批准交換成る。

○在滿洲軍に凱旋命令下る。

書を發表す。

十一月十日、特派大使伊藤博文、韓國皇帝に謁見し親翰を奉呈す。

同月十七日、特派大使伊藤博文、韓國駐屯軍司令官長谷川好道を帶同して韓國閣僚の會議場に赴き、速に日韓新協約の決定を督促し、遂に韓國外部大臣朴齊純、駐韓公使林權助との間に調印成る。之を韓國保護條約と稱す。内容は韓國外交權の讓與、統監府の設置、日韓の親睦、韓國皇室の安寧尊嚴の維持、等。

○日本特命全權大使小村壽太郎等、北京練兵所内軍務省に於て清國委員慶親王、袁世凱、瞿鴻機等と第一回會見を行ひ、全權委任狀を交換し滿洲に關する協定條項覺書を交付す。

同月二十一日、日韓新協約成立につき、特派大使伊藤博文に勅語を賜はる。

同月二十二日、伊藤大使、遊獵の歸途、永登浦附近に於て兇漢に投石され微傷を負ふ。犯人直ちに捕縛さる。

十月十六日、平和克復の詔勅を下し給ふ。

同月十七日、關東總督府を設置す。

同月十八日、陸軍大將大島義昌を關東總督となす。

同月二十六日、松田正久、原敬(政友)、大石正巳、犬養毅(憲政本黨)、桂首相を訪問し、滿洲善後處置、臨時議會召集、外債募集並に戒嚴令解除の件に關して、兩黨の意見の披陳す。

同月三十一日、福島少將、露國オラノフスキー少將と四平街に會見、日露兩軍滿洲撤兵手續及び鐵道線引渡順序議定書に調印す。

十一月一日、關東總督府を開廳す。

同月二日、清國人を入學せしむる公私立學校に關する規定を發布す。

○伊藤博文を特派大使となし韓國に派遣せらる。同月四日、外務大臣小村壽太郎を特命全權大使となして清國に派遣せらる。

同月六日、韓國一進會の尹始炳、李容九、宋秉駿等、韓國は日本の保護に服従すべしとの宣言

十一月二十三日、日韓新協約を發表す。統監府を京城に設置し、仁川・釜山・元山・鎮南浦・木浦・馬山に理事廳を開設し、韓國の外交事項は日本外務省に於て之を監督す。
同日二十八日、韓國侍從武官長閔泳煥、沈相薰等五十名と共に韓王に謁し、日韓新協約破棄、大臣彈劾の上奏をなす。
同日二十九日、東京市内の戒嚴令を解除す。
○韓國侍從武官長閔泳煥、新協約に憤慨して自殺す。
同日三十日、日韓新協約の結果、列國の駐劄大使、京城より公使館の撤退を開始す。
十二月一日、韓人趙秉世、新協約破棄、大臣彈劾を上奏して自殺す。
同日七日、滿洲軍總司令官大山巖、同總參謀長兒玉源太郎、東京に凱施、直に參内謁見して復命し、優渥なる勅語を賜はる。
○參謀本部に滿洲軍總司令部を置く。
同日十八日、日清談判結了す。

十二月二十日、韓國統監府及び理事廳官制を公布す。
同日二十一日、伊藤博文を韓國統監とし、宮中に於て親任式を舉行さる。
同日二十二日、木内重四郎を統監府農商工務總長となす。
○北京練兵所内軍務省に於て日本全權大使小村壽太郎、清國慶親王と會見、日清兩國の滿洲に關する條約を締結調印す。
○日露戰役の結果、兩國の損害は(日本)死傷病者約十一萬八千名、軍費約十五億二千三百二十一萬圓、(露國)戰病死者約十一萬五千名、軍費約二十一億八千萬圓、俘虜七萬九千四百五十四名、擊沈捕獲軍艦九十八隻。
△明治三十九年 (二五六六年)
一月一日、特命全權大使小村壽太郎、東京に歸着し、直に參内して日清條約顛末を復命す。
同日八日、京城の韓國工業講習所を開始す。
同日十日、清國濟南府を開放す。

一月十二日、旅順を開放す。
同日二十五日、來朝せる清國遣外大臣皇族載澤參内謁見す。
同日二十七日、來朝せる韓國答禮大使李載完、參内して同國皇帝の親書を奉呈す。
同日三十一日、日清條約を公布す。
二月一日、韓國統監府の開廳式を行ふ。
同日八日、京城駐劄各國公使館悉く閉鎖し撤退終了す。
同日九日、韓國駐劄憲兵の行政警察及び司法警察を掌る件を公布す。
同日十四日、清國遣外大臣載澤、橫濱を解纜して米國に向ふ。
同日十五日、統監旗を制定す。
三月二日、統監伊藤博文、京城に到着し、盛大なる歓迎を受けて統監官舎に入る。
同日九日、伊藤統監、韓國皇帝に謁見し、國書を奉呈す。
同日二十六日、出征陸軍部隊の凱旋を終了す。

三月三十一日、京釜鐵道買収法を公布す。
◇同月中、英國人トーマス・ベゼルの發行せる大韓毎日申報は、韓國皇帝が列國の皇帝並に大統領に哀訴したる親翰なるものを寫真版にして掲載し大問題起る。
四月一日、十餘年我國に流寓せる韓國義和宮、橫濱を發して歸國さる。
同日十四日、蒙古トルハト王、神戸に來朝す。
同日二十三日、大觀兵式參列のため韓國義和宮下關に來朝さる。
同日二十八日、韓國義和宮、參内謁見す。
五月五日、清國安東日本領事館を開館す。
同日十日、韓國政府、鎮海灣を軍港とす。
同日十四日、首相西園寺公望、滿韓地方を視察して歸京す。
同日十七日、韓國賊魁閔宋植の徒、忠清南道洪州城を占領す。
同日三十日、韓國忠清南道の反兵討伐隊、匪賊の根據地洪州城を占領し、百三十名を捕虜とす。

五月中、韓國、行政調査委員會を組織し、地方行政制度の改革を斷行す。

六月一日、清國、奉天・安東縣・大東溝の三市を開放し、門戶開放實行の緒に就く。

○奉天日本總領事館を開館す。

同月八日、南滿洲鐵道株式會社の設立經營に關する件を公布し日清官民合同の株式組織とす。

同月九日、林權助を特命全權公使として清國に駐劄せしむ。

同月十二日、我が駐韓兵、匪賊を討伐して首魁崔益鉉、林炳瓚等を降せしむ。

同月二十六日、韓國に於ける裁判事務取扱規則を公布す。

○統監府に法務院を設置す。

七月一日、京釜鐵道を買収す。

同月四日、鐵嶺に日本領事館を設置す。

同月十二日、韓國移民條例、同礦業法を發布す

同月三十一日、奉天・鐵嶺・安東縣の軍政署を撤廢す。

八月一日、關東都督府官制、同郵便局官制、同法院令、同陸軍部條例を公布す。

○韓國駐劄軍司令部條例を公布す。

○鐵道受領委員長陸軍少將中村愛三、露國委員長サハロフより公主嶺・寮城市間の鐵道受領を終る。

同月二日、遼陽の日本領事館を開廳す。

同月十日、華族會館に於て第一回滿鐵會社設立委員會を開く。

同月十四日、韓國駐劄要塞地帯取締規則を公布す。

同月二十五日、韓國法務院の開廳式を行ふ。

九月一日、大連を開放す。

同月十三日、伏見宮博恭王に清國差遣を仰付らる。

同月十七日、滿韓鹽業株式會社を東京に設立す

同月二十日、侍從武官長岡澤精を滿洲及び韓國に差遣さる。

同月二十五日、旅順鎮守府條例を公布す。

九月二十八日、四平街覺書を廢止し、北滿洲全

地方にて日本人の旅行は自由となる。

十月十二日、廣東日本領事館を開設す。

同月二十六日、關東都督府營業取締規則を定む

十一月二日、韓國の耕地整理に着手す。

同月八日、伏見宮博恭王、清國より歸朝、上京せらる。

同月十三日、後藤新平を南滿洲鐵道株式會社總裁となす。

同月十七日、營口の引渡を開始す。

同月二十六日、南滿洲鐵道株式會社を東京に設立す。

同月二十八日、韓國拓殖株式會社を設立す。

同月三十日、營口の引渡完了す。

十二月十一日、韓國特派大使内部大臣李址容、

參内謁見す。

同月十七日、清國政府は明年一月十四日を以て長春・吉林・哈爾濱・滿洲里・齊々哈爾の五ヶ所を開放する旨聲明す。

△明治四十年（二五二六年）

一月一日、清國南寧府を開放す。

同月八日、宮内大臣田中光顯を韓國皇太子嘉禮特使として韓國に差遣せらる。

同月十四日、清國、長春・吉林・滿洲里・哈爾濱・齊々哈爾を開放す。

同月二十六日、林駐清公使、清國政府に對し遼陽・鳳凰城開放宣言を要求す。

三月三日、哈爾濱日本總領事館を開館す。

同月十三日、韓國に於ける銀行業規定を公布す

同月二十日、關東都督府特別會計法、關東州地方費令、同小學校官制、同公學堂官制を公布す

同月三十日、滿洲興業株式會社を東京に設立す

四月十五日、日清兩國間にて吉長（吉林・長春）鐵道敷設及び新奉（新民屯・奉天）鐵道賣渡條約を締結す。

同月二十日、韓國皇帝、第二回平和會議を機とし日本の羈絆を脱せんとして密使を和蘭海牙に差遣さる。

四月二十五日、中村是公を關東都督府民政長官とす。

五月四日、日清鐵道協約發表さる。

同月十六日、陸相寺内正毅、東京を出發し滿韓地方視察に赴く。

同月三十日、日清兩國間に大連税關協約の調印成る。

六月八日、久しく我國に亡命せし韓客朴泳孝、神戸を出發して歸國す。

同月十五日、東清・南滿鐵道連絡に關する日露協約に調印す。

同月二十七日、日韓瓦斯會社を京城に創立す。

同月二十八日、清國政府、更に鳳凰城・遼陽・寧占塔・琿春・三姓・海拉爾・愛琿を開放す。

同月三十日、滿洲に於ける日露鐵道接續業務に關する假條約追加條款及び附屬議定書に調印成る。

同月中、韓國皇帝の密使李相禽、李僞、李琦鐘等、和蘭海牙に到着し、萬國平和會議議長ネフ

リユドフに面會して日本を中傷譏誣し哀訴する所あり、物議を醸す。

七月二日、韓國徵兵令を公布す。

同月十日、元老大臣會議を開き、韓國問題を協議す。

同月十五日、外務大臣林董、東京を出發し韓國に赴く。

同月十七日、韓國各大臣、韓國皇帝に謁見、海蘭海牙の密使事件に關し讓位を諫奏す。

同月十九日、韓國皇帝、讓位の詔勅を發せらる。○京城に暴動起る。

同月二十日、京城の暴徒、西大門の總理大臣李完用邸を燒く。

同月二十一日、韓國宮内大臣朴泳孝、元老院侍從院卿李道宰等、前皇帝を擁し暴徒教唆の嫌疑にて捕縛さる。

同月二十二日、韓國新皇帝、勅語を發布して人民を慰撫せらる。

同月二十三日、元老大臣會議を開き、韓國に出

兵するに決定す。

七月二十四日、統監伊藤博文、韓國總理大臣李完用と第三次日韓協約に調印をなす。一、韓國

政府は施政改善に關し統監の指導を受くること

二、韓國政府の法令の制定及び重要なる行政上の處分は豫め統監の承認を経ること、三、韓國

の司法事務は普通行政事務と之を區別すること

四、韓國高等官吏の任免は統監の同意を以て行ふこと、五、韓國政府は統監の推薦する日本人

を韓國官吏に任用すること、六、韓國政府は統監の同意なくして外國人を韓國官吏に傭聘せざること、等。

同月二十五日、第十二師團、小倉を出發し韓國に向ふ。

同月二十八日、外務大臣林董、京城を出發し歸國の途に就く。

同月三十一日、韓國皇帝、軍隊解散の詔勅を發布さる。

八月一日、林外務大臣、東京に歸着、直に參内

して日韓新協約の顛末を伏奏す。

○京城に於て韓國軍隊の解散式を行ふ。

同月四日、韓國各地方鎮衛隊の解散を開始す。

同月八日、清國政府、國內より關東州へ穀物の輸出入を禁止す。日本、之を承認せず。

同月十日、韓國江華島にて日韓兩兵衝突す。

同月十一日、我兵、江華島を占領し、暴徒を撃滅す。

○伊藤統監、京城を出發し歸國に就く。

同月十二日、南滿・東清兩鐵道接續に關する日露協約發表さる。

同月二十日、伊藤統監、東京着、直に參内して韓國問題に關し委曲奏上す。天皇、優渥なる勅語を賜ひ、日韓協約成立の功勞を嘉みし給ふ。

同月二十三日、陸軍大將長谷川好道を特派大使として、韓國皇帝即位式に參列せしむ。

九月三日、韓國、朴泳孝を濟州島に配流す。

同月十八日、清國政府、日本の強硬抗議により關東州防穀令を解禁す。

九月二十一日、統監府に副統監を設置し、曾禰荒助を任す。

同月二十八日、南京日本領事館を開館す。

十月十日、皇太子嘉仁親王、韓国行啓の途に上らせらる。有柄川宮威仁親王、前首相桂太郎、公爵岩倉具定、海軍大將東郷平八郎、男爵花房義質等隨行す。

同月十六日、皇太子嘉仁親王、仁川に御上陸、直に京城に御到着あらせらる。韓国皇帝、同皇太子英親王、仁川まで御出迎あり。

同月二十二日、清國特命全權公使李家駒、參内して信任狀を奉呈す。

十一月二十三日、韓国皇帝、伊藤統監を太子太傅となす。

同月二十八日、清國答禮大使溥倫貝勒、下關に來る。

同月二十九日、大連に關東都督府總務局を設置す。

十二月五日、韓国皇太子、伊藤統監、答禮大使

李載冕と共に京城を御出發あり。

○日韓印刷株式會社を京城に設置す。

十二月九日、清國答禮大使溥倫貝勒、參内して親書を奉呈す。

同月十三日、韓国皇帝、歸順勸獎の詔勅を發せらる。

同月十四日、大鹿和吉、大野常吉等、清國革命黨に應じ軍資金五千萬圓調達のため、奉天紙幣の偽造を謀り、奉天領事館に檢舉され東京に護送さる。

同月十五日、韓国皇太子、伊藤統監と共に東京御到着。

○韓国皇帝、再び民心慰撫の詔勅を發せらる。同月十八日、韓国皇太子、參内、御對顔あり。

○清國答禮大使、神戸より歸國す。

同月十九日、韓国特派大使李載冕、參内して親書を奉呈す。

同月二十日、天皇、芝離宮に行幸あり、韓国皇太子を御訪問あらせらる。

十二月二十二日、韓国皇太子、大磯滄浪閣に行

啓あり。

同月二十七日、末松謙松を韓国皇太子御教養掛とす。

△明治四十一年（二五二七年）

一月二日、韓国特派大使李載冕、下關を出發し歸國す。

同月六日、櫻井房記を韓国皇太子御教育掛とす

同月七日、滿洲長春に道臺を設置す。

同月十一日、關東都督府官制を改正公布し、外事總長・警視總長を設置す。

同月二十一日、日下部三九郎を關東都督府外事總長とす。

同月二十三日、韓国に東洋火災保險株式會社を設置す。

二月三日、韓国、度量衡法を制定す。

同月五日、北滿稅關事務を開始す。

○清國澳門港に於て革命黨員に武器密輸入の疑ありとして本邦汽船辰丸、清國官憲の手に抑留

せられ、日本國旗を引卸さる。

二月二十五日、日本政府、辰丸事件に就き駐清公使林權助に訓令を發す。

三月四日、清國外務部にて辰丸事件の談判を開く。

同月七日、關東州防禦營造物地帶令を公布す。

同月十五日、清國政府、辰丸事件に關し陳謝の意を表し、辰丸の釋放及び抑留の損害を賠償し全く落着す。

同月二十五日、韓国舊白銅貨の通用を禁止す。

同月二十六日、關東州小學校補習科規定を定む

同月三十日、關東州公學堂規則を定む。

四月一日、韓国、清津港を開港す。

同月六日、日本人四名、奉天の米國領事館に侵入し、同館の滿洲人を襲撃す。

○此頃、清國廣東に於けるポイコット熱激しく漢口方面に及び邦人の損害多し。

五月六日、清國孫逸仙等の革命軍、兵を擧げ雲南省蒙自河口を占領す。

五月十四日、日清兩國委員、北京に於て鴨綠江
森林經營條約に調印す。

同月十五日、白仁武を關東都督府民政長官とな
す。

同月十八日、清國革命軍、雲南に於て敗績す。

同月二十二日、英國ロンドンに於て南滿洲鐵道
會社の社債二千萬圓成立す。

同月三十日、清國革命軍潰滅の報あり。

六月六日、伊集院彦吉を特命全權公使となし清
國に駐清せしむ。

同月十九日、陸軍大將乃木希典、滿洲より歸京
す。

七月二十四日、伊藤統監、東京に到着し、參内
謁見して韓國近狀を委細伏奏す。

八月四日、東京振武學校在學の清國陸軍留學生
九十三名、校規違反を以て退學を命ぜらる。

同月十日、韓國暴徒首魁高宜圭を捕縛す。

同月十二日、韓國特許令、同意匠令、同商標令
同著作權令、同商號令を各公布す。

八月二十六日、東洋拓殖株式會社法を公布す。

同月二十八日、清國、議院法を發布、憲政準備
案を制定し、向ふ九ヶ年を以て立憲制を實現す
べき旨を宣布す。

九月十日、清國商約大臣盛宣懷、東京に到着す
同月十三日、韓國一進會長李容九、東京に來朝
す。

同月二十四日、關東州裁判令を公布す。

同月二十九日、旅順港を海軍定繫港とす。

十月八日、清國遣米大使唐紹儀、神戸に寄港し
十一日入京す。

同月十六日、韓國軍務大臣李秉部、下關に來朝
す。

同月二十三日、清國遣米大使唐紹儀、參内謁見
す。

同月三十一日、關東都督府醫院官制、同海務局
官制、同觀測所官制、同監獄署官制、同通信署
官制を公布す。

十一月二日、韓國春川・仁川・清州・元山・京

城・義州・釜山・金州に地方裁判所を設置す。

十一月七日、日清兩國電信協定に調印す。

同月十二日、日清間に吉長・新奉兩鐵道借款協
約の調印成る。

同月十九日、中村是公を南滿洲鐵道株式會社總
裁となす。

十二月二十一日、陸軍大將大久保春野を韓國駐
劄軍司令官とす。

同月二十八日、東洋拓殖株式會社を京城に設立
宇佐川一正を總裁に、吉原三郎を副總裁とす。

○駐清公使伊集院彦吉、清國外務部に袁世凱を
訪ひ、滿洲問題、浩庫門鐵道、撫順炭坑、本溪
湖炭坑、間島境界等に關する交渉を開始す。

△明治四十二年（二五九九年）

一月四日、韓國皇帝、地方巡幸のため京城を發
輦、伊藤統監之に扈從す。これ李朝五百年來未
曾有の盛事なり。

同月十三日、香港に於ける日貨排斥漸く終熄す
一月二十二日、日露兩國、東清・南滿兩鐵道の

聯絡假條約を締結す。

二月二十三日、長春に於て日露兩國鐵道の聯絡
事務を開始す。

同月二十五日、來朝せる韓國謝恩使宮内大臣閔
丙奭、參内謁見して親書を奉呈す。

三月二日、清國特命全權公使胡惟德、參内して
新皇帝の信任狀を奉呈す。

同月六日、韓國民籍法を發布す。

同月三十一日、伏見宮貞愛親王を清國德宗皇帝
大葬參列のため差遣仰付らる。

四月八日、滿洲吉林省官憲、日本煙草の發賣を
禁止す。

同月十日、韓國司法官任用令を公布す。

○桂首相、小村外相、靈南坂に統監伊藤博文を
訪ひ、日韓合併に就いて協議す。

同月二十二日、韓國觀光團閔炯植等九十四人、
來朝す。

五月三日、韓國觀光團一行、東京出發し歸國
す。

五月四日、留學中の蒙古トルハト王、東京出發歸國す。

同月十一日、旅順工科學堂官制を公布す。

六月十四日、韓國統監伊藤博文を樞密院議長に副統監曾根荒助を統監とす。

同月十八日、韓國勅使李容九、東京に到着す。

○曾根統監、東京出發、赴任の途に就く。

同月十九日、韓國統監府鐵道廳官制を公布し、大屋權平を長官とす。

同月二十二日、曾根統監、京城に到着す。

同月二十四日、清國政府、安奉線改築問題に關する回答をなし、安奉沿線の守備兵撤退を要求す。

同月二十六日、清國答禮大使載振貝子、下關に來朝す。

七月二日、清國答禮大使載振貝子、參内して親書及び御贈進を奉呈す。

同月四日、樞密院議長伊藤博文、韓國に赴く。

同月十二日、曾根統監、韓國總理大臣李完用と

日韓新協約を締結し、韓國の司法及び警察事務を日本に委託す。

七月二十日、韓國より歸れる伊藤博文、參内謁見して日韓新協約締結の顛末を伏奏す。

同月二十六日、伊藤博文に韓國皇太子輔育總裁を仰付らる。

○駐清公使伊集院彥吉、清國梁敦彥と會見、久しく中絶したる日清兩國間の滿洲に關する諸懸案の交渉を開始す。

同月二十七日、韓國中央銀行條例、發表さる。

同月三十日、韓國軍部を廢止し、宮中に親衛府を設置す。

八月一日、韓國皇太子、伊藤博文と同伴、東京出發、東北巡啓の途に就かせらる。

同月六日、駐清公使伊集院彥吉、安奉線改築問題に關し、清國政府が妥協の誠意無きを以て日本自ら改築工事を實行する旨を通告す。

同月七日、日本側、安奉線改築工事に着手す。

同月十五日、韓國銀行に關する日韓覺書發表さ

る。

八月十八日、天津鐵路總局に於て、吉長鐵道及び新奉線に關する借款條約書を日清間にて調印す。

同月十九日、安奉鐵道改築工事の交渉成立し、覺書の調印成る。

同月二十二日、間島地方に於て日清兩國兵衝突の報あり。

同月二十三日、韓國皇太子、東北巡啓より歸京せらる。

同月二十八日、伊藤博文に日韓關係事蹟編纂を仰付らる。

九月一日、韓國全羅道を中心とせる暴徒の大討伐を開始す。

同月四日、韓國武官留學生四十二名、東京に到着す。

○伊集院駐清公使、清國梁敦彥との間に於て滿洲諸懸案問題及び間島問題の談判全く結了す。

間島協約は清國政府をして朝鮮人の雜居及び保

護を承認せしめ、滿洲協約は清國政府に大石橋營口枝線を滿洲鐵道枝線と承認せしめ、撫順及び煙臺の兩炭礦山の採掘權を日本に獲得す。

九月八日、滿洲協約、間島協約を發表す。

十月十一日、日清間の交渉題目なりし西澤島問題、無事解決す。

同月十四日、伊藤博文、大磯を出發し滿洲巡遊の途に上る。

同月十八日、韓國に於ける犯罪即決令を公布す

○統監府、裁判所令を公布す。

同月二十二日、伊藤博文、奉天に到着す。

同月二十六日、伊藤博文、哈爾濱にて露國藏相ココゾフと會見中、韓人安重根に狙撃せられて歿す。

同月二十八日、天皇、特に宮内大臣岩倉具定を差遣して韓國皇太子を慰撫し給ふ。

○韓國皇帝、統監府に行幸、弔意を表せらる。

同月二十九日、韓國銀行を京城に創立す。

○韓國暴徒蜂起して京釜線伊院驛を襲撃し、官

舎に發砲し、停車場、官舎を焼拂ふ。

十月三十日、統監府臨時間島派出所を廢止す。

○韓國特派大使宮内大臣閔丙奭、京城を出發す

同月三十一日、韓國政府代表農商工大臣趙重應等、京城を出發す。

○韓國全羅南北道を横行したる暴徒首魁金海山を捕縛す。

十一月一日、韓國特使宮内大臣閔丙奭等、東京に到着す。

同月二日、間島日本領事館を開館す。

○韓國政府代表趙重應、元老代表中樞院議長金允植、東京に到着す。

同月四日、日比谷公園にて故伊藤博文の國葬を行ふ。

同月十三日、陸軍大將乃木希典を滿洲に差遣せらる。

○東京芝三緣亭にて朝鮮同志會發起大會、開催

同月二十八日、旅順表忠塔の除幕式執行。陸軍大將乃木希典、海軍大將東郷平八郎、臨場す。

十二月二日、伏見宮貞愛親王、滿洲より大阪に歸着せらる。

同月四日、韓國一進會長李容九より韓國政府に對し、日韓合併に關する韓帝への上奏書を提出す。

同月六日、韓國總理大臣李完用、一進會の日韓合併上奏書を却下す。

同月八日、一進會長李容九、再び日韓合併上奏書を政府に提出し其執奏を迫る。

同月十三日、河野廣中等、東京神田錦輝館に於て韓國問題同志會の發會式を行ふ。

同月十八日、式部次長伊藤博邦に韓國皇太子御用掛を仰付らる。

同月二十二日、韓國總理大臣李完用、京城に於て兇漢のため刺されて重傷す。

△明治四十三年（二五七〇年）

一月四日、伊藤博文遭難のため韓國謝罪使鄭寅昌等、來朝す。

◇同月六日、米國國務卿ノックス、列國に覺書

を送り、滿洲鐵道を清國政府に買收せしめ之を中立せしめん事を提議す。我國の輿論沸騰す。

一月十七日、曾統監、參内して對韓政策上に關する意見を具奏す。

同月二十一日、日露兩國は米國に對し、滿洲鐵道中立提議を拒絕するの回答を發す。

同月二十九日、韓國平安北道に暴徒蜂起し、日本人殺害さる。

二月二日、韓國順川の暴徒を鎮定す。

同月九日、日清郵便條約の調印成る。

同月十四日、旅順高等法院に於て伊藤博文暗殺事件の安重根を死刑に、禹連俊を懲役三年に、曹道先、劉德淳を同一年半の判決言渡あり。

三月三日、韓國京義線に暴徒襲來す。

同月七日、韓國叛亂の首魁池寬石等を殲す。

同月二十六日、旅順に於て安重根の死刑を執行す。

同月二十九日、來朝せる清國皇族載濤具勒、參内謁見せり。

○韓國高義駿、閔元植等、政友會を組織し、結黨式を行ひ、皇室尊榮、日韓親善、社會改良、教育振興、實業發達等の綱領を決す。

三月中、清國杭州に暴動起り、居留邦人の被害多し。

四月一日、日清郵便條約を實施す。

同月十四日、滿洲觀光團、東京に到達す。

同月十五日、清國長沙に暴動起り、教會を焼き領事館を破壊す。

五月二十二日、奉天に於て本溪湖炭坑合併に關する日清協定の調印成る。

同月三十日、陸軍大臣寺内正毅に韓國統監を兼ねしめ、山縣伊三郎を副統監とす。

六月二十五日、寺内統監、韓國總理大臣朴齊純と韓國警察權委任に關する覺書の調印成る。

同月中、首相官邸に於て韓國併合準備委員會を開く。

七月一日、旅順港を開放し、内外國船舶の自由航行を許可す。

七月六日、韓國人口を發表す。韓人一千二百三十六萬三千四百人、日本人十四萬三千四十五人、外國人一萬千七百九十一人。

同月中、清國革命黨領袖黃興、南洋より來朝、横濱に於て孫文と會見して去る。

八月五日、清國特命全權公使汪大燮、來朝す。同月十五日、清國公使汪大燮、參内して信任狀を奉呈す。

同月十六日、寺内韓國統監、官邸に於て韓國首相李完用、農商工相趙重應と會見、初めて日韓併合に關する覺書を交付す。

同月十八日、韓國昌德宮に於て日韓併合問題に關する韓國政府第一回閣議を開く。

同月二十一日、首相官邸に於て桂首相、山縣樞密院議長、小村外相等會合して日韓併合に關する方針を決定し、之を内奏す。

同月二十二日、臨時樞密院會議を開き、日韓併合條約を諮詢せらる。
○韓國御前會議を開く。首相李完用、日韓併合

を奏請して許さる。

○李完用、寺内統監と會見、「韓國皇帝陛下は韓國全部に關する一切の統治權を完全、且つ永久に日本皇帝陛下に讓與す」との日本韓國併合條約に調印す。

八月二十九日、韓國併合の詔書を發布せらる。
○韓國を朝鮮と改稱、朝鮮貴族令、朝鮮總督府設置、大赦令、恩賜公債條令を公布す。

○舊韓國皇帝以下王族を公族となす。
同月三十日、清國皇族載洵、海軍大臣薩鎮冰、來朝す。

九月一日、京城に於て李王(舊皇帝)冊封式を行ふ。

同月五日、朝鮮制令公布式を制定す。

同月十日、滿洲吉長線聯絡協定成る。

同月十一日、朝鮮の一進會、朝鮮協會、政友會進歩黨の各政社に解散を命ず。

同月三十日、朝鮮總督府官制其他を公布す。
十月一日、寺内統監を朝鮮總督に、山縣副統監

を政務統監とす。

十月七日、朝鮮貴族授爵式を行ふ。

同月九日、京城に於て日鮮人大懇親會を開く。

同月二十五日、清國皇族載洵、參内謁見す。

△明治四十四年 (二五七一年)

四月八日、南滿洲鐵道線路保護及び取締警察官設置を各公布す。

五月十二日、撫順炭坑の境界・租金等に關する日清兩國の懸案解決す。

九月十二日、清國亡命者康有爲、東京に來る。

十月十日、清國武昌に於て革命黨の大動亂起る

同月十三日、清國革命黨首領黎元洪、廣東を占領して獨立を宣言す。

同月十八日、北京政府軍、革命軍と戰爭を開始す。

同月二十二日、清國革命軍、宜昌及び長沙を占領す。

同月二十五日、革命軍、陝西省西安を占領す。

同月三十一日、革命軍、湖南省全部を占領す。

十一月二日、上海に於て我が驅逐艦初霜、革命軍に砲撃す。

○日清國境列車直通運轉協約に調印す。

同月三日、革命軍、上海を占領す。

○武昌に於て革命黨は黃興を中華民國大都統に推戴す。

同月六日、革命軍、鎮江・廈門・崑山縣を占領す。

同月十二日、奉天、獨立を宣言す。

同月十五日、日清兩國國境列車直通運轉協約を公布す。

同月二十六日、帝國政府、北京居留民保護のため出兵を聲明す。

同月二十八日、名古屋第三師團より歩兵約七百五十人を清國に派遣す。

十二月二日、革命軍、南京を占領す。

同月三日、清國武昌に於て革命黨各省會議を開き、中華民國臨時組織大綱を發表す。

同月四日、北京軍、革命軍と休戰條約を締結す

十二月五日、革命軍、中央政府を南京に置き、
黃興を大元帥に、黎元洪を副元帥となす。
同月十八日、清國上海英租界市公會堂に於て革
命黨代表伍廷芳、北京政府代表唐紹儀と南北安
協第一會議和會議を開く。
同月十九日、日・英・米・佛・露・獨六ヶ國よ
り共同調停の覺書を提出し、清國政府に向つて
平和克服の希望を表明す。
同月二十二日、帝國政府、清國に第二次出兵を
聲明す。
同月二十三日、頭山滿、東京を出發し渡清の途
に上る。
同月二十四日、元老大臣會議を開き、清國事變
に關し不干涉に決定す。
△明治四十五年（二五七二年）
一月一日、南京に於て孫文の中華民國大總統就
任式を舉行す。
同月八日、頭山滿、犬養毅、南京に到着して孫
文、黃興と正式會見を行ふ。

一月二十八日、清國紅十字團長王會憲、東京に
來朝す。
二月十二日、清國宣統皇帝、退位の上諭を公布
し、後事を袁世凱に託す。三百年の清朝、こゝ
に滅ぶ。
同月十五日、中華民國臨時大總統改選を行ひ、
袁世凱當選、南北一致の共和國成立す。
同月二十日、黎元洪、副總統に當選す。
△大正元年（二五七二年）
十一月廿七日、清國に於ける工業權相互保護に
關する日露條約を公布す。
△同 二年（二五七三年）
一月十五日、大連に南滿洲汽船株式會社創立さ
る。
三月五日、孫文、東京を出發す。
同月十日、朝鮮陸接國境關稅を公布す。
同月二十一日、清國革命黨領袖宋教仁、上海停
車場にて刺客に殺害さる。
同月二十三日、孫文、長崎を發し歸國す。

四月七日、北京に於て中華民國國會議事堂の開
院式舉行さる。
同月二十七日、對支借款五千萬圓を我國にて引
受けることに決定す。
五月十七日、日華國民同盟會發會式を舉行す。
六月十三日、對支問題大會、東京樂地精養軒に
て開かる。
同月二十二日、山座圓次郎を特命全權公使とな
し、支那に駐劄せしむ。
七月十二日、李烈均、九江に兵を擧ぐ。
同月十三日、公文に清國を支那國と改む。
同月十四日、李烈均、袁世凱討伐軍組織宣言發
表す。
同月十五日、南京、獨立を宣言、黃興を討袁軍
總司令となす。
同月十六日、袁世凱、段芝貴を南方討伐軍總司
令となす。
同月十七日、岑春煊、討袁軍大元帥に推さる。
同月二十一日、孫文、袁世凱排斥を宣言す。

七月二十三日、上海江南機器局にて南北兩軍戰
鬪を開始す。
同月二十四日、南軍、敗退す。
同月二十九日、南京革命軍、袁世凱に内應し、
形勢一變、黃興脱走す。
同月三十一日、德安にて北軍大敗、殆ど全滅す
八月四日、南軍の根據地廣東に反亂起り、孫文
岑春煊、陳炯明等、海外に亡命す。
同月八日、孫文、門司に着す。
同月九日、黃興、門司に着す。
同月十一日、漢口にて北軍の帝國軍人西村彦馬
少尉凌辱事件起る。
九月一日、南京城内に於て日本國旗凌辱、邦人
三名虐殺事件起る。
同月二日、北軍、遂に南京を陥落す。
同月七日、對支同志會の發起にて日比谷公園に
國民大會を開き、軟弱外交を攻撃、即時出兵を
決議す。
同月十日、駐支公使山座圓次郎、支那政府に對

して西村少尉凌辱事件、南京居留民虐殺事件の正式抗議を提出し、犯人の所屬隊長處罰、支那政府並に責任隊長の謝罪、損害賠償を要求す。九月十一日、小林國三郎、對支問題に激昂して外務省内に割腹す。

同月十五日、支那政府は我が政府の提出せる要求條件全部承認を回答す。

同月二十日、黎元洪、公文を以て西村少尉事件に就き陳謝の意を表す。

同月二十八日、南京邦人虐殺事件の責任者張勳日本領事館前に到り正式謝罪を行ふ。

十月五日、日支間に滿蒙五鐵道利權獲得契約成る（開原—海龍城線百二十哩、四平街—洮南府線二百三十哩、洮南府—熱河線四百五十哩、長春—洮南府線百五十哩、海龍城—吉林線百哩）

同月七日、中華民國副總統に黎元洪、當選す。

同月十日、袁世凱、北京に於て大總統就任式舉行す。

同月中、支那革命軍に應じ、日本人を驅逐して

に向ふ。

七月二十日、東洋協會設立す。

同月二十三日、特命全權公使日置益を支那に駐劄せしむ。

八月六日、支那大元帥袁世凱、勃發せる歐洲大戰に嚴正中立を發表す。

同月十六日、對獨最後通牒發表せらる。通牒の内容は、東洋における獨逸艦隊の即時撤退、然らざれば武装を解除す。膠州灣を支那へ還附する目的を以て九月十五日迄に日本へ引渡すこと之が回答期を八月廿三日正午とす。

同月二十日、日本鐵道守備隊の一部、鄭家屯に行軍の途中支那兵に突如狙撃せらる、死傷數名あり。

同月二十三日、此の日の正午を期限とする我國の對獨最後通牒に對し回答來らざるため、日獨間交戦状態に入る。

同月二十七日、第二艦隊司令長官加藤定吉、膠州灣封鎖を宣言す。

台灣を共和國の屬領とせんとする陰謀、台灣新竹廳管内にて發覺し、首謀者羅福星等、二百七十名檢擧さる。

△大正三年（二五七四年）

一月六日、外務省、張勳處分問題並に損害賠償（六十四萬余弗）に關する日支兩國の交渉顛末を發表す。

同月十日、南京出動の海軍陸戰隊全部引揚ぐ。

三月九日、支那特命全權公使陸宗輿、參内して信任狀を奉呈す。

四月八日、在京支那革命黨員、築地精養軒にて中華革命黨の成立式を擧げ、孫文を總裁に推戴す。

同月十四日、昨年七月の昌黍に於ける日支兩兵衝突事件、支那側より弔慰金三萬六千弗を支拂ひて解決す。

五月十日、袁世凱は自ら大元帥となり、蔭昌を侍從武官長に任じ、帝王の形式を備ふ。

六月三十日、亡命客黃興、東京を出發し、米國

八月三十一日、日本軍の山東省龍口上陸を中立侵犯なりとなし、支那政府より抗議を提出し來る。

九月二日、我が海軍陸戰隊、山東省龍口に上陸開始す。

同月十三日、我騎兵、膠州を占領す。

同月二十六日、青島攻撃開始す。

同月二十七日、日本軍の濰縣侵入を中立侵犯なりとし、支那政府より再度抗議來る。

同月二十八日、海軍の膠州灣砲撃開始す。

十月四日、駐支日置公使、支那政府の中立侵犯抗議に對し、我軍の濰縣侵入の不法ならざる由を回答す。支那政府、屈服す。

同月五日、當分山東鐵道を日本にて管理することに決す。

同月六日、我軍、山東鐵道を押收す。

同月十日、我軍、博山炭礦を占領す。

同月二十五日、日支間に膠濟鐵道臨時條約、成立す。

十月三十一日、青島總攻撃開始す。

十一月七日、青島陥落す。

同月十日、膠州灣の封鎖解除す。

同月十四日、青島占領完了す。

同月十六日、攻圍軍指揮官神尾光臣、青島入城式を舉行す。

同月二十九日、青島政廳の開廳式舉行す。

△大正四年（二五五年）

一月八日、支那政府は日置駐支公使に對し、山東に於ける日本守備兵の撤退を要求し來る。我が國論大いに激昂す。

同月十一日、支那の山東撤兵要求は國際慣例に違反し、信義を没却せるものなる旨、帝國政府より支那政府に回答す。

同月十八日、駐支日置公使、大統領袁世凱と會見して二十一箇條の要求條件を提出し、談判を開始す。

同月二十一日、青島開港軍令公布さる。

同月三十一日、國民外交同盟會を日比谷公園松

本樓に開き、外交當局を痛罵、今日を以て對支問題解決の絶好機なる旨決議す。

二月二日、駐支日置公使、外交總長陸徵祥との間に第一回交渉會議を開く。支那官民の激昂甚しく、憑國璋、段芝貴以下十九將軍、連名反對を聲明す。

同月十一日、東京在留支那學生數十名は日支交渉に憤慨して神田青年會館に大會を開き、委員を北京に派遣す。

同月二十五日、日支第四回會見交渉を開く。

同月二十八日、日支交渉第六回商議を開く、依然として具體的決定を見ず。

三月三日、日支第七回交渉を開く、依然として支那側強硬なり。

同月九日、日支第九回交渉開く、談判漸く圓滿に進行す。

◇同月十六日、英國駐支公使ジョルダン、日本の要求全部承認を支那側に勸告す。

同月二十二日、日支第十回交渉開く。支那側、

滿洲に關する五條件を承認す。

四月十日、日支第二十一回交渉を開く。

同月十七日、日支第廿四回交渉開く、談判全く行詰る。

同月二十六日、駐支日置公使、讓步修正せる新要求廿四箇條を提出す。

同月二十七日、東京日比谷松本樓に民間有志者の對支問題懇親會を開き、政府はこの上一步も讓步すべからずと決議す。

五月一日、支那政府我が最終要求案を拒絶し、日支關係危機に當面す。國交斷絶の風評あり。

同月五日、支那政府、駐支日置公使に妥協案を提出す。

同月六日、關東州、南滿洲鐵道附近に戒嚴令及び徵發令施行の件公布す。

○御前會議を開いて支那政府に對する最後通牒を發す。

同月七日、駐支日置公使は支那外交部を訪問、我が修正新要求に對する最後の考慮を促す。

五月九日、外交總長陸徵祥、日置駐支公使を訪問して日本政府の要求全部承認を回答す。

○日支交渉顛末發表さる。

同月十三日、漢口に支那暴民の日本商店襲撃事件起る。

○支那政府は全國の港灣、島嶼不割讓を宣言す
同月十五日、日置駐支公使、漢口事件に就き支那政府に警告を發す。

同月二十五日、日支新條約（山東省に關する條約、南滿洲東部及び內蒙古に關する條約、漢冶萍、福建省に關する公文書、膠州灣還附條約）の調印成る。

同月二十六日、日置駐支公使、支那政府に對し青島還附を聲明す。

六月八日、東京に於て日支新條約の批准終る。

同月九日、日支新條約發表さる。

同月十二日、同志會有志主唱にて東亞研究會を組織し、主として滿蒙問題の實際を研究す。

同月十五日、大連會議所創立す。

八月七日、青島港則を定む。

十月二十八日、日・英・露三國共同にて袁世凱に對し帝政延期に關する勸告を發す。

十一月一日、支那政府は帝政を布くも動亂の虞なしと、日英露共同勸告を拒否す。

同月十一日、支那政府は帝政實施延期を日・英露・佛に通告す。

十二月十五日、日・英・露・佛・伊は再び支那政府に對し、國內の動亂に關し完全なる責任を負ふべき旨通告す。

同月二十九日、支那政府は帝政承認要求のため特使周自齋の日本派遣を決す。

△大正五年（二五七六年）

一月十五日、大隈内閣は臨時閣議に於て支那特使周自齋の來朝拒絶を決定し、日置駐支公使に訓令す。

同月十八日、支那の動亂擴大の形勢あるにより我が第三艦隊を上海に派遣す。

同月二十一日、支那政府、日置公使に對し帝制

延期を通告す。

一月二十四日、帝國政府は再度支那に對し帝制中止の警告を發す。

二月十四日、衆議院は日支銀行、滿洲銀行兩法案を可決す。

同月二十三日、袁世凱、公式に大總統令を以て帝制延期を宣明す。

同月二十七日、對支問題有志大會を築地精養軒に開く。

三月二十一日、大總統袁世凱、皇帝推戴を辭退す。

五月九日、黃興、米國より浦賀に寄港す。

六月六日、袁世凱逝く、年五十六。

同月八日、黎元洪、中華民國大總統の就任式を行ふ。

同月十九日、帝國政府は黎元洪、段祺瑞、及び岑春煊、唐紹儀、馮國璋の南北領袖に對し、非公式に和協を勸告す。

七月三日、黃興、下關より歸國す。

七月四日、林權助を特命全權公使として支那に駐割せしむ。

八月二日、支那特命全權公使章宗祥、參内して國書を奉呈す。

同月十三日、鄭家屯に於て支那兵、日本守備隊を突如襲撃し、松尾彦治中尉以下九名戦死し、七名負傷す。

同月二十一日、鄭家屯の日本軍、支那軍に對し三十支里以外の撤退を要求す。

同月二十二日、鄭家屯の支那兵三十支里外に撤退し、日本軍之を占領す。

九月三日、賴陽坡附近に於て再び日支兩兵衝突事件起る。

十月三十日、馮國璋、中華民國副總統となる。

同月三十一日、黃興、上海に病死す、年四十五

十一月八日、支那革命軍の俊英蔡鏐、福岡大學病院に客死す、年四十四。

△大正六年（二五七七年）

一月十五日、首相寺内正毅、官邸に加藤高明、

原敬、犬養毅の三政黨首並に貴族院各派代表者を招き、對支問題を報告し援助を乞ふ。

一月二十日、支那南方派の首領岑春煊、門司に來朝す。

同月二十七日、鄭家屯事件に關する日支交渉内容發表さる。乃ち第二十八師團長の懲罰、責任士官の處罰、在滿日本軍人及び居留民の待遇、損害賠償、奉天督軍の陳謝、等。

三月十七日、支那共和國特派大使汪大燮、參内謁見して大勳章並に親書を奉呈す。

○岑春煊、別府を發し歸國す。

四月三十日、奉天督軍張作霖、中央政府よりの獨立を宣言す。

六月三日、徐世昌、天津に於て中華軍政府の成立を發表す。

◇同月十五日、米國大統領ウィルソンは支那國內の擾亂を憂慮し、聯合各國に對し支那の國家的統一緊急の聯合國共同宣言書を支那に送らんことを提議す。

六月十七日、日英兩國、ウイルソンの對支共同提議を拒絶す。

七月一日、張勳、兵を率ゐて宮中に入り、宣統帝を擁して復辟の上諭を發し、立憲君主政體を宣明す。

同月二日、大統領黎元洪、北京の日本大使館に避難す。

同月四日、南京に臨時政府樹立さる。馮國璋を大總統代理に推戴し、張勳討伐を決す。

同月五日、段祺瑞を張勳討伐總司令となす。

同月七日、復辟派の康有爲は林駐支公使を訪ひ段祺瑞、張勳間の調停を懇請す、時機既に遲きを以て拒絶す。

同月九日、北京に於て清國王侯會議を開き、復辟取消を決定す。

同月十二日、段祺瑞軍、北京を攻撃して、之を占領す。

八月十四日、支那、獨・澳兩國に宣戰布告す。

同月二十日、對支借款一千萬元を日本にて引受

けることに決す。

八月二十二日、日支爲替銀行合辦契約成る。

九月一日、孫文、廣東政府の大元帥となる。

同月二十九日、遣米特派大使石井菊次郎、紐育における招待會の席上にて演説して曰く「日本は決して支那の領土權、或は主權を犯す意思なきのみならず、万一、支那が外國より侵略を受け其獨立を侵害せられんとするが如き場合には支那の獨立を防護するの覺悟を有す」と、米人之を評して極東モンロー主義となす。

十月三日、日支間に吉長鐵道に關する改訂契約の調印成る。

同月四日、支那交通銀行に二千萬圓の貸付契約成立す。

同月十二日、北京に於て吉長間鐵道資金六百五十萬圓の貸付契約成る。

十一月二日、遣米石井大使及び米國務省長官ラッシング間に、支那に對する機會均等、門戶開放主義の下に日本の地位を承認する日米共同宣

言及び大平洋警備區域協定の調印成る。

十一月七日、支那に關する日米共同宣言發表。

同月九日、支那政府は、支那は日米協定の拘束を受けずとの抗議的通告をなす。

同月二十一日、支那財界の巨頭梁士詒、來朝す

△大正七年 (二五七八年)

三月四日、聯合國より滿洲及び西比利亞出兵を日本に要請し來る。

同月八日、大統領馮國璋、辭職す。

同月十日、帝國政府は駐支代理公使を通じ、國內紛争停止の警告をなす。

同月二十日、駐支公使林權助は馮總統を訪問し東洋平和の維持及び日支提携に關し重大交渉を開始す。

同月二十一日、大統領馮國璋は我が警告を謝し北軍の岳州恢復を期として内亂を平定し、南北の統一を圖る旨を回答す。

四月二十八日、支那政客唐紹儀、原敬、後藤新平、床次竹二郎と個別に會見して意見を交換す

五月一日、日支兩國間に濟南—順德鐵道契約の調印成る。

同月六日、東京在留支那學生、神田支那料理店維新號に集合、日支國交に關する問題に付き不穩の行動あり、二十五名を引致す。

同月十日、警視廳の態度に憤慨し、支那留學生の歸國する者相踵ぐ。

同月十三日、外相後藤新平は支那留學生の誤解一掃のため、日支軍事協定は對敵防衛の範圍を出る條項を含まずと聲明す。

同月十六日、共同出兵に關する日支軍事協定中の陸軍協定、調印終る。

同月十九日、日支軍事協定中の海軍協定、調印成る。

同月三十日、日支軍事協定の交渉顛末發表さる六月九日、汕頭に擾亂の兆あり、居留民保護のため日本陸戰隊上陸す。

同月十日、孫文、門司に來る。

同月十四日、奉天鄭家屯に日本領事館設置す。

六月二十三日、孫文、神戸より歸國す。
七月五日、南方の首領岑春煊、陸榮廷、唐繼堯
伍廷芳、連名を以て軍政府樹立を宣言す。
同月十九日、上海に於て日支巡査の大争鬭事件
起る。
同月二十四日、支那政府は約一千の軍隊を浦鹽
に送る旨を日・米・英・佛國に通知す。
八月十三日、外務省より北滿出兵、日支共同動
作を發表す。
九月四日、徐世昌、大總統に當選す。
同月二十八日、滿蒙四鐵道借款二千萬圓成立す
十月二十九日、小幡西吉を特命全權公使として
支那に駐劄せしむ。
十二月二日、日・英・米・佛・伊・五ヶ國、支
那大總統徐世昌に對し、速かに南北統一を圖ら
んことを勸告す。
二月五日、日支撤兵時期協定成る。
同月七日、講和使節牧野伸顯、巴里に於て極東
問題に關する日本の講和會議に對する立場を宣

明せる陳述書を發表し、對支方針の公明正大と
カロリン、マーシャル二群島の統治權を高唱す
二月二十一日、日支無線電信契約成る。
三月十四日、日支陸海軍協定發表さる。
同月中、對支借款及財政上の援助中止を聲明。
四月九日、日支兩國政府は濟順、高徐兩鐵道借
款豫備契約全文並に右鐵道建設聲明書、膠濟鐵
道に關する取極書滿蒙、四鐵道建設聲明に關す
る外交諸文書を發表す。
同月十四日、日支無線電信契約公布さる。
同月三十日、巴里講和會議に於て日本の要求を
承認し、膠州及び山東に於ける獨逸の全權利を
日本に引渡す事を議決す。
五月四日、巴里に於て日本全權委員牧野伸顯、
山東還附を聲明す。
○北京に於て山東問題に激昂せる排日暴動起り
學生團に襲撃されて駐日公使章宗祥、重傷す。
同月十日、青島に日支衝突事件起る。
同月十七日、外相内田康哉、山東還附を聲明す

五月十九日、蕪湖に排日暴動起る。
同三十日、廣東附近にて排日暴行事件起る。
六月五日、再び日・英・米・佛・伊五ヶ國を以
て、南北妥協勸告書を支那政府に發す。
同月九日、上海に排日暴動起る。
○同月二十八日、ヴェルサイユ講和條約調印、
國際聯盟規約及び國際勞動規約締結す。
七月十九日、長春、寬城子に於て日支兵間に衝
突事件起り、住田米次郎中尉以下十五名戦死、
十七名戦傷す。
同月二十日、寬城子撤兵協定成る。
同月二十一日、小幡駐支公使は寬城子事件に關
し、支那政府に抗議を提出す。
八月二日、外相内田康哉、重ねて山東還附を聲
明す。
九月九日、寬城子事件の日支交渉開始さる。
十一月十六日、福州に排日學生暴動事件起る。
同月二十六日、福州事件に關し、我が陸戰隊福
建に上陸す。

十一月二十九日、寬城子事件に關する日支交渉
解決す。
十二月十七日、小幡駐支公使、支那政府に對し
て、排日運動鎮壓要求に關する強硬なる警告書
を交付す。
△大正九年（二五八〇年）
一月九日、支那政府に對し、排日嚴重取締に關
する第二次警告書を發す。
同月二十四日、山東問題に關する日支交渉を開
始す。
四月十一日、北滿洲海拉爾に於てチエツコ軍、
支那軍と共に突如我軍に發砲し、我兵戦死四名
負傷二十名を出す。
六月十五日、日支間に於ける山東問題交渉經過
を發表す。
同月三十日、我が陸戰隊重慶に上陸す。
同月中、湖南にて邦艦砲撃事件起る。
七月十六日、帝國政府は支那の擾亂に關し、不
干涉主義を聲明す。これより先、直隸軍（吳佩

孚)安徽軍(徐樹錚)間に戦闘開始す。
十月十七日、雲南人二十名、自治制視察のため
來朝す。

同月三十日、支那政府は南北統一を宣言す。
十一月十一日、福州事件に關する日支交渉解決
す。

十二月一日、支那特命全權公使胡惟德、參内し
て信任狀を奉呈す。

同月二十三日、日支間の尼港支那砲艦砲擊事件
解決す。

△大正十年 (二五八一年)

一月二十九日、日支軍事協定廢棄公表さる。

同月中、日支飢饉救濟借款の調印成る。

四月一日、對支借款團規約發表さる。

五月五日、廣東に於て孫文、大總統の就任式を
行ふ。

六月中、支那に日英同盟反對運動起る。

八月二日、特使朱啓鈴、外相内田康哉を経て、
大總統徐世昌の親書を奉呈す。

領事館分館を焼く。

六月二十九日、支那政府に對し間島事件に關す
る警告を發す。

八月十四日、外務省は對支不干涉方針を聲明す
十二月一日、山東還附に關する日支協約の調印
成る。

十二月二日、青島守備軍の撤退を開始す。

同月五日、山東鐵道細目協定成る。

同月八日、日支郵便條約成る。

同月十五日、青島守備軍司令部を廢止す。

同月十七日、青島守備軍の撤退完了す。

同月十八日、外相内田康哉、青島還附完了を聲
明す。

同二十九日、緊急樞密院會議を開き、日支郵便
條約に關する加藤友三郎内閣の對支軟弱外交彈
効の上奏案を可決す。

同月三十日、政府は樞密院の上奏案に對し、反
對上奏案を作成す。

九月七日、小幡駐支公使、外交總長顏慶惠に山
東還附條件を手交す。

同月十五日、外務省山東還附條件を發表す。

十二月十日、華盛頓會議にて日・米・英・佛四
國協約成立し、日英同盟遂に廢棄さる。

△大正十一年 (二五八二年)

二月四日、日支兩國全權、山東條約に調印す。

四月一日、山東駐屯軍の撤退開始す。

四月四日、日支山東撤兵協定を公表す。

四月二十九日、直隸・奉天・兩軍開戰す。

五月六日、奉天軍大敗す。

同月八日、山東撤兵完了を發表す。

同月十四日、張作霖、東三省獨立を宣言す。

同月三十日、漢口駐屯軍の撤退を聲明す。

同月三十一日、徐世昌、大總統を辭職す。

六月二日、山東懸案解決に關する條約を公表す

同月九日、奉直休戰條約成る。

同月十一日、黎元洪、大總統となる。

同月二十八日、間道頭道溝に馬賊襲來し、日本

△大正十二年 (二五八三年)

一月一日、日支郵便條約を公布す。

○山東鐵道還附式を青島に舉行す。

同月十三日、山東懸案解決條約を公布す。

三月十日、駐日支那代理公使廖恩壽、外相内田
康哉に日支二十一箇條條約廢棄を通告す。

同月十四日、帝國政府は二十一箇條條約廢棄に
關する支那政府の要求を辯駁拒絶す。

同月三十日、日本の支那における特殊利權を容
認せる石井・ランシング協約廢棄さる。

四月十四日、石井・ランシング協約廢棄に關す
る公文書を交換す。

同月十六日、石井・ランシング協約の廢棄を公
表す。

五月三十一日、芳澤謙吉を特命全權公使として
支那に駐劄せしむ。

六月一日、長沙に於て軍艦伏見の陸戰隊と排日
暴徒の間に衝突事件起る。

同月五日、長沙の日支衝突事件惡化し、邦人全

部引揚に決す。

六月十五日、大總統黎元洪、退位して北京を脱出し天津に到る。

八月中、支那政府は對日防穀令を發す。

九月七日、前清國宣統帝、現金、貴重品十數萬元を關東大震災救助のため寄附せらる。

十月五日、曹錕、大總統に當選す。

同月十日、中華民國憲法發布。

十二月七日、支那政府使節王正廷、來朝す。

△大正十三年 (二五八四年)

一月十四日、駐日特命全權公使汪榮寶、參内して信任狀を奉呈す。

九月八日、張作霖、直隸軍に宣戰を布告す。

同月十三日、孫文、廣東自治を宣言す。

同月二十二日、外務大臣幣原喜重郎、對支内政不干渉を聲明して滿蒙の利權擁護に努む。

十月十六日、奉天軍、山海關を陥落せしめ、直隸軍總退却す。

同月二十三日、馮玉祥、北京にクーデター斷行

大總統曹錕、北京を脱出す。

同月三十一日、曹錕退位す。

十一月三日、吳佩孚大敗して天津より逃走す。

同月十日、張作霖、馮玉璋、北京に入城す。

同月十五日、段祺瑞、臨時執政に就任す。

同月二十九日、宣統帝、北京の幽居を脱出して

日本公使館に避難す。

十二月三十日、青島・佐世保間日支海底電信協定調印成る。

△大正十四年 (二五八五年)

一月十二日、南京に暴動起り、我が陸戰隊上陸す。

二月十日、上海内外棉花會社に大罷業起る。

同月十四日、上海内外棉花會社の罷業、各紡績會社に波及す。

同月二十七日、上海紡績罷業事件解決す。

三月十二日、孫文死す、年六十一。

四月十九日、青島邦人經營紡績會社に罷業起る

同月二十四日、青島の邦人紡績罷業人員一萬に

達す。

五月九日、青島紡績罷業解決す。

六月一日、上海に於て帝國主義反對の全市ゼネラル・ストライキ勃發、各國陸戰隊上陸す。

同月二日、支那銀行總罷業敢行、我が陸戰隊上陸す。

同月三日、軍艦龍田を上海に派遣す。

同月六日、支那の排外運動擴大し、上海に戒嚴令施行さる。

同月十日、漢口に排外暴動起る。

同月十三日、排日暴徒、九江の日本領事館を襲撃、破壊す。

同月二十四日、國民政府は上海事件解決の基礎條件として、不平等條約修正を要求す。

同月二十六日、帝國政府は不平等條約の修正要求を拒絶す。

○上海の總罷業終結、一齊開市す。

同月三十日、上海の排外事件に關し、北京各國公使團は支那政府と交渉を開始す。

七月二日、中華民國廣東ソヴェト政府樹立。

同月十九日、南滿洲瓦斯株式會社創立。

八月六日、支那に關する九ヶ國條約及び支那關稅に關する條約公布さる。

同月十二日、上海日本人紡績罷業事件解決す。

同月三十日、日置益、芳澤謙吉を支那關稅特別會議の帝國代表となす。

十月二日、上海事件解決す。

同月十八日、南京附近にて奉天・浙江兩軍開戦す。

同月二十一日、討賊聯合軍總司令吳佩孚、奉天軍に宣戰布告す。

同月二十六日、北京にて關稅特別會議開催さる帝國代表日置益、芳澤謙吉は自主的態度を堅持す。

十一月一日、北京に於て張作霖、馮玉祥、岳維

峻等の第一回和平會議開催さる。

同月十三日、馮玉祥、張作霖間に妥協成立す。
同月十五日、奉天、國民兩軍の和平條約調印成

る。
十一月二十日、日支青島鹽輸出協定の調印成る
同月二十二日、瀋洲に於て奉天軍の宿將郭松齡
獨立を宣言して奉天に向ひ進撃を開始す。
同月二十七日、郭松齡軍、山海關に入る。
同月二十八日、國民軍の馮玉祥、北京に於てク
1 デター斷行、執政段祺瑞を監禁す。
十二月五日、郭松齡軍、連山に於て奉天軍を撃
破し、奉天城内動搖す。
同月八日、帝國政府は張・郭兩軍に對し、我が
權益尊重の警告を發す。
同月十一日、郭松齡の特使蔡多祥、來朝す。
同月十四日、郭松齡の特使蔡多祥、陸軍省及び
外務省を歴訪して諒解を求む。
同月十五日、滿洲に警備兵を増派す。關東軍司
令官白川義則、張・郭兩軍に對南滿鐵道沿線の
戰鬪行為禁止の警告を發す。
同月二十一日、郭松齡軍、新民屯を占領す。
同月二十三日、遼河の大決戦にて、奉天軍、郭

松齡軍を撃滅す。

十二月二十四日、郭松齡、新民屯にて銃殺さる。

△大正十五年（一九二六年）

（十二月廿五日、昭和元年と改元）

一月八日、執政段祺瑞、下野の通電を發す。
同月十一日、張作霖、東三省の獨立を宣言す。
三月十二日、大沽に於て、國民軍、我が驅逐艦
藤を砲撃するの事件起る。
同月十六日、帝國政府は大沽事件に關する最後
通牒を支那政府に發し、大沽砲臺の武装を解除
せしむ。
四月十五日、奉天軍、國民軍を撃破して通州を
陥る。
同月十七日、奉天軍、北京に入城す。
同月二十日、執政段祺瑞、辭職して北京より天
津に去る。
七月三日、北京における關稅特別會議中途打切
となる。
同月七日、蔣介石、國民革命軍總司令となる。

八月十六日、支那治安法權會議終る。
九月六日、北伐軍、漢陽占領、吳佩孚逃亡す。
十二月一日、張作霖、安國軍總司令に就任す。
同月二十五日、昭和元年と改元。
△昭和二年（二五八七年）
一月二十一日、日支通商條約改訂交渉第一回會
議開かる。日本側代表駐支公使芳澤謙吉、支那
側代表外交總長顧維鈞。
◇同月二十二日、各地の排英暴動に對し英國は
對支出兵を決す。
三月三日、在留民保護のため軍艦五十餘、川内
二隻を上海に派遣す。
三月二十一日、支那國民革命軍、上海を占領し
て山東軍の武装解除を行ふ。各國陸戰隊上陸す
同月二十五日、南京日本領事館襲撃さる。
四月三日、漢口の排日運動悪化し、日本陸戰隊
と衝突す。
同月十一日、日・英・米・佛・伊五國政府、南
京事件に關して共同抗議を提出し、損害賠償、

暴行兵處罰、謝罪、將來の保障等を要求す。
四月十二日、蔣介石、上海に於て共產黨に大彈
壓を加へ、市街戦始まる。
五月二十三日、國民革命軍、直隸・山東聯合軍
を撃破し、揚州を占領す。
同月二十八日、帝國政府は山東出兵斷行を決意
し、在滿軍に出動命令下る。
同月二十九日、張學良軍、鄭州を放棄して總退
却を行ふ。
六月一日、北支派遣軍、青島に上陸す。
同月四日、閻錫山、國民革命北路軍總司令に就
任し、南軍と呼應す。
同月十八日、北京懷仁堂に於て張作霖、中華民
國陸海軍大元帥に就任の式を舉行す。
同月二十七日、對支策の確立を目的とする東方
會議、外相官邸に開かる。
七月三日、支那各地の排日貨運動激化す。
同月六日、首相田中義一、濟南出兵を上奏して
青島派遣軍を出動せしむ。

○東方會議終了す。

七月十二日、第二次派遣軍、青島上陸。

同月十五日、蔣介石、張作霖に對し停戦の提議を行ふ。

八月十三日、蔣介石、黨争中止と共產派驅除を切言せる通電を發して下野を聲明す。

同月十五日、第二次東方會議を旅順關東長官邸に開く。

同月二十八日、孫傳芳軍、南京を占領す。

同月三十日、山東派遣軍撤退す。

九月五日、南京・武漢兩政府の領袖唐生智、李宗仁、白崇禧等、國民革命の完成を宣言す。

同月八日、山東派遣軍の撤退完了。

同月十六日、南京・廣東・武漢三政府合同の宣言發せられ、國民黨の大合同團結成る。

同月二十一日、新國民政府、北伐繼續、不平等條約廢棄、革命貫徹を宣言す。

同月二十九日、蔣介石、長崎に來朝す。

同月三十日、奉天軍、山西討伐を決す。

五月三日、濟南に於て日本軍と南軍衝突す。我が戦死者十二、重傷者二十九、在留邦人四十五名虐殺さる。

同月七日、濟南派遣軍司令福田彦助、十二時間の期限附にて責任南軍幹部の處斷、軍隊全部の武装解除、排日宣傳の禁止、濟南及び膠濟鐵道沿線二十支里内に於ける軍隊駐在禁止を南軍總司令蔣介石に要求す。

同月八日、第三次山東出兵を斷行す。

○濟南派遣軍、軍事行動を起して唐家莊附近に於て南軍と激戦を行ふ。我が戦死十一名。

同月九日名古屋第三師團に動員令下る。

同月十一日、我軍、濟南城を占領す。

○日本軍の行動に關し、國民政府は國際聯盟に提訴す。

同月十二日、南軍總司令蔣介石、我軍の要求を承認す。

同月十三日、陸軍省、山東派遣軍の行動に關し中外に聲明す。

十月二日、大元帥張作霖、山西の閻錫山討伐令を發す。

同月三日、山西軍、張家口を占領す。

同月四日、南京政府、北京政府討伐令を發す。

同月七日、山西軍、京漢・京綏兩方面の總攻撃を開始す。

同月十五日、奉天軍、張家口を奪回す。

同月二十二日、武漢政府、再び獨立を宣言す。

同月二十三日、蔣介石、入京す。

十一月八日、蔣介石、神戸より歸國す。

同月二十四日、南京政府は、國民政府以外と締結せる條約の無効を宣言す。

十二月二十日、南京政府、輝南の日本人に退去を命ず。

△昭和三年（二五八八年）

四月十九日、再び山東出兵に決し、熊本第六師團に動員令下る。

同月二十六日、山東派遣軍、濟南に上陸す。

五月一日、南軍濟南に入城し、張作霖軍逃走す

五月十七日、帝國政府は、動亂が若し滿蒙に波及する場合には特殊地位擁護の必要上、南北軍何れを問はず敗走並に追撃兵の同地方侵入を防止する旨、張作霖、蔣介石、馮玉祥に通告す。

同月十八日、駐支公使芳澤謙吉、大元帥張作霖に對し關外引揚げを勸告す。

六月三日、大元帥張作霖、北京を撤退す。

同月四日、大元帥張作霖の乗車せる特別列車が奉天驛を去る一刹、滿鐵線陸柳下の京奉線を進行中、爆彈破裂して重傷す。

同月七日、山西軍、北京に入城す。

同月九日、國民革命軍總司令蔣介石、北伐完成を理由として辭職す。

同月十日、奉天日本居留民會に何者とも知れず爆彈を投ず。

同月十六日、東京の支那公使館、初めて青天白日旗を掲揚す。

同月二十一日、張作霖の死去發表さる、年五十五。

六月二十八日、北京を北平と改稱す。
七月一日、張學良、南軍に對し停戰通電を發す。
同月二日、張學良、和平解決のため使節を國民政府に派遣す。
同月六日、新支那の國都は南京と決す。
同月七日、南京政府、公式に治外法權の撤廢と不平等條約廢棄を宣言す。
同月十日、第三師團に歸還命令下る。
同月十三日、東三省臨時憲法を公布す。
同月十八日、國民政府と奉天側との妥協成る。
同月十九日、帝國政府は濟南事件の正式交渉を通告す。
同月二十日、帝國政府は張學良に對し、南方との妥協中止を警告す。
同月二十日、國民政府は滿期となりたる現日支通商航海條約に代るべき新條約締結の交渉を通告し來る。
○我が山東警備軍、顧震軍と衝突す。
同月二十一日、田中總理大臣、國民政府の條約

廢棄問題及び東三省の南京政府との妥協問題に關し、帝國政府の斷乎たる態度を表明す。
七月二十二日、張學良は日本政府の勸告を容れ南方政府との妥協中止を回答し來る。
同月二十五日、米國政府は列國に率先して對支條約改訂交渉を聲明す。
同月二十八日、帝國政府は國民政府の條約廢棄提議を拒絶す。
八月八日、張學良より南北妥協の通告來る。
同月十六日、山東派遣の第六師團に歸還命令下る。
九月七日、南北妥協遂に成立す。
十月八日、蔣介石、國民政府首席に就任、張學良も政府委員となる。
同月二十四日、濟南事件を除く日支交渉成立す
同月二十五日、濟南事件に關する日支交渉解決す。
十一月十七日、遞相久原房之助、新黨俱樂部床次竹二郎と會見對支外交に關する提携成る。

十二月二日、首相田中義一、床次竹二郎と會見して對支問題の諒解成る。
同月七日、床次竹二郎、支那視察に赴く。
同月十一日、床次竹二郎、南京にて蔣介石と會見す。
同月二十五日、床次竹二郎、歸朝す。
同月二十八日、田中首相、床次竹二郎と會見して對支問題に關する重要會談を行ふ。
同月二十九日、張學良、日本との條約を無視して東三省に青天白日旗を一齊掲揚す。
△昭和四年 (二五八九年)
一月五日、床次竹二郎、首相田中義一と第三次の會見を行ひ、對支外交の打開策に關し、考慮を促す。
同月十三日、漢口の排日運動悪化す。
同月十九日、日支關稅條約成立す。
○床次竹二郎の新黨俱樂部、南京政府を承認して山東より撤兵せよとの聲明を發表す。
同月二十二日、首相田中義一、濱口雄幸、床次

竹二郎の兩黨首と會見し、議會に於ける滿洲某重大事件の取扱ひ方に關し諒解を求む。
一月三十一日、衆議院は滿洲某重大事件真相發表決議案を否決す。
二月二日、駐支公使芳澤謙吉、上海に於て王正廷と第一回日支交渉を開始す。
同月三日、首相田中義一、床次竹二郎と會見して日支交渉經過を説明し、諒解を求む。
同月四日、駐支公使芳澤謙吉、王正廷と第二回會議を開き、最大難關たる濟南問題に關する交渉進捗す。
二月八日、芳澤・王第三回會議を開きたるも、日本側よりの新要求のため、濟南問題に關する日支交渉再び決裂状態に陥る。
三月二十四日、芳澤、王會談によつて濟南事件遂に解決し、假調印終る。
同月二十八日、日支濟南事件協定の正式調印成る。
同月三十日、濟南派遣軍に撤退を命ず。

四月十六日、日支兩國間に於ける南京・漢口兩事件解決し假調印成る。
同月十七日、山東派遣軍の撤退を延期す。
同月二十二日、日支濟南引繼協定成立す。
同月二十八日、日支條約問題解決し、公文交換成る。
五月一日、外務省より日支通商條約に關する交換覺書を發表す。
同月二日、南京・漢口兩事件解決文書の調印成る。
同月五日、日本警備隊、濟南城を支那官憲に引渡す。
同月六日、南京・漢口兩事件解決協定の公文發表さる。
同月二十日、第三師團の山東撤兵完了す。
○我が特使犬養毅、頭山滿、東京を發し支那に赴く。
六月一日、南京に於ける孫文慰靈祭に犬養毅、頭山滿、參列す。

六月三日、帝國政府、國民政府を承認す。
同月十一日、貴族院の一條實孝、江木翼、井上清純、大井成元、滿洲某重大事件に關し首相田中義一と重要會見を行ふ。
同月十四日、南滿洲鐵道株式會社々長を總裁と改稱す。
同月二十七日、東京會館にて東亞調査會の發會式を行ふ。
同月二十八日、陸相白川義則、滿洲某重大事件の責任者を參内奏上す。
○政府は滿洲某重大事件の發表に關し、宮中と軍部の板挟みとなり、窮地に陥る。
六月二十九日、田中内閣總辭職を決意す。
七月一日、滿洲某重大事件の責任者處罰さる。
乃ち關東軍司令官林岡長太郎を豫備役に、高級參謀河本大作大佐を停職に、參謀長齋藤恒中將滿洲獨立守備隊司令官水町竹三少將を譴責に附す。
同月二日、田中首相、參内して内閣總辭表を奉

呈す。
七月二十五日、日・英・米・佛・伊・獨は露支兩國に對し、東支鐵道の共同管理を要求す。
同月二十七日、支那政府は露支共同管理案を承認す。
十二月二十二日、東支鐵道問題解決に關する露支新議定書の調印成る。
同月二十八日、國民政府、治外法權撤廢を宣言す。
△昭和五年（二五九〇年）
三月十二日、日支關稅協定の假調印成る。
◇四月十九日、英國、威海衛を支那に還附す。
五月六日、日支關稅協定の正式調印成る。
同月十二日、國民政府、日支關稅協定に違法ありとして批准を拒絶し、取消を決議す。
同月十四日、國民政府、遂に日支關稅協定を批准す。
六月二十一日、國民政府、張學良を陸海軍副司令に任す。

七月二十八日、長沙にソヴェト政府樹立さる
同月二十九日、長沙の日本領事館、共產匪に擄拂はる。
八月五日、何建軍、長沙を奪回す。
九月九日、北平に於て閻錫山、北方政府首席に就任す。
同月十八日、閻錫山、下野を聲明し、北方政府樹立失敗す。
同月二十三日、奉天軍、北京に入城す。
十月九日、張學良、中華民國陸海軍副司令に就任す。
十月三十一日、帝國政府は支那の稱呼を中華民國と改むる事を決定す。
十二月三十一日、青島・佐世保間日支電信協定假調印成る。
△昭和六年（二五九一年）
二月三日、鄭州日本領事館を開設す。
六月二十七日、蒙古地方旅行中の參謀本部特派歩兵大尉中村震太郎等、支那兵に殺害さる。

七月二日、滿洲萬寶山にて支那暴民と朝鮮農民との間に大衝突事件勃發す。
同日三日、萬寶山事件に關し支那官憲、朝鮮農民五十名を捕縛して吉林に護送す。我國の輿論轟々たり。
同日四日、京城に於て萬寶山事件に激昂せる朝鮮人と支那人との衝突各所に起る。
同日五日、平壤に於て萬寶山事件に激昂せる朝鮮人、大舉して支那街を襲撃し、死者八十二名、負傷者三百餘名に上り、全市混亂す。
同日六日、平壤に於ける朝鮮の對支那人報復騒動漸く鎮靜す。
同日七日、新義州・安東に鮮支人衝突事件起る
○國民政府は朝鮮人の支那人虐殺事件に正式抗議を提出し、損害賠償を要求す。
同日十二日、上海市各團體、朝鮮事件の報復として對日經濟斷行を決議す。
同日十五日、帝國政府は國民政府の抗議に對して回答す。

七月十八日、支那各地に排日貨運動起る。
同日三十日、來朝中の廣東政府外交部長陳友仁秘かに外相幣原喜重郎と會見し、日支提携を求む。
八月六日、重光葵を特命全權公使として中華民國に駐劄せしむ。
同日十七日、支那官兵の中村震太郎大尉虐殺事件發表され、重大問題化する。
同日十八日、青島に於て支那人二千餘名、大日本國粹會を襲撃す、負傷者五十餘名。
同日二十日、天皇、皇后、武漢の水害に對し、在留邦人に一萬圓、民國罹災民に内帑金十萬圓を賜ふ。
九月三日、國民政府外交部長王正廷、中村大尉虐殺事件は事實無根なりと聲明す。
九月四日、支那側は中村大尉事件の回答を遷延し、再調査を主張す。
同日五日、國民政府外交部長王正廷、再度中村大尉殺害事件は事實無根にして不良日本人の宣

傳なりと聲明す。
九月七日、南京政府首席蔣介石、日本は廣東政府に武器を供給して内亂を助長せしむるものなり、と演説す。
同日十日、帝國政府は中村大尉事件に就き奉天側に正式通牒を手交し、奉天當局の正式陳謝、責任者の處罰、生命財産の損害賠償將來の保障を要求す。
同日十四日、奉天軍參謀長榮臻、中村大尉虐殺事件の事實なるを聲明す。
同日十五日、支那側より萬寶山の鮮人全部の撤退を要求す。
同日十八日、滿鐵線柳條溝爆破され、滿洲事變勃發す。
同日十九日、我軍は奉天城・北大營・東大營・寬城子・南嶺等を占據し、倉本茂大尉以下六十三名戦死す。
○陸軍省、滿洲事件は支那兵の不法行爲に對する正當防衛なる旨發表す。

○朝鮮第二十師團、滿洲に出動す。
○南京政府は正式に停戰並に占據地域撤退を帝國政府に要求す。
九月二十日、我軍、撫順城・昌圖を占據す。
同日二十一日、帝國政府は日支兩軍衝突事件を以て事變と見做すに決定す。
○我軍、吉林を占據す。
同日二十二日、關東軍司令部、滿洲事變發生の原因・經過を發表す。
○ジュネーヴの國際聯盟緊急理事會は、滿洲事變に關し「事件の擴大防止のため、兩國の撤兵を望む」日支紛争勸告決議案を決定し、兩國へ通告す。
同日二十三日、南京政府、我が水害救濟慰問品の受取を拒絶す。
同日二十四日、帝國政府は滿洲事變に關し、既得權益の擁護以外領土的野心なき旨を中外に聲明す。
同日二十五日、我軍、洮南を占領す。

○米國政府は滿洲事變に關し、撤兵を勸告せる對日通牒を發す。

○香港の排日暴動惡化する。

九月二十六日、國民政府は我が排日取締要求を拒絶す。

○遼寧省獨立運動起る。

同月二十八日、遼寧省獨立を宣言す。

同月二十九日、帝國政府は滿洲獨立運動に對する不干渉を決定す。

○黑龍江省、コロンバイル、獨立を宣言す。

十月三日、滿洲に宣統帝擁立運動起る。

同月四日、關東軍司令官本庄繁、惡逆舊軍權を斥け、新樂土の建設を望む旨聲明す。

同月五日、中華民國特命全權公使蔣作賓、參内して信任狀を奉呈す。

○國民政府は帝國政府に對し、滿洲地方撤兵要求の通牒を發す。

同月七日、南京政府と廣東政府の和平條件妥協成る。

○十月二十二日、國際聯盟理事會議長ブリアン期限附撤兵後の直接交渉決議案を提出す。

同月二十三日、國際聯盟理事會開かる。日本代表芳澤謙吉、撤兵時期明示の不可能を演説す。

同月二十四日、國際聯盟理事會、十三對一にて期限附撤兵勸告案を可決す。

同月二十六日、帝國政府は、日支直接交渉の基本原則たる撤兵前提條件に關する聲明書を發表す。

十一月三日、我軍、北滿に出動す。

同月四日、駐日支那公使蔣作賓、帝國政府に對して十一月十六日迄の撤兵を要求し、その引續交渉開始を提議す。

○我軍、嫩江方面にて馬占山と激戦を展開す。

同月六日、馬占山軍、昂々溪へ總退却す。我軍の死傷百八十名。

○遼寧省、獨立を宣言す。

同月七日、聯盟理事會議長ブリアン、日支兩國に對し交戦防止に就き各軍司令官に訓令を要求

十月八日、我が空軍、錦州兵營を爆撃す。

○陸相南次郎、參謀總長金谷範三、教育總監武藤信義、陸相官邸に會議して諸懸案を一舉解決すべく對滿方針を決定す。

同月九日、帝國政府は國民政府に對し、滿洲の治安恢復を見るまで撤兵せざる旨、回答を發す

○國際聯盟理事會議長レルー、日支兩國政府に改めて事態惡化防止に就き注意喚起の通告を發す。

同月十三日、首相若槻禮次郎は滿洲事變に關し米國及び國際聯盟等第三者の干渉を斷然拒絶する旨、閣議に於て言明す。

○同月十五日、國際聯盟理事會に於ける米國オプザーヴァー問題に就いての日本の反對は、十三對一にて否決さる。

同月十八日、陸軍大將白川義則を滿洲に派遣す

○國際聯盟日本代表芳澤謙吉、我軍の撤兵不可能なる旨發表す。

○上海の排日運動暴動化し我が陸戦隊上陸す。

する旨の重大通牒をなす。

十一月八日、帝國政府は國際聯盟理事會に對し支那側より戰鬪行爲に出でざる限り事態擴大の恐れなき旨回答す。

同月九日、帝國政府は國際聯盟事務總長ドラモンドに對し、事件の真相を正確に把握することなく直に最高機關を通じて日本に干渉的態度に出で、支那側の宣傳機關と化したるは斷じて許容すべからざる非行なりと抗議す。

○我軍、昂々溪附近の激戦開始。

○天津に反張學良派の暴動起る。

同月十一日、天津の支那軍、日本租界を砲撃す。我軍、應撃之を退く。

○宣統廢帝、天津を脱出す。

同月十二日、帝國政府は支那政府に對し、天津事變に關する正式抗議を提出す。

同月十四日、宣統廢帝、奉天に入る。

同月十五日、天津事變に關する日支協定の調印成る。

十一月十六日、外相幣原喜重郎、駐日公使蔣作賓に對し、撤兵、引繼交渉提議を反駁せる回答を手交す。

同月十八日、我軍、昂々溪に於て馬占山軍の總攻撃を開始し、チ、ハルに入城す。

同月二十一日、國際聯盟理事會開會、日本代表芳澤謙吉、各國調査委員の派遣案を提議す。

同月二十四日、錦州方面の形勢逼迫、我が陸戰隊、秦皇島に上陸す。

同月二十五日、我軍、新民縣に入城す。

同月二十六日、天津の支那兵、再び日本兵營を砲撃す。我軍、應戰す。

同月二十七日、關東軍司令官本庄繁、北寧線前進部隊に引揚命令を發し、錦州攻撃を中止す。

○我軍、打虎山を占據す。

○天津の日本軍、支那側に最後的要求を出す。

同月二十九日、天津の支那軍、日本陣地に猛撃を開始し、事態重大化する。

同月三十日、天津の支那軍撤退す。

◇十二月二十三日、英佛兩國、錦州における日支の形勢に關し注意喚起を通達し來る。

○我軍、田庄台・牛莊を占領す。

◇同月二十四日、米國は更に帝國政府に對し、錦州の事態に關し重大なる形勢に陥らざるやう注意喚起の覺書を寄す。

○關東軍諸部隊、遼西へ出動を開始す。

同月二十七日、帝國政府は米・英・佛三國に對し、錦州問題に關しては日本の眞意に信賴し傍觀的態度を希望するの回答を發す。

同月二十八日、我軍、大窪線占據す。

同月二十九日、我軍、盤山占據す。

同月三十日、我軍、溝帮子・打虎山占據す。

○張學良、錦州の東北軍に即時關内撤去を命令す。

△昭和七年（二五九二年）

一月二日、嘉村旅團の主力山縣部隊錦州に入る

同月四日、我軍、連山占據す。

○錦州を奉天省管下の自治體となす事に決定す

○日・支兩代表、日本軍の漸次撤退、並に支那調査委員任命に關する聯盟理事會決議案受諾可能を宣言す。

十二月一日、陸軍省、他國の日本軍に對する干渉絶對拒否を聲明す。

○南京・廣東兩政府の妥協成立す。

同月七日、海倫の馬占山、日本軍使板垣大佐、駒井徳三と會見して滿洲國に歸順す。

◇同月九日、日支紛争問題處理の聯盟理事會、巴里に開會す。

◇同月十日、國際聯盟理事會、日本の主張を認めて閉會す。

同月十五日、國民政府首席蔣介石、下野を聲明す。

○張學良、陸海空軍總司令を辭す。

同月十五日、滿洲派兵に決す。

同月十九日、滿鐵沿線の兵匪討伐を開始す。

同月二十二日、兵匪を撃退して通江門及び法庫門を占據す。

一月五日、我軍、綏中及び葫蘆島を占據す。

同月六日、黑龍省主席張景惠、チチハルに入城して獨立を聲明す。

同月七日、黑龍江省新政府成る。

◇米國、新滿蒙國家の創造に就き、不戰條約を引用して果然強硬通牒を我國に送り、同時に九ヶ國條約により共同干渉を企つ。

◇同月九日、英國政府、米國と共同して對日通牒を爲すの要なしと聲明す。

○錦州東方杜家屯にて輕重兵部隊松尾秀治中尉以下二十七名全滅す。

同月十二日、青島の居留民は青島民、國日報の不敬事件に關し居留民大會を開き、遂に民國日報社及び青島市黨部を襲ひて之を燒く。我が陸戰隊出動して鎮撫す。

同月十三日、我軍、通遼を占據す。

○前陸相南次郎、首相犬養毅を訪問して滿洲増兵斷行を進言す。

同月十五日、我軍、錦西附近の匪賊大討伐を開

始す。

一月十六日、米國の對日通牒に對して外相芳澤謙吉は、我が滿洲政策の斷じて不戦・九ヶ國兩條約に抵觸せざる旨回答す。

同月十八日、滿洲事變に關する國民の恤兵金二百十八萬圓に達す。

同月二十日、上海日本人クラブに居留民大會を開き、強硬決議をなす。市中に日支人衝突事件起る。

同月二十一日、特務艦能登呂・巡洋艦大井・第十五驅逐隊に上海出動命令下る。

同月二十二日、外務及び陸軍首腦部の對滿政策審議會を開き、滿蒙建設大綱を協議す。

○上海市長吳鐵城、公文を以て民國日報不敬事件を謝す。

同月二十三日、第二回居留民大會を上海に開く

○南京國民政府の首腦會議に於て、外交部長陳友仁は對日國交斷絶、宣戰布告を提案す。

同月二十五日、日支紛争に關する國際聯盟理事

益擁護の外政治的野心なき旨、聲明す。

○我が陸戰隊、上海各要地を占據し完全に支那兵を掃蕩す。次いで日支停戰協定成る。

◇一月三十日、英米兩國提携して、日本軍の軍事行動は全上海を危険にせり、との重大抗議をなす。

◇國際聯盟理事會、上海事件調査のための國際委員會設置を可決す。

○國民政府、國都を南京より洛陽に遷す旨、宣言す。

○上海の支那軍、停戰協定を破りて租界を砲撃す。我軍、直に之に應戰す。

同月三十一日、外相芳澤謙吉、英國のリンドル大使、米のフォーブス大使、佛のマルテル大使の來訪を求め、日本政府の方針並に立場を詳細に説明し、諒解を求む。

○日支停戰協定、不調に終る。

○國民政府は對日宣戰布告を決し、蒋介石再び陸海軍總司令となる。

會開かれ、支那代表顏惠慶、日本代表佐藤尙武と論戰す。

一月二十六日、第一水雷戰隊を上海に急派す。

同月二十七日、海軍當局は支那側の不法無誠意に對し斷然自衛行動に出るの決意ある重大聲明をなし、且つ期限附最後通牒を交附す。

○上海市府、抗日會に解散命令を下す。

○上海各國軍隊指揮官會議を開き、租界警備協定成る。

同月二十八日、上海市長吳鐵城、日本領事館に來りて我が要求全部を承認す。然れども我は不足なるを以て遂に行動を開始し、上海開北方面の保障占領を斷行すべく、支那軍との間に戦端を開く。

◇米國大使フォーブス、外相芳澤謙吉を訪問して上海事件に關し注意喚起の通告を爲す。

○南京領事館全員、日本軍艦に引揚ぐ。

○ハルビン日本領事館、便衣隊に襲はる。

同月二十九日、帝國政府は上海事件に關し、權

二月一日、閣議に於て上海増兵を決す。

◇英米兩大使は外相芳澤謙吉を訪問して強硬なる共同抗議を提出す。外相は即座に其の誤解を反駁し、真相を説明す。

◇英國政府、上海の日支兩軍間に中立地帯設置案を提議す。我が政府は絶對不同意を回答す。

○國民政府外交當局、對日宣戰を正式に否認す

◇米國、上海に出兵す。

◇同月二日、英・米・佛共同して我に對し、不増兵、中立地帯設置、停戰等の和平調停案を提示す。

◇國際聯盟理事會を開き、上海事件に就き協議す。

○上海總攻撃を開始す。

○南京獅子山砲臺より我軍艦を砲撃す。因つて之に應戰して沈黙せしむ。

同月三日、我が空軍、吳淞・高柳沙兩砲臺を爆撃す。

◇國際聯盟派遣支那調査委員の一行、巴里を出

發す。

二月四日、帝國政府は英米佛三國の共同調停案に對し、軍事行動の自由保留、中立地帯設置には異議なき旨、正式回答す。

○我軍、第二次上海總攻撃を行ひ、閘北の敵を掃蕩す。

○國民政府は河南省開封に臨時政府を遷す。

○我軍、第三次上海總攻撃を行ふ。

○多門師團の先鋒、續々ハルビンに入城し各官廳要所を占據す。

同月六日、上海に陸軍を派遣す。

○多門第二師團長、ハルビン入市式を行ふ。

同月七日、帝國政府は權益擁護及び國際義務遂行の目的を以て上海出兵を聲明す。

○我が空軍、上海大爆撃を行ふ。敵兵第三線に退く。

○陸軍先遣部隊、上海に到着す。

同月八日、帝國政府、上海和平地帯設置案を列國に提議す。

成る。

二月十七日、滿蒙新國家建設會議を再開し、國體は立憲共和制、政體は聯邦自治、元首は執政と稱することとし、次で東北行政委員會を創設し、張景惠を委員長に、臧式毅、熙洽、馬占山、湯玉麟、齊王、凌陞を委員となす。

同月十八日、帝國政府は上海の支那軍撤退に關し最後通牒を發す。

○第一次滿蒙新國家建設會議を開會し、東北行政委員會獨立宣言書を發表す。

同月十九日、滿蒙新國家の元首に前清國宣統帝を推戴する事に確定す。

○上海十九路軍長蔣廷樞、我が最後通牒に對し撤退を拒絶す。

同月二十日、我軍、上海の支那軍に對し總攻撃を開始す。

同月二十一日、我軍、江灣鎮を占據す。

同月二十二日、我軍、廟行鎮を占據。爆彈三勇士(工兵一等兵江下武次、北川丞、作江衛之助)

○我軍、吳淞右岸を占據す。

二月九日、我が砲撃により吳淞火藥庫大爆發す。同月十日、在上海帝國艦隊司令部、支那軍撤退せざれば實力行使の已むなき旨、聲明す。

○第九師團、宇品出發。

同月十二日、我軍、吳淞總攻撃を行ひ、柳家屯を占據す。

同月十三日、陸軍省、十九路軍の對日抗戰繼續に就き、斷乎實力應懲を聲明す。

○第九師團、上海上陸を開始す。

同月十四日、吳淞の敵軍左翼第一線全滅す。

同月十五日、英・米・佛・伊・獨五ヶ國大使の來訪を求め、外相芳澤謙吉より陸軍部隊増遣の目的及び今後の我が方針を委曲説明す。

◇同月十六日、國際聯盟理事會議長ボンクール日本に對し嚴重にアツピールの警告的通牒を寄す。

○奉天商埠地なる張景惠邸に滿蒙新國家建設會議を開き、最高政務委員會の組織と建國三原則

壯烈なる戦死を遂ぐ。

○蘇州にて最初の空中戦を行ひ、米人飛行士シヨートの操縦せる敵機を射落し、シヨート惨死す。

二月二十三日、更に上海増兵斷行に決す。

○外相芳澤謙吉、前例なき痛烈なる言葉を以て國際聯盟理事會の通牒を反駁回答し、聲明書を發表す。

○滿蒙新國家の國號を滿洲國と定む。

同月二十四日、滿洲國の首都を長春と決定す。

◇アメリカ國務長スチムソン、日本の行動を條約違反なりと批難し、門戶解放主義を強調せる聲明書を發表す。

同月二十五日、我軍、更に上海總攻撃を行ひ、北より南へ、金家壩・前郭家屯を連ねたる敵陣地を占據す。

◇國際聯盟理事長ロベール・ハウス來朝す。

同月二十六日、我軍、嚴家柳を占據す。

同月二十八日、上海に英・米・佛三國公使の幹

旋による日支停戦運動起る。

◇二月二十九日、國際聯盟理事會議長ボンクトール日支兩國に對し上海圓卓會議召集に關する提議をなす、之を受諾す。

○上海派遣軍司令官白川義則、兵を率ゐて上海に上陸す。

◇國際聯盟支那調査委員リットン等、來朝す。三月一日、滿洲國を建設し、年號を大同元年と改め、建國宣言を發す。

○我軍、大場鎮方面の總攻撃開始す。

○陸戰隊、遂に開北全部占據す。

○我軍、大場鎮・眞茹・彭浦鎮占據。同月二日、我軍、大場鎮・眞茹・彭浦鎮占據。同月三日、我軍・南翔・嘉定、吳淞砲臺占據。

○我が陸海軍に停戦命令下る。

◇日支紛争に關する臨時國際聯盟總會をジュネーヴに開く。

同月四日、支那軍に敵對行爲あり、我軍再び攻撃を開始す。

○上海事變の陸海軍死傷者二千三百八十九名に

三月十六日、滿洲國首府長春を新京と改稱す。

同月十七日、日本代表重光葵、支那代表顧維均と上海停戦交渉正式會議を開くことに決す。

同月十九日、駐日支那代理公使公華本、滿洲國創立の責任者は日本にありと抗議す。外相芳澤謙吉、日本は關知せずと回答す。

同月二十一日、日支停戦協定基礎案成る。乃ち一、後日の決定まで支那軍は現在地に留まる、二、日本軍はプログラムに従つて撤收す、三、混合委員會を組織し、一、二の實行を監視す。同月二十二日、衆議院、滿洲事變の軍事豫算案を可決す。

同月二十四日、第二艦隊司令長官末次信正等、東京に凱旋、直ちに參内、軍狀を奏す。

○上海英國總領事館にて日支正式停戦會議を開く。日本側植田謙吉、重光葵、支那側郭泰祺、載戟、等。

同月二十八日、陸軍少佐空閑昇、上海に自殺す重傷、捕虜となりしを恥辱としてなり。

達す。

◇國際聯盟總會、日支停戦に關する勸告決議案を可決す。

三月五日、日本側の停戦協定基礎案を支那側拒絶す。

同月七日、増遣第十四師團、上海附近に上陸を開始す。

同月九日、長春市外市政公署に於て滿洲國建國式舉行、前清國皇帝溥儀、執政に就任せらる。

○滿洲國の政府組織並に國務院・參議府の官制發表せらる。

同月十日、滿洲國成立を列國に通告す。

◇國際聯盟支那調査委員リットン等、神戸より上海に向ふ。

○國際聯盟總會の決議案に反對し、日本代表棄權す。

○國民政府、滿洲國否認を聲明す。

○滿洲國外交部長謝介石、日英米佛等十七ヶ國に正式に國交開始を提議す。

四月四日、第十一師團長厚東徳太郎、入京參内して軍狀を奏す。

同月五日、滿洲國黑龍江省長馬占山、逃亡す。

同月六日、上海日支停戦會議に於て支那側讓歩し、撤收問題一段落す。

同月十二日、上海日支停戦會議、無期延期となる。

同月十九日、これより先、ハルビン東方東支鐵道本線に於て、日本軍用列車爆發顛覆し、死者十四名、負傷者三十七名を出すの事件あり。此の日、列車顛覆事件の首魁として東支鐵道警察探偵長高長春を捕縛す。

同月二十日、滿洲國最初の對外借款（三井・三菱兩財團より二千萬圓）調印成る。

◇同月二十一日、國際聯盟支那調査委員リットン等、奉天に著す。

同月二十二日、滿洲國は日本人官吏として駒井徳三を國務院總務廳長に、大橋忠一を外交部總務廳長に、阪谷希一を財政部總務司長に、三谷

清を奉天公署警務廳長に任命を發表す。

四月二十四日、關東軍司令官本庄繁、國際聯盟委員リットン等と會見して、我が軍事行動を説明す。

同月二十七日、日支停戰協定案成る。

同月二十九日、上海の天長節祝賀會場に於て朝鮮人尹奉吉、手榴彈を投じて派遣軍司令官陸軍大將白川義則、同中將植田謙吉、海軍中將野村吉三郎、駐支公使重光葵、居留民團長河端貞以等を重傷せしむ。

◇同月三十日、國際聯盟總會、日支停戰決議案を可決して閉會す。

○上海爆彈事件の重傷者居留民團長河端貞以死す、年五十九。

五月二日、上海停戰協定、遂に成立す。

同月五日、上海英國總領事館に於て日支停戰協定の正式調印成る。

同月六日、上海派遣軍司令部、撤收開始を支那側に通告す。

○滿鐵總裁内田康哉、新京に於て滿洲國外交部長謝介石と會見、承認問題に就て重大要談を遂ぐ。

六月二十七日、滿洲國、全滿の海關接收を中外に宣明す。

◇七月三日、國際聯盟支那調査委員リットン等再び來朝し、大阪に於て聲明書を發表す。

同月十一日、滿洲國、全滿の郵政接收を通告す

同月十二日、外務大臣内田康哉、國際聯盟支那調査委員リットン等と會見し、滿洲國の承認は隨時、自主的に之を行ふ旨、宣明す。

同月十七日、上海の我が陸戰隊、最後の撤收を終る。

同月十八日、熱河に出動せる我軍、湯玉麟軍と戰鬪を開始す。

同月二十一日、熱河の形勢重大化す、南京政府は張學良に即時動員を命ず。

同月二十三日、熱河軍、我が要求を承認し、各方面漸次平穩に歸す。

五月八日、上海派遣軍司令官白川義則、歸還命令を發す。

同月十一日、上海派遣軍全部に凱旋を命ぜらる

同月二十六日、上海爆彈事件にて重傷せし上海派遣軍司令官白川義則逝く、年六十五。

同月三十日、我軍、匪賊の根據地海倫の總攻撃開始。

六月一日、陸軍省、上海派遣軍引揚完了を發表

○我軍、海倫に入城す。

同月二日、海軍少將植松練庵を上海海軍特別陸戰隊司令官となす。

同月十二日、滿洲國、大連海關接收を通告す。

同月十四日、衆議院は滿洲國承認決議案を可決す。

同月十八日、滿洲國、海關自主權宣言を發表す

同月二十四日、第三艦隊司令官野村吉三郎、上海派遣軍司令官代理植田謙吉、第二十師團長室兼次等東京に凱旋し、直に參上して軍狀を奏し、勅語を賜はる。

七月二十五日、滿洲國協和會の發會式舉行さる

同月二十六日、有吉明を特命全權公使として中華民國に駐劄せしむ。

八月二日、滿鐵線一帯に匪賊襲來し、各線大混亂に陥る。

同月四日、陸軍當局、張學良一派が滿鐵沿線に於て抗日繼續せば斷乎討伐の旨を聲明す。

同月十九日、我軍、南嶺附近に於て熱河軍と衝突す。

同月二十五日、外相内田康哉、貴族院に於て滿洲國承認の決意を宣明す。

九月八日、前關東軍司令官陸軍中將本庄繁、同獨立守備隊司令官陸軍中將森連、同騎兵第一旅團長陸軍中將吉岡豐輔、歩兵第八旅團長陸軍少將村井清規等、東京に凱旋し、直に參内して軍狀を奏す。

同月九日、定例閣議にて滿洲國承認を決意す。

同月十一日、東支鐵道沿線に於て匪賊列車を顛覆せしめ、殺傷掠奪を遂ぐ。日本兵五名戰死。

九月十四日、特命全權大使武藤信義、新京に入る。

同月十五日、帝國政府は滿洲國承認に關し、一切の權益を確認して共同防衛を約す旨聲明す。

○日本全權大使武藤信義、新京執政府に於て滿洲國國務總理鄭孝胥との間に滿洲國正式承認の議定書に調印を交す。

○滿洲國承認の日滿議定書を發表す。

同月十六日、國民政府は日本の滿洲國承認に抗議す。

同月二十七日、日滿合辦の航空會社成立す。

十月二日、外務省、リットン報告書を發表す。

同月四日、我軍、洮昂鐵道沿線に於て匪賊一千八百名を殲滅す。

同月九日、匪賊を撃退し、富拉爾基を占領す。

同月十一日、松岡洋右を國際聯盟總會日本代表となす。

同月十四日、ソヴィエト聯邦は東支鐵道チチハル以西滿洲里間を我軍の利用に委ぬ。

十一月九日、滿洲國建設公債三千萬圓を日本に於て發行する事に決す。

同月十八日、我軍、拜泉總攻撃開始。

同月二十日、帝國政府はリットン報告書の認識不足を是正したる意見書を發表す。

○我軍、拜泉を占據す。

同月二十一日、國際聯盟理事會を開く。日本代表松岡洋右、リットン報告書の誤謬を訂正し、日本の決意を表明す。

同月三十日、特命全權大使武藤信義を滿洲國に駐劄せしむ。

○我軍、北滿の叛軍總攻撃を開始す。

十二月二日、我軍、札蘭屯を占據す。

○國民政府、洛陽より南京に歸還す。

同月二日、我軍、興安嶺東方の要塞ジャラントン、ジンギスカン、展子山を占據す。

同月三日、我軍、ブハトを占據し、大興安嶺を越えて進撃す。

同月五日、我軍、ハイラルを占據し、叛軍總司

令蘇炳文、馬占山、露領に遁走す。

十二月六日、我軍、滿洲里に入城す。

同月八日、滿洲國に帝政運動起る。

○山海關附近に於て日支兩軍衝突す。

◇同月十五日、露支不侵略條約の調印成る。

同月十九日、上海爆彈事件の犯人朝鮮人尹奉吉を金澤に於て銃殺に處す。

△昭和八年（二五九三年）

一月一日、山海關に於て日支兩軍衝突す。

同月二日、我軍、山海關を占據す。

同月五日、我軍、ボグラニチナヤに入城し、北滿の匪賊討伐終る。

同月八日、我空軍、熱河侵入軍に大爆撃を行ふ

同月九日、我軍、虎林を占據す。叛軍の首領李杜、露領に遁走す。

同月十日、我軍、九門口を占據す。

同月十一日、陸軍省、熱河省討伐に關し他國の干渉を許さずと聲明す。

同月十二日、我軍、永安堡を占據す。

◇一月十五日、米國政府、滿洲國不承認を列國に通告す。

同月二十日、滿洲國政府、熱河討伐の重大決意を表明す。

同月二十三日、第二師團長多門二郎、第三十八旅團長依田四郎、參内して軍狀を奏す。

同月二十六日、大亞細亞協會創立さる。

二月九日、陸軍省、熱河省討伐は滿洲國主權の發動なる旨、聲明す。

同月十四日、國際聯盟十九國委員會、日本軍を滿鐵附屬地帯へ撤退せしむることを前提條件とする勸告案を可決す。

同月十五日、關東軍司令官武藤信義、重大聲明を發す。

同月十七日、緊急閣議を開き、國際聯盟の勸告案反對、熱河討伐を正式決定す。

同月十八日、滿洲國、熱河討伐を聲明す。

同月二十日、重大閣議を開き、聯盟總會にて勸告案通過の際は敢然聯盟脱退を決意す。

二月二十二日、帝國政府は南京國民政府に對し熱河の支那兵撤去に關する重大警告を發す。

○我軍、北票占據。

同月二十四日、國際聯盟總會四十二票對一票にて勸告案を可決す。帝國代表松岡洋右等、退場す。

○我軍、綏東を占據す。

○滿洲國軍、開魯を占據す。

同月二十五日、關東軍司令官武藤信義、熱河討伐を聲明す。

○我軍、朝陽・下窪を占據す。

同月二十六日、外務省、帝國政府の國際聯盟提出陳述書を發表す。

同月二十八日、我軍沙涓山占據。

三月一日、我軍、赤峰・建平・凌源占據。

同月三日、我軍、平泉占據。

同月四日、我軍、承德占據。

同月五日、我軍、樂平・喜峰口占據。

同月六日、我軍、長城の一線古北口を占領す。

三月十日、我軍、長城線の總攻撃を行ふ。

同月十一日、張學良下野を發表、北支の政局大轉換をなす。

同月十三日、我軍、林西占據。

同月二十七日、國際聯盟脱退の詔書發せらる。

四月一日、我軍、石門砦・蔣家庄占據。

同月十日、我軍、長城全線に亘り總攻撃を開始す。

同月十一日、我軍、建昌營占據。

同月十二日、我軍、灤東占據。

同月十四日、我軍、遷安占據。

同月十五日、我軍、永平・海陽鎮・撫寧占據。

同月十七日、我軍、安山街占據。

同月十八日、我軍、秦皇島を占據す。

同月二十二日、我軍、南天門を占據す。

五月六日、ソヴィエト聯邦、滿洲國に對して東支鐵道讓渡を正式に提議す。

同月七日、我軍、再び灤東攻撃開始。

同月八日、我軍、遷安・撫寧を占據す。

五月九日、我軍、張家昌・永平占據。

同月十日、我軍、昌黎占據。

同月十一日、我軍、新開嶺占據。

同月十二日、我軍、石匣鎮占據。

同月十五日、日滿合辦通信會社の設立に關する批准書の交換成る。

○關東軍司令官武藤信義、支那軍が長城線より撤退せざれば更に斷乎たる行動を執る旨の重大聲明を發す。

○我軍、豐潤・密雲占據。

同月十七日、我軍、玉田・石門鎮占據。

同月十九日、我軍、懷柔占據。

○天津に反蔣目衛軍の暴動起る。

同月二十四日、長城全線の支那軍、總退却を開始す。

同月二十五日、支那軍、正式に停戦を提議し來る。

同月三十日、塘沽に於ける日支停戦協定開始さる。

五月三十一日、塘沽に於ける日支停戦協定調印成る。

同月中、滿洲事變以來の我軍の犠牲者、戦死者

二八九九名、戦傷者八四八三名に達す。

六月二十六日、帝國政府の斡旋により北滿鐵道讓渡に關する滿露第一回會商、外務次官々邸に開かる。

七月五日、戦區接收の日支協定成る。

同月二十七日、關東軍司令官元帥武藤信義死す

同月二十八日、陸軍大將菱刈隆、關東軍司令官

兼特命全權大使關東長官に任ぜらる。

八月八日、我が全軍を長城線に撤收す。

同月二十一日、帝國政府は佛國に對し、新南洋

九群島の先占に關し正式抗議をなす。

九月六日、國民政府巨頭、第三次蘆山會議を開

いて北支對策を議す。

同月十六日、新外相廣田弘毅、米・露・支三大

隣國と特に親善を期する旨、聲明す。

同月二十二日、方振武軍、非武装地帯たる懷柔